轄税務署長に提出しなければならない。

4　第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項の還付の請求があつた日（同日が同項に規定する継続の日の前日又は合併の日の属する事業年度の第百二条第一項の規定による申告書の提出期限前である場合には、その提出期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の還付の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　青色申告

（青色申告）

第百二十一条　内国法人は、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出することができる。

一　中間申告書
二　確定申告書
三　清算事業年度予納申告書

2　前項の承認を受けている内国法人は、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

一　退職年金積立金中間申告書
二　退職年金積立金確定申告書
三　残余財産分配予納申告書
四　清算確定申告書
五　合併確定申告書

（青色申告の承認の申請）

第百二十二条　当該事業年度以後の各事業年度の前条第一項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項の承認を受けようとする内国法人は、当該事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度開始の日その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

2　前項の場合において、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度に該当するときは、同項の申請者の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる日の前日とする。

一　内国法人である普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度　同日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日
二　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度　同日以後三月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日
三　内国法人である普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から前二号に規定する事業年度終了の日までの期間が三月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度　その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後三月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日

（青色申告の承認申請の却下）

第百二十三条　税務署長は、前条第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した内国法人につき次の各号の一に該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一　前条第一項に規定する当該事業年度に係る帳簿

書類の備付け、記録又は保存が第百二十六条第一項（青色申告法人の帳簿書類）に規定する大蔵省令で定めるところに従つて行なわれていないこと。
二　その備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載していることその他不実の記載があると認められる相当の理由があること。
三　第百二十七条第二項（青色申告の承認の取消し）の規定による通知を受け、又は第百二十八条（青色申告の取りやめ）に規定する届出書の提出をした日以後一年以内にその申請書を提出したこと。

（青色申告の承認等の通知）

第百二十四条　税務署長は、第百二十二条第一項（青色申告の承認の申請）の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

（青色申告の承認があつたものとみなす場合）

第百二十五条　第百二十二条第一項（青色申告の承認の申請）の申請書の提出があつた場合において、同項に規定する当該事業年度終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日）までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

（青色申告法人の帳簿書類）

第百二十六条　第百二十一条第一項（青色申告）の承認を受けている内国法人は、大蔵省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記載し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

2　納税地の所轄税務署長は、必要があると認めるときは、第百二十一条第一項の承認を受けている内国法人に対し、前項に規定する帳簿書類について必要な指示をすることができる。

（青色申告の承認の取消し）

第百二十七条　第百二十一条第一項（青色申告）の承認を受けた内国法人につき次の各号の一に該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に掲げる事業年度までさかのぼつて、その承認を取り消すことができる。この場合において、その承認の取消しがあつたときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす。

一　その事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が前条第一項に規定する大蔵省令で定めるところに従つて行なわれていないこと。　当該事業年度
二　前条第二項の規定による税務署長の指示に従わなかつたこと。　その事実の生じた日の属する事業年度
三　その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し、その他その記載事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること。　当該事業年度
四　第七十四条第一項（確定申告）又は第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたこと。　当該申告書に係る事業年度

2　税務署長は、前項の規定による取消しの処分をする場合には、同項の内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、その書面に

は、その取消しの処分の基因となつた事実が同項各号のいずれに該当するかを附記しなければならない。

（青色申告の取りやめ）

第百二十八条　第百二十一条第一項（青色申告）の承認を受けている内国法人は、当該事業年度以後の各事業年度の同項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することをやめようとするときは、当該事業年度終了の日の翌日から二月以内に、当該事業年度開始の日その他大蔵省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、当該事業年度以後の各事業年度については、その承認は、その効力を失うものとする。

第五章　更正及び決定

（更正をすべき事項に関する特例）

第百二十九条　法人税に係る更正については、国税通則法第二十四条（更正）又は第二十六条（再更正）に規定する事項のほか、第百二条第一項第五号（所得税額等の控除不足額）に掲げる事項についても行なうことができる。この場合において、当該事項につき更正をするときは、同法第二十八条第二項（更正通知書の記載事項）中「税額等」とあるのは、「税額等並びに法人税法第百二条第一項第五号（所得税額等の控除不足額）に掲げる事項」とする。

（青色申告書に係る更正）

第百三十条　税務署長は、内国法人の提出した青色申告書に係る法人税の課税標準又は欠損金額の更正をする場合には、その内国法人の帳簿書類を調査し、その調査により当該課税標準又は欠損金額の計算に誤りがあると認められる場合に限り、これをすることができる。ただし、当該申告書及びこれに添附された書類に記載された事項によつて、当該課税標準又は欠損金額の計算がこの法律の規定に従つていないことその他計算に誤りがあることが明らかである場合は、その帳簿書類を調査しないでその更正をすることを妨げない。

2　税務署長は、内国法人の提出した青色申告書に係る法人税の課税標準又は欠損金額の更正をする場合には、その更正に係る国税通則法第二十八条第二項（更正通知書の記載事項）に規定する更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない。

（推計による更正又は決定）

第百三十一条　税務署長は、内国法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合には、内国法人の提出した青色申告書に係る法人税の課税標準又は欠損金額の更正をする場合を除き、その内国法人の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその内国法人に係る法人税の課税標準（更正をする場合にあつては、課税標準又は欠損金額）を推計して、これをすることができる。

（同族会社等の行為又は計算の否認）

第百三十二条　税務署長は、次に掲げる法人に係る法人税につき更正又は決定をする場合において、その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その法人に係る法人税の課税標準若しくは欠損金額又は法人税の額を計算することができる。

一　内国法人である同族会社

二　イからハまでのいずれにも該当する内国法人

イ　三以上の支店、工場その他の事業所を有すること。

ロ　その事業所の二分の一以上に当たる事業所につき、その事業所の所長、主任その他のその事業所に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人（以下この号において「所長等」という。）が前に当該事業所において個人として事業を営んでいた事実があること。

ハ　ロに規定する事実がある事業所の所長等の有するその内国法人の株式の数又は出資の金額の合計額がその内国法人の発行済株式の総数又は出資金額の三分の二以上に相当すること。

2　前項の場合において、内国法人が同項各号に掲げる法人に該当するかどうかの判定は、同項に規定する行為又は計算の事実のあつた時の現況によるものとする。

（確定申告に係る更正による所得税額等の還付）

第百三十三条　内国法人の提出した確定申告書に係る法人税につき更正があつた場合において、その更正により第七十四条第一項第三号（所得税額等の控除不足額）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2　前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、前項の確定申告書の提出期限（当該申告書が期限後申告書である場合には、当該申告書を提出した日）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

（確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付）

第百三十四条　中間申告書を提出した内国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税につき決定があつた場合において、その決定に係る第七十四条第一項第五号（中間納付額の控除不足額）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その普通法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2　中間申告書を提出した内国法人である普通法人のその中間申告書に係る事業年度の法人税につき更正があつた場合において、その更正により第七十四条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その普通法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3　税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税又は利子税があるときは、これらの額のうち、これらの規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額をあわせて還付する。

4　第一項又は第二項の規定により還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項又は第二項の規定により還付すべき中間納付額の納付の日（その中間納付額が第一項又は第二項の中間申告書の提出期限前に納付された場合には、その提出期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金については、当該各号に掲げる日数は、当該期間に算入しない。

一　第一項の規定による還付金　同項に規定する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の

提出期限の翌日から第一項の決定があつた日までの日数

二　第二項の規定による還付金（その基因となつた更正が次のいずれにも該当しないものを除く。）同項に規定する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限の翌日から、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる日までの日数

イ　第二項の更正に係る確定申告書が期限後申告書である場合　その提出の日

ロ　第二項の更正が決定に係る更正である場合　その決定があつた日

5　第一項又は第二項の規定による還付金をその額の計算の基礎とされた中間納付額に係る事業年度の所得に対する法人税で未納のものに充当する場合には、その還付金の額のうちその充当する金額については、還付加算金を附さないものとし、その充当される部分の法人税については、延滞税及び利子税を免除するものとする。

6　第三項の規定による還付金については、還付加算金は、附さない。

7　前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による還付金（これに係る還付加算金を含む。）につき充当をする場合の方法その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（清算確定申告に係る更正による所得税額等の還付）

第百三十五条　内国法人である普通法人又は協同組合等の提出した清算確定申告書に係る法人税につき更正があつた場合において、その更正により第百四条第一項第三号（所得税額等の控除不足額）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その普通法人又は協同組合等に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2　前項の規定による還付金については、還付加算金は、附さない。

（清算確定申告に係る更正又は決定による清算中の予納額の還付）

第百三十六条　第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）又は第百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書を提出すべき内国法人である普通法人又は協同組合等のその解散に係る清算所得に対する法人税につき決定があつた場合において、その決定に係る第百四条第一項第五号（清算中の予納額の控除不足額）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その普通法人又は協同組合等に対し、当該金額に相当する清算中の予納額を還付する。

2　前項に規定する申告書を提出すべき内国法人である普通法人又は協同組合等のその解散に係る清算所得に対する法人税につき更正があつた場合において、その更正により第百四条第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その普通法人又は協同組合等に対し、その増加した部分の金額に相当する清算中の予納額を還付する。

3　税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する申告書に係る清算中の予納額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、その清算中の予納額で第百五条（清算中の所得に係る予納申告による納付）又は第百六条（残余財産の一部分配に係る予納申告による納付）の規定による納期限がその還付の日に最も近いものから順次前二項の規定による還付金に達するまでさかのぼつて求めた場合における各清算中の予納額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額の合計額をあわせて還付する。

4　前三項の規定による還付金については、還付加算金を附さないものとし、第一項又は第二項の規定による還付金を清算中の予納額で未納のものに充当する場合には、その充当される部分の清算中の予納額については、延滞税を免除するものとする。

5　前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による還付金につき充当をする場合の方法その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（継続等の場合の更正による所得税額等の還付）

第百三十七条　第百二十条第一項（継続等の場合の所得税額等の還付）に規定する還付の請求があつた後に同項に規定する清算中の各事業年度の清算事業年度予納申告書に係る法人税につき更正があつた場合において、その更正により第百二条第一項第五号（所得税額等の控除不足額）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、当該還付の請求をした内国法人である普通法人又は協同組合等に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2　前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、前項に規定する還付の請求があつた日（同日が第百二十条第一項に規定する継続の日の前日又は合併の日の属する事業年度の第百二条第一項の規定による申告書の提出期限前である場合には、その提出期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日）までの期間とする。

第三編　外国法人の納税義務

第一章　国内源泉所得

（国内源泉所得）

第百三十八条　この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一　国内において行なう事業から生じ、又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡により生ずる所得（次号から第十号までに該当するものを除く。）その他その源泉が国内にある所得として政令で定めるもの

二　国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で政令で定めるものを行なう法人が受ける当該人的役務の提供に係る対価

三　国内にある不動産、国内にある不動産の上に存する権利若しくは採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）の規定による採石権の貸付け（地上権又は採石権の設定その他他人に不動産、不動産の上に存する権利又は採石権を使用させる一切の行為を含む。）、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の規定による租鉱権の設定又は所得税法第二条第一項第三号（定義）に規定する居住者若しくは内国法人に対する船舶若しくは航空機の貸付けによる対価

四　所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等のうち次に掲げるもの

イ　所得税法第二条第一項第九号に規定する公社債のうち日本国の国債若しくは地方債又は内国法人の発行する債券の利子

ロ　国内にある営業所（事務所その他これらに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に預け入れられた所得税法第二条第一項第十号に規定する預貯金の利子

ハ　国内にある営業所に信託された合同運用信託

又は公社債投資信託の収益の分配

五　内国法人から受ける所得税法第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等

六　国内において業務を行なう者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）で当該業務に係るものの利子（政令で定める利子を除く。）

七　国内において業務を行なう者から受ける次に掲げる使用料又は対価で当該業務に係るもの

イ　工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料又はその譲渡による対価

ロ　著作権（出版権並びに映画フイルムの上映権及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）の使用料又はその譲渡による対価

ハ　機械、装置その他政令で定める用具の使用料

八　国内において行なう事業の広告宣伝のための賞金として政令で定めるもの

九　国内にある営業所又は契約の締結の代理をする者を通じて締結した生命保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）

十　国内において事業を行なう者に対する出資につき、匿名組合契約（これに準ずる契約を含む。）で政令で定めるものに基づいて受ける利益の分配

（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）

第百三十九条　日本国が締結した所得に対する租税に関する二重課税防止のための条約において国内源泉所得につき前条の規定と異なる定めがある場合には、その条約の適用を受ける法人については、同条の規定にかかわらず、国内源泉所得は、その異なる定めがある限りにおいて、その条約に定めるところによる。この場合において、その条約が同条第二号から第十号までの規定に代わつて国内源泉所得を定めているときは、この法律中これらの号に規定する事項に関する部分の適用については、その条約により国内源泉所得とされたものをもつてこれに対応するこれらの号に掲げる国内源泉所得とみなす。

（国内源泉所得の範囲の細目）

第百四十条　前二条に定めるもののほか、国内源泉所得の範囲に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章　各事業年度の所得に対する法人税

第一節　課税標準及びその計算

（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）

第百四十一条　外国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得のうち次の各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額とする。

一　国内に支店、工場その他事業を行なう一定の場所で政令で定めるものを有する外国法人　すべての国内源泉所得

二　国内において建設、すえ付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務の提供（以下この号において「建設作業等」という。）を一年をこえて行なう外国法人（前号に該当する外国法人を除く。）　次に掲げる国内源泉所得

イ　第百三十八条第一号から第三号まで（国内源泉所得）に掲げる国内源泉所得

ロ　第百三十八条第四号から第十号までに掲げる国内源泉所得のうち、その外国法人が国内において行なう建設作業等に係る事業に帰せられるもの

三　国内に自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの（以下この号において「代理人等」という。）を置く外国法人（第一号に該当する外国法人を除く。）　次に掲げる国内源泉所得

イ　第百三十八条第一号から第三号までに掲げる国内源泉所得

ロ　第百三十八条第四号から第十号までに掲げる国内源泉所得のうち、その外国法人が国内においてその代理人等を通じて行なう事業に帰せられるもの

四　前三号に掲げる外国法人以外の外国法人　次に掲げる国内源泉所得

イ　第百三十八条第一号に掲げる国内源泉所得のうち、国内にある資産の運用若しくは保有又は国内にある不動産の譲渡により生ずるものその他政令で定めるもの

ロ　第百三十八条第二号及び第三号に掲げる国内源泉所得

（国内源泉所得に係る所得の金額の計算）

第百四十二条　外国法人の前条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額は、当該国内源泉所得に係る所得について、政令で定めるところにより、前編第一章第一節第二款から第六款まで（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）及び第六十一条（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）を除く。）の規定に準じて計算した金額とする。

第二節　税額の計算

（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の税率）

第百四十三条　外国法人である普通法人又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第百四十一条（外国法人に係る法人税の課税標準）に規定する国内源泉所得に係る所得の金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額とする。

一　年三百万円以下の金額　百分の三十一

二　年三百万円をこえる金額　百分の三十七

2　外国法人である公益法人等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、第百四十一条に規定する国内源泉所得に係る所得の金額に百分の二十六の税率を乗じて計算した金額とする。

3　事業年度が一年に満たない外国法人に対する第一項の規定の適用については、同項各号中「年三百万円」とあるのは、「三百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

4　前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（所得税額の控除）

第百四十四条　第六十八条（内国法人に係る所得税額の控除）の規定は、外国法人が各事業年度において第百四十一条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得で所得税法の規定により所得税を課されるもの（同法第百六十一条第五号（内国法人から受ける配当等）に掲げる配当等を除く。）の支払を受ける場合について準用する。この場合において、第六十八条第一項中「所得税の額」とあるのは「所得税の額（所得税法第百六十一条第二号（国内源泉所得）に掲げる対価につき同法第二百十二条第一項（非居住者又は外国法人の所得に係る源泉徴収義務）の規定により徴収された所得税については、その額

のうち、同法第二百十五条（非居住者の人的役務の提供による給与等に係る源泉徴収の特例）の規定により同項の規定による徴収が行なわれたものとみなされる同法第百六十一条第八号に掲げる給与又は報酬に対応する部分の金額を除く。）」と、同条第二項中「利子及び配当等」とあるのは「当該国内源泉所得」と読み替えるものとする。

第三節　申告、納付及び還付等

（申告、納付及び還付等）

第百四十五条　前編第一章第三節（内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の申告、納付及び還付等）の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税についての申告、納付、還付及び国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十一条第一項（中間申告）	普通法人（清算中のものを除く。）	普通法人
	（新たに設立された内国法人である普通法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度を除く。）	（第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する普通法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日の属する事業年度又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する普通法人の第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業（以下「人的役務提供事業」という。）を国内において開始した日の属する事業年度若しくは当該普通法人の第百四十一条第四号に掲げる国内源泉所得で第百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日の属する事業年度を除く。）
	又は当該金額がない場合	若しくは当該金額がない場合又は当該二月以内に、第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する普通法人が国税通則法第八十九条第二項（納税管理人）の規定による納税管理人の届出（以下「納税管理人の届出」という。）をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合若しくは第百四十一条第四号に掲げる外国法人に該当する普通法人が人的役務提供事業で国内において行なうものを廃止する場合
第七十二条第三項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）	繰越損失金の損金算入の要件）を除く	繰越損失金の損金算入の要件）並びに第四十六条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）及び第六十一条（協同組合等の事業分量配当等の損金算入）を除く
	前節第二款（税額控除）（第七十条第八項（繰越外国法人税額等の控除の要件）を除く。）	第百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する第六十八条（所得税額の控除）
第七十四条第一項（確定申告）	内国法人（清算中の内国法人である普通法人及び清算中の協同組合等を除く。）	外国法人
	二月以内	二月以内（第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する法人が納税管理人の届出をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が人的役務提供事業で国内において行なうものを廃止する場合には、当該事業年度終了の日の翌日から二月を経過した日の前日とその該当しないこととなる日又はその廃止の日とのうちいずれか早い日まで）
	前節	第三編第二章第二節
	第六十八条から第七十条まで（税額控除）	第百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する第六十八条（所得税額の控除）
第七十五条第一項（確定申告書の提出期限の延長）	前条第一項の規定による申告書	前条第一項の規定による申告書（第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する法人が納税管理人の届出をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が人的役務提供事業で国内において行なうものを廃止する場合において提出すべきものを除く。）
第七十八条第一項（延納）	三月間	三月間（当該期間内に第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する法人が納税管理人の届出をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が人的役務提供事業で国内において行なうものを廃止する場合には、当該提出期限の翌日からその該当しないこととなる日又はその廃止の日までの期間）
	納付を延期することができる。	納付を延期することができる。ただし、第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人が納税管理人の届出をしないでこれらの号に掲げる外国法人のいずれにも該当しないこととなる場合又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する法人が人的役務提供事業で国内において行なうものを廃止する場合において提出すべき第七十四条第一項の規定による申告書に係る法人税については、この限りでない。
第八十一条第一項（欠損金の繰戻しによる還付）	第六十八条から第七十条まで（税額控除）	第百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する第六十八条（所得税額の控除）

第四節　青色申告

（青色申告）

第百四十六条　前編第四章（内国法人に係る青色申告）の規定は、外国法人の提出する確定申告書及び中間申告書並びにこれらの申告書に係る修正申告書について準用する。

2　前項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第百二十二条第二項第一号（青色申告の承認の申請）	内国法人である普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度	第百四十一条第一号から第三号まで（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する普通法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日の属する事業年度又は同条第四号に掲げる外国法人に該当する普通法人の人的役務提供事業を国内において開始した日の属する事業年度若しくは当該普通法人の同号に掲げる国内源泉所得で第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に掲げる対価以外のものを有することとなつた日の属する事業年度
	同日	その該当することとなつた日又はその開始した日若しくはその有することとなつた日
第百二十二条第二項第二号	収益事業を開始した日	第百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有することとなつた日
第百二十二条第二項第三号	内国法人である普通法人若しくは協同組合等の設立の日	第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する普通法人がこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日若しくは同条第四号に掲げる外国法人に該当する普通法人が人的役務提供事業を国内において開始した日若しくは当該普通法人が同号に掲げる国内源泉所得で第百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた日

	収益事業を開始した日	第百四十一条各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有することとなつた日
	その設立の日	その該当することとなつた日、その開始した日若しくはその有することとなつた日

第五節　更正及び決定

（更正及び決定）

第百四十七条　第百三十条から第百三十四条まで（内国法人に係る更正及び決定）の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税に係る更正又は決定について準用する。

第四編　雑則

（内国普通法人等の設立の届出）

第百四十八条　新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその設立の時における貸借対照表その他大蔵省令で定める書類を添附し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その名称、本店又は主たる事務所の所在地、納税地及び代表者の氏名

二　その事業の目的

三　その設立の日

（外国普通法人となつた旨の届出）

第百四十九条　第百四十一条第四号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当する普通法人が同条第一号から第三号までに掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた場合又は当該普通法人が第百三十八条第二号（人的役務の提供事業に係る対価）に規定する事業を国内において開始し、若しくは第百四十一条第四号に掲げる国内源泉所得で第百三十八条第二号に掲げる対価以外のものを有することとなつた場合には、その普通法人は、その該当することとなつた日又はその開始した日若しくはその有することとなつた日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその該当することとなつた時又はその開始した時若しくはその有することとなつた時における貸借対照表その他大蔵省令で定める書類を添附し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その名称、本店又は主たる事務所の所在地、納税地及び国内において行なう事業又は国内にある資産の経営又は管理の責任者の氏名

二　国内において行なう事業の目的及び種類又は国内にある資産の種類及び所在地

三　国内において行なう事業を開始した日若しくはその開始予定日又は国内にある資産を有することとなつた日

（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始の届出）

第百五十条　内国法人である公益法人等又は人格のない社団等は、新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその開始した時における収益事業に係る貸借対照表その他大蔵省令で定める書類を添附し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一　その名称、本店又は主たる事務所の所在地、納税地及び代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあつては、管理人）の氏名

二　その事業の目的

三　その収益事業の種類

四　その収益事業を開始した日

2　外国法人である公益法人等又は人格のない社団等は、第百四十一条各号（外国法人に係る法人税の課税標準）に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に掲げる国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなつた場合には、その有することとなつた日以後二月以内に、前項各号に掲げる事項に準ずる事項を記載した届出書にその有することとなつた時における収益事業に係る貸借対照表その他大蔵省令で定める書類を添附し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

（代表者等の自署押印）

第百五十一条　法人の提出する第二条第三十号から第三十七号まで（定義）に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書（以下この条において「法人税申告書」という。）には、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる者が自署し、自己の印を押さなければならない。

一　法人の代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあつては、管理人。以下この項において同じ。）が一人である場合　当該代表者

二　法人の代表者が二人以上ある場合（次号に掲げる場合を除く。）　これらの者のうち社長、理事長、専務取締役、常務取締役その他の者でその法人税申告書の作成の時においてその法人の業務を主宰しているもの

三　二人以上の者が共同して法人を代表する場合　その全員

2　法人税申告書には、前項の代表者のほか、法人の役員及び職員のうちその法人税申告書の作成の時においてその法人の経理に関する事務の上席の責任者である者が自署し、自己の印を押さなければならない。

3　外国法人の提出する法人税申告書については、第一項の規定によりその法人税申告書に自署し、自己の印を押すべき者は、国内において行なう事業又は国内にある資産の経営又は管理の責任者とし、前項の規定によりその法人税申告書に自署し、自己の印を押すべき者は、当該事業又は資産に係る経理に関する事務の上席の責任者とする。

4　前三項の規定による自署及び押印の有無は、法人税申告書の提出による申告の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

（申告書の公示）

第百五十二条　税務署長は、確定申告書又は当該申告書に係る修正申告書に記載された各事業年度の所得の金額（修正申告書については、その申告後の当該所得の金額）が千万円（当該事業年度が六月をこえる場合には、二千万円）をこえる法人について、大蔵省令で定めるところにより、その法人の名称、これらの申告書に記載された当該所得の金額その他の事項を公示しなければならない。

（当該職員の質問検査権）

第百五十三条　国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人税に関する調査について必要があるときは、法人に質問し、又はその帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第百五十四条　国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、法人税に関する調査について必要があるときは、法人に対し、金銭の支払若しくは物品の譲渡をする義務があると認められる者又は金銭の支払若しくは物品の譲渡を受ける権利があると認められる者に質問し、又はその事業に関する張簿書類を検査することができ

る。

第百五十五条　前二条の規定は、国税庁の当該職員及び納税地の所轄税務署又は所轄国税局の当該職員以外の当該職員のその所属する税務署又は国税局の所轄区域内に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ずるものを有する法人に対する質問又は検査について準用する。

第百五十六条　前三条の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（身分証明書の携帯等）

第百五十七条　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第百五十三条又は第百五十四条（当該職員の質問検査権）（これらの規定を第百五十五条（質問検査権に係る準用）において準用する場合を含む。）の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（附加税の禁止）

第百五十八条　地方公共団体は、法人税の附加税を課することができない。

第五編　罰則

第百五十九条　偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号（確定申告に係る法人税額）（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）、第八十九条第二号（退職年金積立金確定申告に係る法人税額）、第百四条第一項第二号（清算確定申告に係る法人税額）若しくは第百十六条第一項第二号（合併確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額につき法人税を免れ、又は第八十一条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）（第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による法人税の還付を受けた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。以下この編において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の免れた法人税の額又は同項の還付を受けた法人税の額が五百万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円をこえその免れた法人税の額又は還付を受けた法人税の額に相当する金額以下とすることができる。

第百六十条　正当な理由がなくて第七十四条第一項（確定申告）（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）、第八十九条（退職年金積立金に係る確定申告）、第百四条第一項（清算確定申告）又は第百十六条第一項（合併確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第百六十一条　第百五十一条第一項から第三項まで（代表者等の自署押印）の規定に違反した者又はこれらの規定に違反する同条第一項に規定する法人税申告書の提出があつた場合のその行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第百六十二条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第七十一条第一項（中間申告）（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書で第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項）に掲げる事項を記載したもの、第八十八条（退職年金積立金に係る中間申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）、第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）又は第百三条第一項（残余財産の一部分配に係る予納申告）の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）に偽りの記載をして税務署長に提出した場合の法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者

二　第百五十三条又は第百五十四条（当該職員の質問検査権）（これらの規定を第百五十五条（質問検査権に係る準用）において準用する場合を含む。）の規定による当該職員の質問に対して答弁せず若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

三　前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

第百六十三条　法人税の調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第百六十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第百五十九条（法人税を免れる等の罪）、第百六十条（確定申告書を提出しない等の罪）又は第百六十二条（偽りの記載をした中間申告書を提出する等の罪）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（経過規定の原則）

第二条　この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度の所得及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（旧法の規定に基づく処分又は手続の効力）

第三条　施行日前に改正前の法人税法（以下「旧法」という。）又はこれに基づく命令の規定によつてした承認、指定又は申告、申請、請求、届出その他の処分又は手続で新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

（事業年度に関する経過規定）

第四条　新法第十四条（みなし事業年度）の規定は、

施行日以後に同条各号に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

（配当等の額とみなす金額に関する経過規定）

第五条　新法第二十四条第一項第三号（解散の場合のみなし配当）の規定は、法人が施行日以後に解散した法人から残余財産の分配として金銭その他の資産の交付を受ける場合について適用し、法人が同日前に解散した法人から残余財産の分配として金銭その他の資産の交付を受ける場合については、なお従前の例による。

（租税公課の損金不算入に関する経過規定）

第六条　新法第三十八条第二項（租税公課の損金不算入）の規定は、法人が施行日以後に同項各号に掲げるものを納付する場合について適用し、法人が同日前に当該納付をした場合については、なお従前の例による。

（圧縮記帳に関する経過規定）

第七条　新法第四十二条から第五十一条まで（圧縮記帳）の規定は、法人が施行日以後に、新法第四十二条第一項に規定する国庫補助金等、同条第二項に規定する固定資産、新法第四十五条第一項に規定する金銭若しくは資材若しくは同条第二項に規定する固定資産の交付を受け、新法第四十六条第一項に規定する納付金の納付を受け、新法第四十七条第一項に規定する保険金等の支払若しくは同条第二項に規定する代替資産の交付を受け、新法第五十条第一項に規定する交換をし、又は新法第五十一条第一項に規定する特定出資をする場合について適用し、同日前に、当該交付、納付若しくは支払を受け、当該交換をし、又は当該特定出資をした場合については、なお従前の例による。

（引当金に関する経過規定）

第八条　法人が施行日の属する事業年度開始の日において有する旧法（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定による貸倒引当金勘定、退職給与引当金勘定又は特別修繕引当金勘定の金額（既に旧法の規定により取りくずすべきこととなつたものを除く。以下この条において「旧貸倒引当金勘定等の金額」という。）は、それぞれ新法第五十二条第一項（貸倒引当金）、第五十五条第一項（退職給与引当金）又は第五十六条第一項（特別修繕引当金）の規定によりその法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された貸倒引当金勘定、退職給与引当金勘定又は特別修繕引当金勘定の金額とみなす。

2　前項の規定は、法人が、施行日の属する事業年度開始の日から施行日の前日までの間において行なつた合併により、その合併に係る被合併法人から旧貸倒引当金勘定等の金額を引き継いだ場合におけるその旧貸倒引当金勘定等の金額について準用する。

3　新法第五十四条（賞与引当金）の規定は、法人の昭和四十年十月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（繰越欠損金の損金算入に関する経過規定）

第九条　新法第五十七条第一項（青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の損金算入）又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しない法人の災害による繰越損失金の損金算入）の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する各事業年度開始の日前五年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額のうちに旧法第九条第五項（青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の損金算入）の規定により各事業年度の所得の計算上損金に算入された金額又は旧法第二十六条の四（欠損金の繰戻しによる還付）の規定による還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額があるときは、これらの金額を当該欠損金額に相当する金額から控除した金額をもつて当該欠損金額とみなす。

2　新法第五十九条（資産整理に伴う私財提供等があつた場合の欠損金の損金算入）の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が生じた場合について適用する。

（みなし配当金額の一部の控除等に関する経過規定）

第十条　新法第六十九条（みなし配当金額の一部の控除）、第九十七条（みなし配当金額の一部の残余財産価額への算入）及び第百一条（解散の場合の清算所得に対する法人税額からのみなし配当金額の一部の控除）の規定（新法第二十四条第一項第三号（解散の場合のみなし配当）に掲げる金銭その他の資産に係る部分に限る。）は、内国法人が施行日以後に解散した法人から残余財産の分配として金銭その他の資産の交付を受ける場合について適用し、内国法人が同日前に解散した法人から残余財産の分配として金銭その他の資産の交付を受ける場合については、なお従前の例による。

2　外国法人が施行日前に交付を受けた旧法第九条の六第二項第二号又は第三号（解散又は合併の場合のみなし配当）に規定する金銭その他の資産については、旧法第十条の二（各事業年度の所得に対する法人税額からのみなし配当金額の一部の控除）その他の旧法の規定は、なおその効力を有する。

（中間申告に関する経過規定）

第十一条　普通法人の施行日の属する事業年度の中間申告に係る法人税（次項の規定に該当するものを除く。）に対する新法第七十一条（中間申告）（新法第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第七十一条第一項第一号中「確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号（確定申告に係る法人税額）に掲げる金額」とあるのは「旧法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十八条第一項（中間申告を要しない法人の確定申告）又は第二十一条第一項（中間申告を要する法人の確定申告）の規定による申告書（以下この条において「旧確定申告書」という。）に記載すべき法人税額」と、同条第二項第一号中「確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号に掲げる金額」とあるのは「旧確定申告書に記載すべき法人税額」とする。

2　施行日の前日までに提出期限の到来した旧法第十九条（中間申告）又は第二十条（新設法人等の中間申告の特例）の規定による申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

3　前項の規定によりなお従前の例によることとされる法人税は、新法の規定の適用については、新法第七十一条第一項（新法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書に係る法人税とみなす。

（欠損金の繰戻しによる還付に関する経過規定）

第十二条　新法第八十一条第一項（欠損金の繰戻しによる還付）（新法第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に終了した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

2　新法第八十一条第四項（新法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、施行日以後に新法第八十一条第四項に規定する事由が生じた場合について適用し、同日前に当該事由が生じた場合については、なお従前の例による。

3　新法第八十一条第一項の規定を適用する場合において、同項に規定する還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき既に旧法第二十六条の四（欠損金の繰戻しによる還付）の規定の適用があつたときは、その額からその適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得事業年度の所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得事業年度の所得の金額とみなす。

4　新法第八十一条第四項の規定を適用する場合において、同項に規定する欠損金額のうちに旧法第九条第五項若しくは第六項（繰越欠損金の損金算入）の規定により各事業年度の所得の計算上損金に算入された金額又は旧法第二十六条の四の規定による還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額があるときは、これらの金額を当該欠損金額に相当する金額から控除した金額をもつて当該欠損金額とみなす。

（清算中の内国普通法人等の継続等に関する経過規定）

第十三条　新法第二編第三章第三節（継続等の場合の課税の特例）及び第百三十七条（継続等の場合の更正による所得税額等の還付）の規定は、施行日以後に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等が継続し又は合併により消滅する場合について適用し、同日前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等が継続し又は合併により消滅する場合については、なお従前の例による。

（更正の請求に関する経過規定）

第十四条　新法第八十二条（前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）（新法第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、法人が施行日以後に新法第八十二条各号に掲げる場合に該当することとなる場合について適用し、法人が同日前に同条各号に掲げる場合に該当することとなつた場合については、なお従前の例による。

（青色申告に関する経過規定）

第十五条　新法第百二十三条第三号（青色申告の承認申請の却下）（新法第百四十六条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定（同号に規定する届出書に係る部分に限る。）は、施行日以後に提出された同号に規定する届出書について適用する。

2　新法第百二十七条第一項（青色申告の承認の取消し）（新法第百四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、新法第百二十七条第一項第四号中「又は第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書」とあるのは、「若しくは第百二条第一項（清算中の所得に係る予納申告）の規定による申告書又は旧法人税法第十八条、第二十一条若しくは第二十二条の二（旧確定申告書等）の規定による申告書」とする。

（申告書の公示に関する経過規定）

第十六条　新法第百五十二条（申告書の公示）の規定は、施行日以後に提出される法人税に係る申告書について適用し、同日前に提出された法人税に係る申告書については、なお従前の例による。

2　新法第百五十二条の規定の適用については、当分の間、同条中「確定申告書」とあるのは、「確定申告書（旧法人税法第十八条又は第二十一条（旧確定申告書）の規定による申告書を含む。）」とする。

（政令への委任）

第十七条　附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（関係法令の整理）

第十八条　この法律の施行に伴う関係法令の整理については、別に法律で定める。

（罰則に関する経過規定）

第十九条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一　公共法人の表

一　次の表に掲げる法人

名称	根拠法
愛知用水公団	愛知用水公団法（昭和三十年法律第百四十一号）
奄美群島振興信用基金	奄美群島振興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）
医療金融公庫	医療金融公庫法（昭和三十五年法律第九十五号）
海外移住事業団	海外移住事業団法（昭和三十八年法律第百二十四号）
海外技術協力事業団	海外技術協力事業団法（昭和三十七年法律第百二十号）
海外経済協力基金	海外経済協力基金法（昭和三十五年法律第百七十三号）
簡易保険郵便年金福祉事業団	簡易保険郵便年金福祉事業団法（昭和三十七年法律第六十四号）
金属鉱物探鉱促進事業団	金属鉱物探鉱促進事業団法（昭和三十八年法律第七十八号）
健康保険組合	健康保険法（大正十一年法律第七十号）
健康保険組合連合会	
原子燃料公社	原子燃料公社法（昭和三十一年法律第九十四号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
鉱害賠償基金	石炭鉱害賠償担保等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号）
港務局	港湾法
国際観光振興会	国際観光振興会法（昭和三十四年法律第三十九号）
国民金融公庫	国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国民健康保険組合	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）
国民健康保険団体連合会	
国立教育会館	国立教育会館法（昭和三十九年法律第八十九号）
国立競技場	国立競技場法（昭和三十三年法律第二十号）
雇用促進事業団	雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）
産炭地域振興事業団	産炭地域振興事業団法（昭和三十七年法律第九十五号）
社会福祉事業振興会	社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）
私立学校振興会	私立学校振興会法（昭和二十七年法律第十一号）
新技術開発事業団	新技術開発事業団法（昭和三十六年法律第八十二号）
森林開発公団	森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）
水害予防組合	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）
水害予防組合連合	

地方公共団体	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）
中小企業信用保険公庫	中小企業信用保険公庫法（昭和三十三年法律第九十三号）
特定船舶整備公団	特定船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）
土地改良区	土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）
土地改良区連合	
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）
日本育英会	日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）
日本開発銀行	日本開発銀行法（昭和二十六年法律第百八号）
日本国有鉄道	日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）
日本蚕繭事業団	日本蚕繭事業団法（昭和三十四年法律第百四号）
日本住宅公団	日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）
日本消防検定協会	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）
日本専売公社	日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本中小企業指導センター	中小企業指導法（昭和三十八年法律第百四十七号）
日本鉄道建設公団	日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）
日本てん菜振興会	日本てん菜振興会法（昭和三十四年法律第百八号）
日本電信電話公社	日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
日本貿易振興会	日本貿易振興会法（昭和三十三年法律第九十五号）
日本放送協会	放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）
日本輸出入銀行	日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）
日本労働協会	日本労働協会法（昭和三十三年法律第百三十二号）
年金福祉事業団	年金福祉事業団法（昭和三十六年法律第百八十号）
農地開発機械公団	農地開発機械公団法（昭和三十年法律第百四十二号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）
北海道東北開発公庫	北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）
水資源開発公団	水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）
労働福祉事業団	労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第百二十六号）

二　前号の表に掲げる内国法人のうちいずれかのものの国外に源泉がある所得について法人税に相当する税を課さないこととしている外国に本店又は主たる事務所を有する外国法人で、当該内国法人に準ずるものとして政令で定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

別表第二　公益法人等の表

一　次の表に掲げる法人

名称	根拠法
アジア経済研究所	アジア経済研究所法（昭和三十五年法律第五十一号）
開拓融資保証協会	開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）
学校法人（私立学校法第六十四条第四項（各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）
環境衛生同業組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）
環境衛生同業組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	
魚価安定基金	魚価安定基金法（昭和三十六年法律第百二十九号）
漁業共済基金	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）
漁業共済組合	
漁業共済組合連合会	
漁業協同組合整備基金	漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）
漁業信用基金協会	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）
漁業生産調整組合	漁業生産調整組合法（昭和三十六年法律第百二十八号）
漁船保険組合	漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）
漁船保険中央会	
高圧ガス保安協会	高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）
鉱害復旧事業団	臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）
小型自動車競走会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
国家公務員共済組合連合会	
国家公務員の団体（法人であるものに限る。）	国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）
国鉄共済組合	公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）
国民生活研究所	国民生活研究所法（昭和三十七年法律第八十号）
財団法人（民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立されたものに限る。）	民法
市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
自転車競技会	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
社会福祉法人	社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）
社会保障研究所	社会保障研究所法（昭和三十九年法律第百五十六号）
社団法人（民法第三十四条の規定により設立されたものに限る。）	民法
宗教法人	宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）
住宅組合	住宅組合法（大正十年法律第六十六号）
酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	
商工会	商工会の組織等に関する法律（昭和三十五年法律第八十九号）

商工会議所	商工会議所法（昭和二十八年法律第百四十三号）
商工会連合会	商工会の組織等に関する法律
商工組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）
商工組合連合会（会員に出資をさせないものに限る。）	
消防団員等公務災害補償等共済基金	消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和三十一年法律第百七号）
私立学校教職員共済組合	私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）
税理士会	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）
石炭鉱業合理化事業団	石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）
全国農業会議所	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
専売共済組合	公共企業体職員等共済組合法
損害保険料率算出団体	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第百九十三号）
畜産振興事業団	畜産物の価格安定等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）
地方議会議員共済会	地方公務員等共済組合法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）
地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法
地方公務員の団体（法人であるものに限る。）	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）
地方団体関係団体職員共済組合	地方公務員等共済組合法
中央労働災害防止協会	労働災害防止団体等に関する法律（昭和三十九年法律第百十八号）
中小企業退職金共済事業団	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）
中小企業団体中央会	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）
特定業種退職金共済組合	中小企業退職金共済法
都市職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法
土地改良事業団体連合会	土地改良法
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
南方同胞援護会	南方同胞援護会法（昭和三十二年法律第百六十号）
日本学校安全会	日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）
日本学校給食会	日本学校給食会法（昭和三十年法律第百四十八号）
日本原子力船開発事業団	日本原子力船開発事業団法（昭和三十八年法律第百号）
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法
日本自転車振興会	自転車競技法
日本商工会議所	商工会議所法
日本税理士会連合会	税理士法
日本赤十字社	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）
日本電気計器検定所	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）
日本電信電話公社共済組合	公共企業体職員等共済組合法
日本弁護士連合会	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）
農業機械化研究所	農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）
農業共済基金	農業共済基金法（昭和二十七年法律第二百二号）
農業共済組合	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）
農業共済組合連合会	
農業協同組合中央会	農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）
農業信用基金協会	農業信用基金協会法（昭和三十六年法律第二百四号）
農林漁業団体職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）
負債整理組合	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）
弁護士会	弁護士法
弁理士会	弁理士法（大正十年法律第百号）
北方協会	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和三十六年法律第百六十二号）
郵便募金管理会	お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）
輸出組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
輸出入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	
輸入組合（組合員に出資をさせないものに限る。）	
林業信用基金	林業信用基金法（昭和三十八年法律第五十五号）
労働組合（法人であるものに限る。）	労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
労働災害防止協会	労働災害防止団体等に関する法律

二　前号の表に掲げる内国法人のうちいずれかのものの国外に源泉がある所得（収益事業から生ずる所得を除く。）について法人税に相当する税を課さないこととしている外国に本店又は主たる事務所を有する外国法人で、当該内国法人に準ずるものとして政令で定めるところにより大蔵大臣が指定したもの

別表第三　協同組合等の表

名称	根拠法
塩業組合	塩業組合法（昭和二十八年法律第百七号）
貸室組合	貸家組合法（昭和十六年法律第四十七号）
貸室組合連合会	
貸家組合	
貸家組合連合会	
環境衛生同業組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律
環境衛生同業組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）	
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
漁業協同組合連合会	
漁業生産組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	
蚕糸業会	蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）
商工組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
商工組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）	中小企業団体の組織に関する法律

商店街振興組合	商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）
商店街振興組合連合会	
消費生活協同組合	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
消費生活協同組合連合会	
信用金庫	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
信用金庫連合会	
森林組合（森林法第八十六条第二項（生産組合員の資格）に規定する生産組合でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）
森林組合連合会	
水産加工業協同組合	水産業協同組合法
水産加工業協同組合連合会	
水産業協同組合共済会	
船主相互保険組合	船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）
たばこ耕作組合	たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第百三十五号）
中小企業等協同組合（企業組合を除く。）	中小企業等協同組合法
内航海運組合	内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）
内航海運組合連合会	
農業協同組合	農業協同組合法
農業協同組合連合会	
農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の八第一項第二号（農業の経営）の事業を行なう農事組合法人でその事業に従事する組合員に対し給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）	
農林中央金庫	農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）
輸出組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	輸出入取引法
輸出振興事業協会	軽機械の輸出の振興に関する法律（昭和三十四年法律第百四十四号）
輸出水産業組合	輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）
輸出入組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	輸出入取引法
輸入組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	
労働金庫	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
労働金庫連合会	

◆

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第三十五号（昭四〇・三・三一）

◎地方税法の一部を改正する法律

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四第一項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七条の二第一項」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号」に改める。

第十一条の五第一号中「第七条の三」を「第十一条」に改め、同条第二号中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」を「旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号。以下「所得税法」という。）」に、「第三十条」を「第百三十二条」に改める。

第十五条の三第一項中「、第七十二条の二十七第一項」を削る。

第二十条の四の二第六項に次のただし書を加える。

ただし、政令で定める地方税については、この限りでない。

第二十三条第一項第四号中「第十条、第十条の三及び第十四条」を「第六十八条（同法第百四十四条において準用する場合を含む。）、第七十条及び第百条」に改める。

第二十四条第一項第四号中「第七項」を「第六項」に改め、同条第四項中「第五条第一項の法人」を「第二条第六号の公益法人等」に改め、同条第五項中「法人税法第一条第二項において法人とみなされるもの」を「収益事業を行なうもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）」に改め、同条第七項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第二十四条の三第一項中「第二条第二項に規定する信託」を「第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約に係る信託」に改める。

第二十四条の五第一項第三号中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

第二十五条第一項第二号中「、水産業協同組合共済会」を削る。

第三十四条第一項第四号を次のように改める。

四　前年中に次に掲げる契約（保険金、郵便年金又は共済金の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするものに限る。）のために保険料又は掛金（以下本号において「生命保険料」という。）を支払った所得割の納税義務者　その支払った生命保険料の金額（その年中において当該契約に基づく剰余金の分配若しくは割りもどし金の割りもどしを受け、又は当該契約に基づき分配を受ける剰余金若しくは割りもどしを受ける割りもどし金をもって生命保険料の払込みに充てた場合においては、当該剰余金又は割りもどし金の額を控除した残額とし、その金額が一万五千円をこえる場合においては、一万五千円とそのこえる金額（その金額が一万五千円をこえるときは、一万五千円）の二分の一の金額との合計額とする。）

イ　保険業法（昭和十四年法律第四十一号）又は外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）の規定による免許を受けた生命保険会社又は外国保険事業者の締結した生命保険契約（保険期間が五年に満たない生命保険契約で政令で定めるもの及び当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した生命保険契約を除く。）

ロ　簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第二条の二に規定する簡易生命保険契約又は郵便年金法（昭和二十四年法律第六十九号）

第二条の二に規定する郵便年金契約

八　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合の締結した生命共済に係る契約その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約

第三十七条の三第三項中「第三条」の下に「、第八条の二」を加え、「同法」を削る。

第五十一条第一項中「百分の五・四」を「百分の五・五」に、「百分の六・五」を「百分の六・六」に改める。

第五十二条第三項中「第四条の法人及び同法第五条第一項の法人」を「第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等」に、「第四条の法人等」を「第二条第五号の公共法人等」に、「第七項」を「第六項」に改め、同条第四項中「第二十二条の二第一項」を「第百二条第一項」に、「第二十二条の四第一項」を「第百四条第一項」に改める。

第五十三条第一項中「第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十一条第一項」を「第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及び同法第百四十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下本節において同じ。）、第七十四条第一項（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下本節において同じ。）、第八十八条又は第八十九条」に、「、均等割額」を「、同法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額」に、「第十九条第一項本文」を「第七十一条第一項又は第八十八条第一項の」に、「第十九条第一項の」を「第七十一条第一項の」に改め、「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「第二十二条の二第一項、第二十二条の三第一項、第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」を「第百二条第一項、第百三条第一項、第百四条第一項又は第百十六条第一項」に、「第二十二条の二第一項又は第二十二条の四第一項」を「第百二条第一項又は第百四条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十一条第一項」を「第七十一条第一項又は第七十四条第一項」に、「第二十六条の四」を「第八十一条」に、「第一項、第二項及び前項」を「前三項」に、「第九条第五項」を「第五十七条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十六条の四」を「第八十一条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四条の法人等」を「第二条第五号の公共法人等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十一条第一項又は第二十二条の四第一項」を「第七十四条第一項又は第百四条第一項」を「第八項」を「第七項」に、「第十九条第一項、第二十条第一項、第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の三第一項」を「第七十一条第一項、第百二条第一項若しくは第百三条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項まで及び第七項」を「第三項まで及び第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第十条の三第一項の外国税控除限度額」を「第七十条第一項の控除限度額」に、「第二十二条の二第一項」を「第百二条第一項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とする。

第五十四条第一項中「第十九条第一項但書又は同法第二十条第一項の規定による法人税に係る申告書」を「第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第八十八条の規定による法人税に係る申告書」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第五十五条第四項中「第八項」を「第七項」に改める。

第五十六条第二項中「第七項」を「第六項」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第五十七条第二項中「第十九条第一項の規定によつて」を「第七十一条第一項の規定による」に改め、「第二項」の下に「及び第三項」を、「を除く。）」の下に「又は同法第八十八条の規定による法人税に係る申告書」を加える。

第六十二条第一項中「第十九条第一項但書又は同法第二十条第一項の規定による法人税に係る申告書」を「第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第八十八条の規定による法人税に係る申告書」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第六十四条第一項中「第七項」を「第六項」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第七十二条の三第一項中「第二条第二項に規定する信託」を「第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約に係る信託」に改める。

第七十二条の四第一項第五号を次のように改める。

五　外国法人で法人税法別表第一第二号に規定する法人に該当するもの

第七十二条の五第一項第四号中「、水産業協同組合共済会」を削り、同項第八号を次のように改める。

八　外国法人で法人税法別表第二第二号に規定する法人に該当するもの

第七十二条の十三第二項中「第七条第二項」を「第十三条第二項又は第三項」に、「申告し」を「届け出」に改め、同条第三項中「第七条第二項」を「第十三条第二項」に、「申告」を「届出」に、「年の中途において新たに設立した人格のない社団等にあつては、その新たに設立した日の属する年に限り、その新たに設立した日」を「同項第一号に掲げる収益事業を開始した日又は同項第二号に掲げる収益事業から生ずる所得を有することとなつた日の属する年については、これらの日」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　法人税法第百四十一条各号のうちいずれかの号に掲げる外国法人に該当する外国法人が事業年度の中途において当該各号のうち他のいずれかの号に掲げる外国法人に該当することとなつた場合（同条第二号及び第三号に掲げる外国法人のいずれにも該当していた外国法人がこれらのうちいずれか一にのみ該当することとなつた場合を含む。）においては、本節の適用については、その事業年度開始の日からその該当することとなつた日の前日までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

第七十二条の十四第二項中「左に掲げる」を「次の各号に掲げる清算所得の区分に応じ、当該各号に掲げる」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一　法人の解散による清算所得　その残余財産の価額からその解散の時における資本の金額又は出資金額、法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額及び同条第十八号に規定する利益積立金額の合計額（以下本節において「資本金額等」という。）を控除した金額

二　法人の合併による清算所得　イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額

イ　被合併法人（合併により消滅した法人をいう。以下本節において同じ。）の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員その他法人の出資者をいう。）がその合併により合併法人（合併後存続する法人又は合併により設立された法人をいう。以下本節において同じ。）から交付を受ける合併法人の株式又は出資の価額の総額並びに当該交付を受ける金銭及びこれら

の資産以外の資産の価額の総額の合計額

ロ　被合併法人のその合併の時における資本金額等

第七十二条の十八第一項及び第三項中「二十二万円」を「二十四万円」に改める。

第七十二条の二十二第四項第八号中「水産加工業協同組合連合会」の下に「、水産業協同組合共済会」を加え、同条第五項中「、第七十二条の二十七第一項」を削る。

第七十二条の二十三中「、第七十二条の二十七第一項」を削る。

第七十二条の二十五第一項中「又は第七十二条の二十七」を削り、同条第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第七十二条の二十六第一項中「事業年度の期間」を「事業年度（新たに設立された内国法人のうち合併により設立されたもの以外のものの設立後最初の事業年度又は法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する法人のこれらの号に掲げる外国法人のいずれかに該当することとなつた日の属する事業年度を除く。）」に、「（新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつた法人でその設立後又はその外国法人となつた後最初の事業年度が六月をこえるものを除く。）のうち」を「は」に、「七月」を「六月」に、「税額があるものは、当該税額」を「税額」に改め、同条第七項中「前六項」を「前七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を削り、同条第五項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により法人税の中間申告書を提出することを要しない法人は、第一項の規定による申告納付をすることを要しない。ただし、収入金額に対する事業税を申告納付すべき法人については、この限りでない。

第七十二条の二十六第四項中「第一項に規定する法人」の下に「（第七項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「（前事業年度開始の日を除く。）」を削り、「開始の日から六月」の下に「を経過した日の前前日まで」を加え、「七月」を「六月」に改め、同項第二号中「六月」の下に「を経過した日の前前日まで」を加え、「当該期間」を「当該事業年度開始の日から六月の期間」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　合併により設立された法人の事業年度の期間が六月をこえる場合におけるその設立後最初の事業年度につき第一項本文の規定を適用するときは、その申告納付すべき事業税は、同項の規定にかかわらず、各被合併法人の確定事業税額をその計算の基礎となつたその被合併法人の事業年度の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額の合計額とする。

第七十二条の二十七を次のように改める。

第七十二条の二十七　削除

第七十二条の二十八第一項中「又は前条」及び「若しくは前条」を削り、「第七十二条の二十六第四項」を「同条第五項」に改め、同項ただし書を次のように改め、同項第一号及び第二号を削る。

ただし、法人が第七十二条の二十六に規定する申告書を提出した場合において、本項の規定により申告納付すべき期限までに第七十二条の三十三第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出があつたとき、又は第七十二条の三十九第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつたときは、当該法人が本項の規定による申告書に記載した事業税額から控除すべき事業税額は、当該第七十二条の二十六に規定する申告書に記載した事業税額、当該修正申告書により増加した事業税額及び当該更正に係る第七十二条の四十四第一項の不足税額の合計額とする。

第七十二条の二十八第四項中「又は前条」を削る。

第七十二条の二十九第一項中「事業年度が終了した場合（清算中の法人が合併により消滅し、第七十二条の十三第六項の規定により事業年度が終了したものとみなされる場合を含む。）」を「事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）が終了した場合」に改める。

第七十二条の三十第一項中「資本金額等」の下に「（既に残余財産の一部を分配している場合には、その分配をした残余財産の価額に相当する金額を控除した金額）」を加える。

第七十二条の三十三第一項中「第七十二条の二十七」を「第七十二条の二十八」に改める。

第七十二条の三十四中「第三項（第七十二条の二十七第一項後段において準用する場合を含む。）」を「第四項」に改める。

第七十二条の三十八第一項中「、第七十二条の二十七第一項」を削る。

第七十二条の三十九第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十二条の四十第一項第二号中「第四項」を「第五項」に、「第十八条又は第二十一条から第二十二条の五まで」を「第七十四条（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）、第百二条から第百四条まで又は第百十六条」に改める。

第七十二条の四十一第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十二条の四十三第二項中「株式」を「その法人の株式の数」に、「資本」を「発行済株式の総数」に改め、同条第三項中「第七条の二第一項」を「第二条第十号」に改め、「、同族会社」の下に「又は前項の法人」を加え、「、第一項」を「、前二項」に改める。

第七十二条の四十四第二項中「、第七十二条の二十七第一項」を削る。

第七十二条の四十八第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「（昭和十四年法律第四十一号）」及び「（昭和二十四年法律第百八十四号）」を削り、同条第五項中「、第七十二条の二十七第一項」を削る。

第七十二条の五十五第一項中「一月以内」の下に「（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、四月以内）」を加える。

第七十三条の四第一項第八号中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を削る。

第七十三条の七第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二　日本住宅公団がその譲渡した不動産を当該不動産に係る譲渡契約の解除又は買いもどし特約により取得する場合における当該不動産の取得

第七十三条の二十四第一項中「当該土地の面積がその」を「当該数値が当該土地の」に、「二百平方メートル」を「二百」に改める。

第七十三条の二十七の三第一項中「を取得した場合において」を「の取得（第七十三条の二第二項本文の規定が適用されるものを除く。）をした場合において」に改める。

第七十三条の二十七の五第一項（見出しを含む。）中「事業協同組合等の」を「事業協同組合等又は計画組合の」に、「事業協同組合等が、同号」を「事業協同組合等又は同条第五号の計画組合が、同条第四号又は第五号」に、「三年」を「五年」に、「当該事業協同組合等による」を「当該事業協同組合等又は計画組合による」に改め、同条第二項中「三年」を「五年」に改

める。

第七十三条の二十八の次に次の一条を加える。

（日本住宅公団が譲渡する土地又は住宅に係る不動産取得税の課税の特例）

第七十三条の二十八の二　日本住宅公団が、その譲渡する住宅の用に供する土地で当該住宅の譲渡とあわせて譲渡するものを取得した場合において、当該土地の上に新築した当該住宅が第七十三条の二第二項の規定により日本住宅公団が不動産取得税の納税義務を負うこととなるものであるときは、当該土地の取得については、当該納税義務を負うこととなつた日にその取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。この場合においては、第七十三条の四第一項第九号の規定は、適用がないものとする。

2　道府県は、前項の規定の適用を受ける土地及び同項に規定する第七十三条の二第二項の規定により日本住宅公団が不動産取得税の納税義務を負うこととなる住宅について、日本住宅公団から最初に譲渡が行なわれた場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

第七十五条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　ボーリング場

第七十八条第一項第一号中「第六号」を「第七号」に改める。

第百四十七条第一項第一号中「一万五千円」を「二万二千五百円」に、「三万円」を「四万五千円」に、「三万六千円」を「五万四千円」に、「六万円」を「九万円」に、「一万二千円」を「一万八千円」に、「一万四千円」を「二万一千円」に、「一万六千円」を「二万四千円」に改め、同項第三号中「三万円」を「四万五千円」に改める。

第百四十九条中「五月」を「四月」に改める。

第百五十条第三項中「その異動があつた月までは」を「その異動があつた期（第一項の賦課期日後九月三十日までの期間又は十月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下本条において同じ。）までは」に、「その異動があつた月の翌月からは」を「その異動があつた期の翌期からは」に、「月割をもつて」を「期割をもつて」に改め、同条に次の一項を加える。

4　一の期の間にその主たる定置場が所在する一の道府県内で自動車の所有者の変更があつた場合においては、当該所有者の変更があつた期の末日に当該所有者の変更があつたものとみなして（当該所有者の変更があつた日後当該期の末日までの間に当該自動車の主たる定置場が当該一の道府県から他の道府県に変更されたときは、当該主たる定置場が変更された日に当該所有者の変更があつたものとみなして）、第一項及び第二項の規定を適用する。ただし、これらの所有者のいずれかが本項以外の法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されない場合は、この限りでない。

第百五十一条第二項中「自動車税を」の下に「普通徴収の方法によつて」を加え、同条に次の五項を加える。

3　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七条若しくは第十三条の規定による登録の申請があつた自動車（前条第四項本文の規定が適用されるものを除く。）又は同法第六十八条の規定による自動車検査証の書換えの申請があつた自動車について前条第一項の規定により課する自動車税の徴収については、次の各号に掲げる期間内に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に掲げる自動車税の額に限り、証紙徴収の方法によらなければならない。

一　自動車税の賦課期日後八月三十一日までの間に納税義務が発生した場合　賦課すべき自動車税の額から当該自動車税を課される自動車が賦課期日において存在したものとした場合において賦課すべき自動車税の額を二で除して得た額を控除した額

二　九月一日から翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合　賦課すべき自動車税の額

4　道府県は、前項の規定によつて自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収しようとする場合においては、納税者が道路運送車両法第七条若しくは第十三条の規定による登録の申請又は同法第六十八条の規定による自動車検査証の書換えの申請をした際に、当該道府県が発行する証紙をもつてその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、道府県は、次条の規定に基づく条例により納税者が道路運送車両法第七条若しくは第十三条の規定による登録の申請又は同法第六十八条の規定による自動車検査証の書換えの申請をした際提出すべき申告書又は報告書に証紙をはらせ、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

5　道府県は、納税者が証紙をはつた場合においては、証紙をはつた紙面と証紙の彩紋とにかけて当該道府県の印で判明にこれを消さなければならない。

6　第四項の証紙の取扱いに関しては、当該道府県の条例で定めなければならない。

7　第四項の申告書又は報告書の提出がなかつたことにより、第三項の規定によつて自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合においては、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

第百五十二条中「当該道府県の条例の定めるところによつて」を「道路運送車両法第七条若しくは第十三条の規定による登録の申請又は同法第六十八条の規定による自動車検査証の書換えの申請をした際その他当該道府県の条例の定める場合においては、条例の定めるところによつて」に、「同条例で定める事項を」を「必要な事項を文書をもつて」に改める。

第百六十三条の見出し中「納期限後」を「納期限後等」に改め、同条第二項中「納期限まで」の下に「又は第百五十一条第四項の規定によつて税金を払い込むべき日」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第百五十一条第七項の規定により普通徴収の方法によつて自動車税を徴収する場合においては、道府県の徴税吏員は、前項の規定にかかわらず、当該税額に、当該自動車税に係る納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該税額百円について一日四銭（督促状を発する前の期間又は督促状を発した日から起算して十日を経過した日以前の期間については、一日二銭）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

第百七十八条中「（河床に存する砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区にあつては、その河床の延長）」を削り、「鉱業権者」の下に「（鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二十条の規定により試掘権が存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含む。）」を加える。

第百八十条第一項第二号中「河床　延長
河床でないもの　面積
千メートルごとに　年額　二百七十円
百アールごとに　年額　九十円」を「面積
百アールごとに　年額　九十円」に改め、同条第三項中「又は千メートル未満」及び「又は千メートル」

を削る。

第二百九十二条第一項第四号中「第十条、第十条の三及び第十四条」を「第六十八条（同法第百四十四条において準用する場合を含む。）、第七十条及び第百条」に改める。

第二百九十四条第一項第四号中「第七項」を「第六項」に改め、同条第四項中「第五条第一項の法人」を「第二条第六号の公益法人等」に改め、同条第五項中「法人税法第一条第二項において法人とみなされるもの」を「収益事業を行なうもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。）」に改め、同条第六項中「及び第四項」を「から第五項まで」に改める。

第二百九十四条の三第一項中「第二条第二項に規定する信託」を「第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約に係る信託」に改める。

第二百九十五条第一項第三号中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

第二百九十六条第一項第二号中「、水産業協同組合共済会」を削る。

第三百十二条第四項中「第四条の法人及び同法第五条第一項の法人」を「第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等」に、「第四条の法人等」を「第二条第五号の公共法人等」に、「第七項」を「第六項」に改め、同条第五項中「第二十二条の二第一項」を「第百二条第一項」に、「第二十二条の四第一項」を「第百四条第一項」に改める。

第三百十四条の二第一項第四号を次のように改める。

四　前年中に次に掲げる契約（保険金、郵便年金又は共済金の受取人のすべてを自己又はその配偶者その他の親族とするものに限る。）のために保険料又は掛金（以下本号において「生命保険料」という。）を支払つた所得割の納税義務者　その支払つた生命保険料の金額（その年中において当該契約に基づく剰余金の分配若しくは割りもどし金の割りもどしを受け、又は当該契約に基づき分配を受ける剰余金若しくは割りもどしを受ける割りもどし金をもつて生命保険料の払込みに充てた場合においては、当該剰余金又は割りもどし金の額を控除した残額とし、その金額が一万五千円をこえる場合においては、一万五千円とそのこえる金額（その金額が一万五千円をこえるときは、一万五千円）の二分の一の金額との合計額とする。）

イ　保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた生命保険会社又は外国保険事業者の締結した生命保険契約（保険期間が五年に満たない生命保険契約で政令で定めるもの及び当該外国保険事業者がこの法律の施行地外において締結した生命保険契約を除く。）

ロ　簡易生命保険法第二条の二に規定する簡易生命保険契約又は郵便年金法第二条の二に規定する郵便年金契約

ハ　農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合の締結した生命共済に係る契約その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約

第三百十四条の六第一項中「百分の八・一」を「百分の八・四」に、「百分の九・七」を「百分の十・二」に改める。

第三百十四条の八第三項中「第三条」の下に「、第八条の二」を加え、「同法」を削る。

第三百二十一条の八第一項中「第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項又は第二十一条第一項」を「第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及び同法第百四十五条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下本節において同じ。）、第七十四条第一項（同法第百四十五条において準用する場合を含む。以下本節において同じ。）、第八十八条又は第八十九条」に、「、均等割額」を「、同法第七十一条第一項又は第七十四条第一項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額」に、「第十九条第一項本文」を「第七十一条第一項又は第八十八条」に、「第十九条第一項の」を「第七十一条第一項の」に改め、「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項中「第二十二条の二第一項、第二十二条の三第一項、第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」を「第百二条第一項、第百三条第一項、第百四条第一項又は第百十六条第一項」に、「第二十二条の二第一項又は第二十二条の四第一項」を「第百二条第一項又は第百四条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十一条第一項」を「第七十一条第一項又は第七十四条第一項」に、「第二十六条の四」を「第八十一条」に、「第一項、第二項及び前項」を「前三項」に、「第九条第五項」を「第五十七条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十六条の四」を「第八十一条」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四条の法人等」を「第二条第五号の公共法人等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十一条第一項又は第二十二条の四第一項」を「第七十四条第一項又は第百四条第一項」に、「第十九条第一項、第二十条第一項、第二十二条の二第一項若しくは第二十二条の三第一項」を「第七十一条第一項、第百二条第一項若しくは第百三条第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項まで及び第七項」を「第三項まで及び第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第十条の三第一項の外国税控除限度額」を「第七十条第一項の控除限度額」に、「第十項」を「第九項」に、「第二十二条の二第一項」を「第百二条第一項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とする。

第三百二十一条の九第一項中「第十九条第一項但書又は同法第二十条第一項の規定による法人税に係る申告書」を「第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第八十八条の規定による法人税に係る申告書」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第三百二十一条の十一第四項中「第八項」を「第七項」に改める。

第三百二十一条の十二第二項中「第七項」を「第六項」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第三百二十一条の十三第二項中「第十九条第一項の規定によつて」を「第七十一条第一項の規定による」に改め、「第二項」の下に「及び第三項」を、「を除く。）」の下に「又は同法第八十八条の規定による法人税に係る申告書」を加える。

第三百二十四条第一項中「第十九条第一項但書又は同法第二十条第一項の規定による法人税に係る申告書」を「第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第八十八条の規定による法人税に係る申告書」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第三百二十七条第一項中「第七項」を「第六項」に、「第四項」を「第三項」に改める。

第三百四十三条第七項を次のように改める。

7　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十三条の規定によつて使用する埋立地若しくは干拓地（以下本項において「埋立地等」という。）又

は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等（同法第四十二条第二項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下本項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に関して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団（以下本項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第二十三条の規定によつて使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし、都道府県等が同条の規定によつて使用し、又は国が埋立て若しくは干拓によつて造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国又は都道府県が行なう同項第二号の事業により造成された埋立地等を使用する者で政令で定めるものを除く。）をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし、これらの埋立地等が隣接する土地の所在する市町村をもつてこれらの埋立地等が所在する市町村とみなして固定資産税を課することができる。

第三百四十八条第二項第六号の五の次に次の一号を加える。

六の六　租税特別措置法第十一条第一項の表の第三号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第五号に掲げる法人が、工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）第二条第一項に規定する井戸で同法第三条第一項に規定する指定地域内に存するもののうち政令で定めるものに代えて工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第三項に規定する工業用水道又は水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道を事業の用に供するため新設した機械その他の設備で自治省令で定めるもの

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

二十四　漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会が所有し、かつ、政令で定める漁船用燃料の貯蔵施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

第三百四十八条第四項中「水産業協同組合法」の下に「、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）」を、「国民健康保険団体連合会」の下に「、私立学校教職員共済組合」を加え、「水産業協同組合共済会、」を削る。

第三百四十九条の三第二項中「（以下本項中「構築物」といい、営業路線の軌間を拡張し、又は営業路線を複線化するために敷設した構築物を含む。）」を「（営業路線の軌間若しくは軌道の中心間隔を拡張し、又は営業路線の線路を増設するために敷設した地方鉄道又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物を含み、第十四項の規定の適用を受けるものを除く。）」に改め、同条第四項中「又は」を「若しくは」に改め、「受ける機械設備等」の下に「、租税特別措置法第四十三条第一項の規定の適用を受ける同項の表の第四号に掲げる機械その他の設備又は同法第十二条第一項若しくは第四十四条第一項の規定の適用を受ける機械及び設備」を、「除く。」の下に「以下本項において「機械設備等」という。」を加え、同条第十五項中「第十一条第一項第二号の」を「第四十三条第一項の表の第二号に掲げる」に、「第四十三条第一項第二号若しくは第六号の」を「同法第四十三条第一項の表の第二号若しくは第七号に掲げる」に改め、同条に次の一項を加える。

18　地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道業者又は軌道経営者が、国又は都道府県、市町村その他の政令で定める団体が都市計画法第二条の規定により決定された都市計画区域内において施行する道路その他の公共施設その他これに準ずる施設に係る事業で政令で定めるものにより必要を生じた線路の地下移設又は高架移設を行なうために敷設した線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物（第二項又は第十四項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該構築物の価格の三分の一の額とし、その後の五年度分の固定資産税については、当該構築物の価格の三分の二の額とする。

第三百四十九条の四第一項中「同表の下欄に掲げる金額を課税標準として」を「同表の下欄に掲げる金額（人口三万人以上の市町村にあつては、当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額をこえるときは、当該大規模の償却資産の価額の十分の二の額）を課税標準として」に改め、同項の表を次のように改める。

市町村の区分	金額
人口五千人未満の町村	三億円
人口五千人以上一万人未満の町村	人口六千人未満の場合にあつては三億三千万円、人口六千人以上の場合にあつては三億三千万円に人口五千人から計算して人口千人を増すごとに三千万円を加算した額
人口一万人以上三万人未満の市町村	人口一万二千人未満の場合にあつては四億八千万円、人口一万二千人以上の場合にあつては四億八千万円に人口一万人から計算して人口二千人を増すごとに三千万円を加算した額
人口三万人以上五万人未満の市町村	人口三万五千人未満の場合にあつては八億円、人口三万五千人以上の場合にあつては八億円に人口三万人から計算して人口五千人を増すごとに五千万円を加算した額
人口五万人以上の市町村	十億円

第三百四十九条の四第二項中「百分の百三十」を「百分の百四十」に、「同項の表の下欄に掲げる金額」を「同項の規定によつて当該市町村が当該大規模の償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき金額（以下本項及び次条第二項から第四項までにおいて「大規模の償却資産に係る課税定額」という。）」に、「前項の表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る課税定額」に改め、同条第三項中「新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第百六十四号）第二条第一項の新市町村で前年度の地方交付税の額の算定について同法附則第六項の規定の適用を受けたもの」を「廃置分合又は境界変更後存続する市町村で前年度の地方交付税の額の算定について他の法律の規定により当該廃置分合又は境界変更前の市町村が前年度の四月一日においてなお従前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定されたもの」に改める。

第三百四十九条の五第二項中「同条第一項の表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る課税定額」に、「同項」を「同条第一項」に、「百分の百八十」を「百分の百九十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の百四十」を

「百分の百五十」に改め、同条第三項中「百分の百八十」を「百分の百九十」に、「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の百四十」を「百分の百五十」に、「同条第一項の表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る課税定額」に改め、同条第四項中「前条第一項の表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る課税定額」に改める。

第四百四十二条第一号中「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を削る。

第四百四十四条第一項第二号中「三千円」を「四千五百円」に改める。

第四百八十九条第一項第九号の二を次のように改める。

九の二　ベリリウム銅母合金地金、タンタル地金（タンタル粉末を含む。）、高純度シリコン、チタン地金（スポンジチタンを含む。）、ジルコニウム地金（スポンジジルコニウムを含む。）及び希土類金属地金（イットリウム及びスカンジウムを含有するものを含む。）

第四百八十九条第一項第二十二号の二中「スチレン」の下に「、プロピレンオキサイド」を加え、同項第二十六号を削り、第二十五号の二を第二十八号とし、第二十五号を第二十七号とし、第二十四号の二を第二十六号とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五　三ふつ化塩化エチレン樹脂及び四ふつ化エチレン樹脂

第四百八十九条第二項第一号中「、プロピレンオキサイド、プロピレングリコール及びアルキルフエノール」を削り、同項中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、同項に次の三号を加える。

五　金属マンガン及び二酸化マンガン（電解法によるものに限る。）

六　溶接フラックス（溶融法又は焼結法によるものに限る。）

七　クロロプレン

第四百八十九条第三項を次のように改める。

3　電気事業者若しくは自家発電者が発電のために直接使用する電気若しくはガス事業者がガス製造のために直接使用する電気若しくはガスに対しては、電気ガス税は課することができない。

第四百八十九条中第十二項を第十三項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項中「漁業協同組合等」を「漁業協同組合等が設置する冷蔵倉庫でもつぱら水産物の冷蔵又は凍結の用に供するもの及び漁業協同組合等以外の法人又は個人」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「並びにこれらの法人」を「（以下本項及び次項において「漁業協同組合等」という。）並びに漁業協同組合等」に、「「漁業協同組合等」」を「「漁業協同組合等以外の法人又は個人」」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人が稚蚕の飼育又は蚕種の催青のための共同利用施設において直接稚蚕の共同飼育又は蚕種の共同催青の用に使用する電気に対しては、電気ガス税は課することができない。

第四百九十条の二第一項中「料金が三百円以下」を「料金が、電気にあつては四百円以下、ガスにあつては五百円以下」に改める。

第五百二十二条中「同条例」を「当該市町村の条例」に改める。

第七百条の四十九第一項中「一級国道及び二級国道並びに」を「一般国道及び」に改める。

第七百三十四条第三項中「百分の八・一」を「百分の八・四」に、「百分の九・七」を「百分の十・一」に、「百分の十三・五」を「百分の十三・九」に、「百分の十六・二」を「百分の十六・七」に、「第十項」を「第九項」に、「第十条の三第一項の外国税控除限度額」を「第七十条第一項の控除限度額」に改める。

附則第八項中「第二十六条の四」を「第八十一条」に、「第五十三条第五項」を「第五十三条第四項」に、「第三百二十一条の八第五項」を「第三百二十一条の八第四項」に、「第九条第五項」を「第五十七条」に改める。

附則第三十五項中「第三百四十九条の三第十項」の下に「又は第十七項」を加え、「同項に定める率」を「これらの規定に定める率」に改める。

附則第四十六項から第五十一項までを次のように改める。

（砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区で河床に存するものに対する鉱区税の特例）

46　鉱業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）第一条第二項の規定により鉱業法による採掘権となつたものとみなされた砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区で河床に存するものに対する第百七十八条及び第百八十条の規定の適用については、第百七十八条中「面積」とあるのは「河床の延長」と、第百八十条第一項第二号中「面積百アールごとに　年額　九十円」とあるのは「延長千メートルごとに　年額　二百七十円」と、同条第三項中「百アール」とあるのは「千メートル」とする。

（昭和四十一年度分等の個人の道府県民税に関する特例）

47　昭和四十一年度から昭和四十三年度までの三年度分の個人の道府県民税に限り、第三十二条第二項の規定の適用については、同項中「第十七条」とあるのは、「第十七条及び租税特別措置法第八条の三」とする。

（昭和四十年の所得に係る個人の事業税に関する特例）

48　昭和四十年の中途において事業を廃止した個人に対し、同年一月一日から事業の廃止の日までの当該個人の事業の所得を課税標準として個人の事業税を課する場合における第二章第二節の規定の適用については、第七十二条の十七第一項中「所得税法第九条第一項第三号及び第四号」とあるのは「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十六条及び第二十七条」と、第七十二条の十八第二項中「年の中途で死亡した者については、死亡当時」とあるのは「年の中途において当該事業を行なう個人が当該事業を廃止した場合には、その廃止の時。ただし、その時前に当該親族が死亡した場合には、その死亡の時」と、「所得税法第十一条の二第二項」とあるのは「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第五十七条第一項及び第二項」とする。

（昭和四十一年度分等の個人の市町村民税に関する特例）

49　昭和四十一年度から昭和四十三年度までの三年度分の個人の市町村民税に限り、第三百十三条第二項の規定の適用については、同項中「第十七条」とあるのは、「第十七条及び租税特別措置法第八条の三」とする。

50　昭和四十一年度分の個人の市町村民税に限り、第三百十七条の二第五項の規定の適用については、同項中「所得税法第六十二条第一項」とあるのは、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六条第一項又は第二項」とする。

51　昭和四十一年度分の個人の市町村民税に限り、第三百十七条の六第一項の規定の適用については、同項中「所得税法第三十八条」とあるのは、「所得税

法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十三条」とする。

附則に次の二項を加える。

52　昭和四十年度分の個人の市町村民税に限り、第三百二十一条の四第一項及び第六項の規定の適用については、これらの規定中「所得税法第三十八条」とあるのは、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百八十三条」とする。

（昭和四十一年度分の固定資産税に関する特例）

53　昭和四十一年度分の固定資産税に限り、第三百四十一条第四号、第三百九十四条及び第四百十四条の規定の適用については、これらの規定中「所得税法」とあるのは、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び第二項の改正規定は昭和四十年六月一日から、第百四十九条の改正規定は昭和四十一年四月一日から施行する。

（道府県民税に関する規定の適用）

第二条　別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　法人の施行日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該法人の当該事業年度分の法人の道府県民税に係るこの法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項及び第三項（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十九条又は第二十条の規定に係る部分に限る。）の規定による申告納付の期限が同日前であるときは、当該法人がこれらの規定により申告納付した、又は申告納付すべきであつた法人の道府県民税については、なお従前の例による。

3　法人の施行日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該法人の当該事業年度分の法人の道府県民税に係る新法第五十三条第一項（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く。）に係る部分に限る。）の規定による申告納付の期限が同日以後であるときは、当該法人の道府県民税に対する新法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「百分の五・五」とあるのは「百分の五・四」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の六・五」とする。

4　新法第二十四条の五第一項、第三十四条第一項及び第三十七条の三第三項の規定は、昭和四十年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第三条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日の属する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2　新法第七十二条の十三第五項の規定は、施行日以後に同条に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

3　施行日の前日までに申告期限の到来した旧法第七十二条の二十六第一項及び第六項並びに第七十二条の二十七の規定による申告書に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4　新法第七十二条の十八第一項及び第三項の規定は、昭和四十年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十九年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

5　新法第七十二条の五十五第一項の規定は、昭和四十年三月一日以後に事業を廃止した個人に係る個人の事業税から適用し、同日前に事業を廃止した個人に係る個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第四条　新法第七十三条の二十八の二第一項の規定は、新法第七十三条の二第二項の規定により施行日以後において日本住宅公団が不動産取得税の納税義務を負うこととなるその譲渡する住宅の譲渡とあわせて譲渡する土地の取得について適用する。

2　新法第七十三条の二十八の二第二項の規定は、新法第七十三条の二第二項の規定により施行日以後において日本住宅公団が不動産取得税の納税義務を負うこととなるその譲渡する住宅及び当該住宅の譲渡とあわせて譲渡する土地の取得について適用する。

（市町村民税に関する規定の適用）

第五条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日の属する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　法人の施行日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該法人の当該事業年度分の法人の市町村民税に係る旧法第三百二十一条の八第一項及び第三項（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十九条又は第二十条の規定に係る部分に限る。）の規定による申告納付の期限が同日前であるときは、当該法人がこれらの規定により申告納付した、又は申告納付すべきであつた法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3　法人の施行日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該法人の当該事業年度分の法人の市町村民税に係る新法第三百二十一条の八第一項（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く。）に係る部分に限る。）の規定による申告納付の期限が同日以後であるときは、当該法人の市町村

民税に対する新法第三百十四条の六第一項の規定の適用については、同項中「百分の八・四」とあるのは「百分の八・一」と、「百分の十・一」とあるのは「百分の九・七」とする。

4　新法第二百九十五条第一項、第三百十四条の二第一項及び第三百十四条の八第三項の規定は、昭和四十年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第六条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十年度分の固定資産税から適用し、昭和三十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　新法第三百四十三条第七項の規定は、昭和四十一年度分の固定資産税から適用し、昭和四十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3　新法第三百四十八条第二項第六号の六の規定は、昭和三十九年四月一日以後において新設された同号に規定する機械その他の設備について、昭和四十年度分の固定資産税から適用する。

4　新法第三百四十九条の三第二項の規定中営業路線の軌道の中心間隔を拡張するために敷設した同項に規定する構築物に関する部分は、昭和三十九年一月二日以後において敷設された当該構築物について、昭和四十年度分の固定資産税から適用する。

5　新法第三百四十九条の三第四項の規定は、昭和三十九年一月二日以後において新設された租税特別措置法第四十三条第一項の規定の適用を受ける同項の表の第四号に掲げる機械その他の設備（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十二号）による改正前の租税特別措置法第四十三条第一項第三号の規定の適用を受ける機械その他の設備を含む。）又は同法第十二条第一項若しくは第四十四条第一項の規定の適用を受ける機械及び設備（地方税法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十九号）附則第十三条の規定によりなおその効力を有するものとされている同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受ける機械設備等を除く。）について、昭和四十年度分の固定資産税から適用する。

6　新法第三百四十九条の三第十八項の規定は、昭和三十九年一月二日以後において敷設された同項に規定する構築物について、昭和四十年度分の固定資産税から適用する。

7　新法第三百四十九条の五の規定は、施行日前において建設された一の工場又は発電所若しくは変電所（以下「一の工場」という。）（一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。以下同じ。）の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和四十年度までの年度の数が五をこえないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）の昭和四十年度分以後の固定資産税についても適用する。

8　昭和三十九年一月一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和三十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき金額を算定する場合において旧法第三百四十九条の五の規定の適用を受けていたものについては、昭和四十年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産をもつて新法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産とみなして同条の規定を適用する。この場合においては、旧法第三百四十九条の五の規定がなおその効力を有するものとした場合において当該償却資産に係る同条に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度又は第五適用年度に該当する年度は、それぞれ当該償却資産に係る新法第三百四十九条の五第一項に規定する第一適用年度又は同条第二項に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度若しくは第五適用年度とみなす。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第七条　新法第四百八十九条第一項、第三項及び第六項から第八項までの規定は、昭和四十年六月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、同年五月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

2　新法第四百九十条の二の規定は、昭和四十年四月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、同年三月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

（都の特例に関する規定の適用）

第八条　新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日の属する事業年度分の法人の都民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の都民税を含む。以下同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の都民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

（旧法の規定に基づいて課すべきであつた地方税の取扱い）

第九条　旧法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過規定）

第十条　施行日前にした法人の道府県民税、法人の市町村民税及び法人の事業税に係る行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされるこれらの税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条　前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方交付税法の一部改正）

第十二条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三項の表基準税額等の算定の基礎の欄中「河床に存する砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区にあつては、その河床の延長」を「地方税法附則第四十六項に規定する鉱区にあつては、当該鉱区に係る河床の延長」に改める。

第十三条　前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の規定は、昭和四十年度分の地方交付税から適用する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正）

第十四条　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「同表の下欄に掲げる金額を交付

金算定標準額又は納付金算定標準額として」を「同表の下欄に掲げる金額（人口三万人以上の市町村にあつては、当該大規模の償却資産の交付金算定標準額となるべき価格の十分の二の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額をこえるときは、当該交付金算定標準額となるべき価格の十分の二の額、当該大規模の償却資産の納付金算定標準額となるべき価格と当該大規模の償却資産を所有する公社が所有する固定資産税を課される償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき額との合算額の十分の二の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げる金額をこえるときは、当該合算額の十分の二の額）（以下本条、次条及び第十六条第二項において「大規模の償却資産に係る算定定額」という。）を交付金算定標準額又は納付金算定標準額として」に、「次の表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額」に、「同表の下欄に掲げる金額以上」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額以上」に改め、同項の表を次のように改める。

市町村の区分	金額
人口五千人未満の町村	三億円
人口五千人以上一万人未満の町村	人口六千人未満の場合にあつては三億三千万円、人口六千人以上の場合にあつては三億三千万円に人口五千人から計算して人口千人を増すごとに三千万円を加算した額
人口一万人以上三万人未満の市町村	人口一万二千人未満の場合にあつては四億八千万円、人口一万二千人以上の場合にあつては四億八千万円に人口一万人から計算して人口二千人を増すごとに三千万円を加算した額
人口三万人以上五万人未満の市町村	人口三万五千人未満の場合にあつては八億円、人口三万五千人以上の場合にあつては八億円に人口三万人から計算して人口五千人を増すごとに五千万円を加算した額
人口五万人以上の市町村	十億円

第五条第二項中「百分の百三十」を「百分の百四十」に、「前項の表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額」に、「同項」を「前項」に改め、同条第四項中「同表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額」に改める。

第五条の二第一項中「前条第一項の表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額」に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項中「前条第一項の表の下欄に掲げる金額」を「大規模の償却資産に係る算定定額」に改める。

第十六条第二項中「第五条第一項の表の下欄に掲げる金額」を「当該市町村の大規模の償却資産に係る算定定額」に、「同項」を「第五条第一項」に改める。

第十五条　別段の定めがあるものを除き、前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「新交納付金法」という。）第五条、第五条の二及び第十六条の規定は、昭和四十一年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金（以下「交付金及び納付金」という。）から適用し、昭和四十年度分までの交付金及び納付金については、なお従前の例による。

2　新交納付金法第五条の二の規定は、昭和三十九年三月三十一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年度の翌翌年度から昭和四十一年度までの年度の数が五をこえないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）の昭和四十一年度分以後の交付金及び納付金についても適用する。

3　昭和三十九年三月三十一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十年度分の交付金又は納付金の交付金算定標準額又は納付金算定標準額となるべき金額を算定する場合において前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第五条の二の規定の適用を受けていたものについては、昭和四十一年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の交付金及び納付金に限り、当該償却資産をもつて新交納付金法第五条の二に規定する新設大規模償却資産とみなして同条の規定を適用する。この場合においては、附則第六条第八項後段の規定を準用する。

（所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十六条　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百分の八・八」を「百分の八・七」に、「百分の十三・二」を「百分の十三・一」に改め、同条第二項中「百分の八・八」を「百分の八・七」に改める。

第六条第一項中「百分の五・四」を「百分の五・五」に、「百分の八・一」を「百分の八・四」に、「百分の十三・五」を「百分の十三・九」に改める。

（所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十七条　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴い所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百分の十三・二」を「百分の十三・一」に、「百分の八・八」を「百分の八・七」に改め、同条第二項中「百分の八・八」を「百分の八・七」に改める。

第六条第一項中「百分の五・四」を「百分の五・五」に、「百分の八・一」を「百分の八・四」に、「百分の十三・五」を「百分の十三・九」に改める。

附則第五項中「前項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。

5　昭和四十年一月一日以後に開始し同年三月三十一日以前に終了する事業年度において支払を受けるべき第五条第一項又は第二項に規定する所得について同条の規定の適用がある場合には、同条第一項中「百分の十三・一」とあるのは「百分の十三・二」と、同項及び同条第二項中「百分の八・七」とあるのは「百分の八・八」とする。

附則に次の一項を加える。

7　昭和四十年一月一日以後に開始し同年三月三十一日以前に終了する事業年度において支払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得に係る法人税額を課税標準として課する道府県民税、市町村民税及び都民税について第六条の規定の適用がある場合には、同条第一項中「百分の五・五」とあるのは「百分の五・四」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の八・一」と、「百分の十三・九」とあるのは「百分の十三・五」とする。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第三十六号（昭四〇・三・三一）

◎所得税法及び法人税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律

目次
第一章　国税に関する法律の一部改正（第一条―第二十九条）
第二章　その他の法令の一部改正（第三十条―第七十三条）
附則

第一章　国税に関する法律の一部改正

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第一条　災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九条第一項に規定する総所得金額、退職所得の金額及び山林所得の金額」を「第二十二条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額」に、「第十一条の四の規定による雑損控除額の控除をしない者」を「第七十二条第一項の規定の適用を受けない者」に、「所得税額」を「所得税の額」に改め、同条第二項を次のように改める。

所得税法第九十七条第一項の規定の適用がある場合においては、同項に規定する主たる所得者及び合算対象世帯員の前項に規定する年分の合計所得金額及び所得税の額は、当該主たる所得者が当該合算対象世帯員の同条第一項に規定する資産所得を有するものとみなして命令の定めるところにより計算した金額とする。

第三条第一項中「第二十一条、第二十三条の二又は第二十四条の二の規定により第一期分の予定納税額を納付する義務がある者」を「第百四条第一項の規定による納付をなすべき者」に、「七月一日」を「七月二日」に、「所得税額が第一期分の予定納税額」を「所得税の額が同項に規定する第一期において納付すべき同法第二条第一項第三十五号に規定する予定納税額（以下予定納税額という。）」に、「予定納税基準額又は申告納税見積額」を「同法第百四条第一項に規定する予定納税基準額又は同法第百十一条第四項に規定する申告納税見積額」に改め、「、同法第

二十五条の規定に準じ」を削り、「第一期分及び第二期分の予定納税額の更正の請求をなす」を「政府に対し、同法第百四条第一項に規定する第一期又は第二期において納付すべき予定納税額の減額に係る承認を申請する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、同法第百十二条から第百十四条までの規定を準用する。

第三条第二項中「第九条第一項第五号に規定する給与所得」を「第二十八条第一項に規定する給与等（以下給与等という。）」に、「以後のその年分の給与所得につき所得税法第三十八条第一項若しくは第五項」を「以後に支払を受けるその年分の給与所得に係る給与等につき同法第百八十三条」に、「給与所得につきこれらの項」を「当該給与等につき同条」に改め、同条第三項中「第四十二条第一項又は第二項」を「第二百四条第一項第一号から第五号まで」に、「以後の」を「以後に支払を受ける」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同条第四項中「第十一条の四に」を「第二条第一項第二十六号に」に、「第九条の四第三項の規定による」を「第七十一条第一項の規定による」に、「第十一条の四又は第九条の四第三項」を「第七十一条第一項又は第七十二条第一項」に、「第三十八条第一項若しくは第五項又は第四十二条第一項若しくは第二項」を「第百八十三条又は第二百四条第一項」に改め、同条第五項中「給与所得につき」を「その年分の給与所得に係る給与等につき」に、「第三十八条第一項若しくは第五項」を「第百八十三条」に、「これらの項」を「同条」に、「受けた者は、その給与所得を受けた年分」を「受けた者（その相続人を含む。）は、その年分」に、「第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十九条第一項乃至第三項」を「第百二十条又は第百二十二条から第百二十七条まで」に、「所得税法第二十六条第一項第一号及び第二号並びに第四十条」を「同法第百二十一条第一項及び第百九十条」に改める。

（相続税法の一部改正）

第二条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第二項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七条の二」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号」に改める。

第六十五条第一項中「第五条第一項第一号又は第三号に掲げる法人」を「第二条第六号に規定する公益法人等」に改める。

第六十六条第一項中「遺贈があつた場合」の下に「（当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該社団又は財団の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。）」を加え、同条第二項中「提供があつた場合」の下に「（その提供に係る財産の価額が法人税法の規定によりその提供を受けた者の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。）」を加え、同条第四項中「第五条第一項第一号又は第三号に掲げる法人」を「第二条第六号に規定する公益法人等」に、「法人に対する財産の贈与又は遺贈」を「法人に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合（当該贈与又は遺贈に係る財産の価額が法人税法の規定により当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される場合を除く。）において、当該贈与又は遺贈」に、「認められる場合」を「認められるとき」に改める。

（資産再評価法の一部改正）

第三条　資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）

の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）に規定する山林所得又は譲渡所得」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する山林所得の金額又は譲渡所得の金額」に改め、同条第七項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に、「所得の計算上損金又は必要な経費」を「所得の金額の計算上損金の額又は必要な経費」に改め、同条第九項中「所得の計算上損金又は必要な経費」を「所得の金額の計算上損金の額又は必要経費」に改め、同条第十二項中「第七条」を「第一編第五章」に改める。

第七条第一号中「所得の計算上損金」を「所得の金額の計算上損金の額」に改め、同条第二号中「所得の計算上益金」を「所得の金額の計算上益金の額」に改める。

第九条中「第六条第五号」を「第九条第一項第八号」に改める。

第十三条第二項中「第九条第七項に掲げる法人」を「第二条第七号に規定する協同組合等」に改める。

第十七条第一項第二号及び第四項中「所得の計算上損金又は必要な経費」を「所得の金額の計算上損金の額又は必要経費」に改める。

第三十一条第一項中「所得の計算上損金」を「所得の金額の計算上損金の額」に改める。

第三十九条第一項中「第五条第三項の」を「第二条第十三号に規定する」に改める。

第四十条第二項第一号及び第三項中「所得の計算上損金」を「所得の金額の計算上損金の額」に改める。

第四十二条第一項及び第二項中「所得の計算上必要な経費」を「所得の金額の計算上必要経費」に改め、同条第三項中「所得の計算上必要な経費」を「所得の金額の計算上必要経費」に、「第十条の四第一項に規定する資産」を「第三十八条第二項に規定する資産のうち同項第一号の業務の用以外の用に供されているもの」に改める。

第五十六条第一項中「第九条第七項に掲げる法人」を「第二条第七号に規定する協同組合等」に改め、同条第五項中「第二十五条の規定による青色申告書」を「第二条第四十号に規定する青色申告書」に改める。

第五十七条第一項中「総損金（同法第九条第五項及び第六項に規定する損金」を「損金の額（同法第五十七条及び第五十八条の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの」に、「所得の計算上損金」を「所得の金額の計算上損金の額」に、「総益金から」を「益金の額から」に、「所得の計算の基礎となる総損金及び総益金」を「所得の金額の計算の基礎となる損金の額及び益金の額」に改め、同条第二項中「第十九条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）本文の規定の適用を受ける法人」を「第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十一条第一項各号に掲げる事項を記載したものを提出する法人」に、「第十九条第一項但書又は第二十条第一項の規定の適用を受ける法人」を「第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを提出する法人」に改め、同条第四項中「所得の計算上損金」を「所得の金額の計算上損金の額」に改める。

第五十八条第五項中「第二十六条の三の規定による」を「第二条第一項第三十九号に規定する」に改める。

第五十九条中「必要な経費」を「必要経費」に、

「所得の計算」を「所得の金額の計算」に改める。

第八十六条第一項中「所得の計算上必要な経費」を「所得の金額の計算上必要経費」に改める。

第八十八条第一項中「第十一条の四から第十二条まで」を「第七十二条から第八十条まで」に、「退職所得の金額」を「退職所得金額」に、「山林所得の金額」を「山林所得金額」に、「所得の計算上必要な経費」を「所得の金額の計算上必要経費」に改める。

第九十条中「第四十六条の三」を「第十六条から第十八条まで」に、「第六十五条」を「第十五条、第十六条及び第十八条第一項」に改める。

第百一条第一項及び第二項中「第十六条」を「第二条第十八号」に、「積立金額」を「利益積立金額」に改める。

第百四条第一項中「所得の計算上損金」を「所得の金額の計算上損金の額」に改める。

第百七条第一項第三号中「第十六条」を「第二条第十八号」に、「積立金額」を「利益積立金額」に改める。

第百十五条中「所得の計算上益金」を「所得の金額の計算上益金の額」に改める。

第百十六条及び第百十七条を次のように改める。

第百十六条及び第百十七条　削除

第百十八条中「所得の計算上損金」を「所得の金額の計算上損金の額」に改める。

第百十九条第一項中「所得の計算上」を「所得の金額の計算上」に改め、同条第二項中「所得の計算上益金」を「所得の金額の計算上益金の額」に改める。

第百二十条中「所得の計算上損金又は必要な経費」を「所得の金額の計算上損金の額又は必要経費」に改める。

第百二十一条第一項中「所得の計算上損金又は必要な経費」を「所得の金額の計算上損金の額又は必要経費」に改め、同条第二項中「所得の計算上損金又は必要な経費」を「所得の金額の計算上損金の額又は必要経費」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。

（有価証券取引税法の一部改正）

第四条　有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第七条第四項」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十五号」に改める。

（企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部改正）

第五条　企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七条」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第一編第五章」に改め、同条第三項中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に、「所得の計算上損金又は必要な経費」を「所得の金額の計算上損金の額又は必要経費」に改める。

第十七条第二項中「第七条の二」を「第二条第十号」に改める。

第二十条第二項第一号中「所得の計算上損金」を「所得の金額の計算上損金の額」に改める。

（地方道路税法の一部改正）

第六条　地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項及び第十四条中「第五十六条」の下に「第一項」を加える。

（租税特別措置法の一部改正）

第七条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款の二　鉱業所得の課税の特例（第二十二条・第二十三条）」を「第三款の二　鉱業所得の課税の特例（第二十二条・第二十三条）　第三款の三　新規重要物産の製造等による所得の免税（第二十三条の二）」に、「第五十七条」を「第五十七条の六」に、「第三節の二　鉱業所得の課税の特例（第五十八条の二・第五十八条の三）」を「第三節の二　鉱業所得の課税の特例（第五十八条の二・第五十八条の三）　第三節の三　新規重要物産の製造等による所得の免税（第五十八条の四）」に改める。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に改める。

第二条第一項各号を次のように改める。

一　居住者又は非居住者　それぞれ所得税法第二条第一項第三号又は第五号に規定する居住者又は非居住者をいう。

二　内国法人又は外国法人　それぞれ所得税法第二条第一項第六号又は第七号に規定する内国法人又は外国法人をいい、それぞれ同項第八号に規定する人格のない社団等で、同法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は同法の施行地外に本店若しくは主たる事務所を有するものを含む。

三　国内に恒久的施設を有する非居住者　所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者をいう。

四　国内に恒久的施設を有する外国法人　法人税法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人をいう。

五　公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、証券投資信託又は公社債投資信託　それぞれ所得税法第二条第一項第九号から第十三号まで又は第十五号に規定する公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、証券投資信託又は公社債投資信託をいう。

六　利子所得、配当所得、事業所得、山林所得又は譲渡所得　それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得、配当所得、事業所得、山林所得又は譲渡所得をいう。

七　配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額　それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

八　総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額　それぞれ所得税法第二十二条第二項又は第三項に規定する総所得金額又は退職所得金額若しくは山林所得金額をいう。

九　確定申告書　所得税法第二条第一項第三十六号に規定する確定申告書をいう。

十　青色申告書　所得税法第二条第一項第三十九号に規定する青色申告書をいう。

十一　期限後申告書　国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

十二　修正申告書　国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書をいう。

十三　確定申告期限　所得税法第二条第一項第四十号に規定する確定申告期限をいう。

十四　更正の請求　国税通則法第二十三条第二項に規定する更正の請求をいう。

第二条第二項各号を次のように改める。

一　内国法人　法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいい、人格のない社団等で同法の施行地に本店又は主たる事務所を有するものを含む。

二　人格のない社団等　法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。

三　事業年度　法人税法第一編第五章に規定する事業年度をいう。

四　資本積立金額　法人税法第二条第十七号に規定する資本積立金額をいう。

五　利益積立金額　法人税法第二条第十八号に規定する利益積立金額をいう。

六　固定資産　法人税法第二条第二十三号に規定する固定資産をいう。

七　減価償却資産　法人税法第二条第二十四号に規定する減価償却資産をいう。

八　損金経理　法人税法第二条第二十六号に規定する損金経理をいう。

九　確定申告書等　法人税法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの及び同法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。

十　青色申告書　法人税法第二条第四十号に規定する青色申告書をいう。

十一　期限後申告書　国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書をいう。

第二章中「事業所得の計算上」を「事業所得の金額の計算上」に、「減価償却費」を「償却費」に、「必要な経費」を「必要経費」に、「確定申告書等」を「確定申告書」に改める。

第三条第一項中「所得税法の施行地に同法第一条第三項第一号に規定する事業を有する」を「国内に恒久的施設を有する」に、「公債、社債（特別の法令により設立された法人の発行する債券を含む。以下同じ。）若しくは預金の利子、合同運用信託の利益又は」を「公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託若しくは」に、「同法第九条第一項及び第十三条」を「所得税法第二十二条、第八十三条及び第八十五条並びに第百六十五条」に、「利子所得の金額」を「金額」に改め、同条第二項中「法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この章において同じ。）で所得税法第十八条第一項又は第四項に規定するもの」を「内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人」に、「第十八条第一項又は第二項」を「第百七十五条又は第百七十九条」に改め、同条第三項中「第三十七条又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百八十二条又は第二百十三条」に改め、同条第四項中「第五十九条及び第六十一条」を「第二百二十四条及び第二百二十五条第一項」に改め、同条第五項中「所得税法の施行地に同法第一条第三項第一号に規定する事業を有する」を「国内に恒久的施設を有する」に、「同法第十八条第四項に規定する法人」を「国内に恒久的施設を有する外国法人」に改め、同条第六項中「第十八条第五項及び第六項」を「第百八十条第三項並びに第二百十四条第二項及び第三項」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　第一項から第三項までの規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者のうち所得税法第百六十四条第一項第二号又は第三号に掲げるものが支払を受ける利子所得でその者のこれらの号に規定する事業に帰せられないもの、国内に恒久的施設を有する外国法人のうち法人税法第百四十一条第二号又は第三号に掲げるものが支払を受ける利子所得で当該外国法人のこれらの号に規定する事業に帰せられないものその他政令で定める利子所得につ

いては、適用しない。

第七条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2　国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対して支払う前項に規定する利子については、当該利子がこれらの者の所得税法の施行地において行なう事業に帰せられない利子として政令で定めるものに該当する場合に限り、同項の規定を適用する。

第七条の二本文中「第十七条第一項、第十八条第二項並びに第四十一条第一項及び第二項」を「第百七十条、第百七十九条及び第二百十三条第一項」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、当該各号に掲げる利子のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対して支払うものでこれらの者の同法の施行地において行なう事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

第八条第一項中「公債、社債若しくは預金の利子又は合同運用信託の利益」を「公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配」に、「第十八条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項及び第二項」を「第百七十四条、第百七十五条、第百七十八条、第百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項まで」に改め、同項第一号及び第二号中「公債又は社債」を「公社債」に改め、同項第三号中「預金」を「預貯金」に改め、同項第四号中「利益」を「収益の分配」に改め、同条第二項中「利益の支払を受ける」を「収益の分配につき支払を受ける」に、「利益のうち」を「収益の分配のうち」に、「、利子又は利益の支払」を「、その支払」に改める。

第八条の二第一項中「所得税法の施行地に同法第一条第三項第一号に規定する事業を有する」を「国内に恒久的施設を有する」に、「同法第九条第一項及び第十三条」を「所得税法第二十二条、第八十三条及び第八十五条並びに第百六十五条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

第八条の二第二項中「法人で所得税法第十八条第一項又は第四項に規定するもの」を「内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人」に、「同法第十八条第一項又は第二項」を「所得税法第百七十五条又は第百七十九条」に改め、同条第三項中「第三十七条又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百八十二条又は第二百十三条」に改め、同条第四項中「第五十九条及び第六十一条中当該配当所得に係る部分並びに第六十一条の四」を「第二百二十四条及び第二百二十五条中当該配当所得に係る部分」に改める。

第八条の三第一項中「所得税法の施行地に同法第一条第三項第一号に規定する事業を有する」を「国内に恒久的施設を有する」に、「同法の施行地」を「所得税法の施行地」に、「第九条第一項及び第十三条」を「第二十二条、第八十三条及び第八十五条並びに第百六十五条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該配当所得については、同法第九十二条第一項の規定は、適用しない。

第八条の三第一項第一号中「第五条第一項」を「第二十五条第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「第三十七条又は第四十一条第一項」を「第百八十二条又は第二百十三条第一項」に改める。

第八条の四第一項中「所得税法の施行地に同法第一条第三項第一号に規定する事業を有する」を「国内に恒久的施設を有する」に、「同法第二十六条、第二十六条の二及び第二十九条第一項から第三項まで」を「所得税法第百二十条、第百二十三条若しくは第百二十七条（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）」に、「合計所得金額、総所得金額若しくはその他の所得の金額又は配当控除額」を「総所得金額、配当控除の額若しくは純損失の金額又は同法第百二十一条第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する給与所得及び退職所得以外の所得金額」に、「これらの規定」を「同法第百二十条から第百二十七条まで（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第二項中「第五十九条及び第六十一条から第六十一条の三までの規定」を「第二百二十四条及び第二百二十五条」に改め、同条第三項中「配当控除額」を「配当控除の額」に改める。

第八条の五中「第十五条の七に規定する法人から受ける」を「第九十二条第一項に規定する」に改め、「（利息の配当を除く。）」を削り、「同条」を「同項」に改める。

第九条第一項中「所得税法第四十一条第三項に規定する非居住者又は同法第十八条第一項若しくは第四項に規定する法人」を「国内に恒久的施設を有する非居住者、内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人」に、「第十八条第一項及び第二項、第三十七条並びに第四十一条第一項及び第二項」を「第百七十五条、第百七十九条、第百八十二条及び第二百十三条」に改める。

第十一条第一項中「固定資産」を「所得税法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産」に、「所得税法第十条第二項」を「同法第四十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に改める。

第十二条第一項中「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に改める。

第十二条の二第一項中「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に改める。

第十三条第一項中「（起重機等の搬送設備を含む。）」を削り、「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に改める。

第十三条の二第一項中「（起重機等の搬送設備を含む。）」を削り、「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に改める。

第十三条の三第一項中「事業所得の総収入金額」を「事業所得に係る総収入金額」に、「第二十九条第一項又は第二項」を「第百二十五条第一項又は第百二十七条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）」に、「個人の有する固定資産」を「個人の有する同法第二条第一項第十九号に規定する減価償却資産」に、「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に、「当該固定資産」を「当該減価償却資産」に改め、同条第二項中「当該固定資産」を「当該減価償却資産」に、「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第六項及び第七項中「事業所得の総収入金額」を「事業所得に係る総収入金額」に改め、同条第八項中「確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限」を「所得税に係る確定申告期限」に改め、同条第十項中「事業所得の基因となる」を「事業所得を生ずべき」に、「固定資産」を「減価償却資産」に改める。

第十四条第一項及び第二項中「不動産所得」を

「不動産所得の金額」に、「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に改める。

第十六条第二項並びに第十七条第一項及び第二項中「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に改める。

第十八条第一項中「所得税法及び同法に基づく命令」を「所得税法第五十条第一項」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改める。

第十九条第一項中「第十条の二第一項に規定するたな卸をすべき資産（顧客の指図」を「第二条第一項第十六号に規定するたな卸資産（事業所得の基因となる山林を含むものとし、顧客の指図」に改め、同条第三項中「政令で定める」を削り、同条第七項中「確定申告書又は損失申告書」を「所得税法第百二十条第一項又は第百二十三条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書を含む。）」に、「同項」を「第一項」に改める。

第二十条第五項中「届出」を「届出書の提出」に改め、同条第八項中「固定資産」を「減価償却資産」に改め、同条第九項中「確定申告書又は損失申告書」を「所得税法第百二十条第一項又は第百二十三条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書を含む。）」に改め、同条第十項から第十二項までの規定中「事業所得につき」を「所得税につき」に改める。

第二十一条第一項中「事業所得の総収入金額」を「事業所得に係る総収入金額」に、「所得税法第二十条第一項」を「第二十三条の二第一項」に改め、同条第二項中「事業所得の総収入金額」を「事業所得に係る総収入金額」に改め、同条第三項中「確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出期限」を「所得税に係る確定申告期限」に改め、同条第六項中「確定申告書、損失申告書又は所得税法第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書」を「確定申告書」に改める。

第二十二条第五項中「届出」を「届出書の提出」に、同条第六項中「確定申告書又は損失申告書」を「所得税法第百二十条第一項又は第百二十三条第一項（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書を含む。）」に改める。

第二章第二節第三款の二の次に次の一款を加える。

第三款の三　新規重要物産の製造等による所得の免税

（新規重要物産の製造等による所得の免税）

第二十三条の二　青色申告書を提出する個人が政令で定める期間内に新規重要物産の製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備の増設（その増設に着手する前に有していたその増設に係る新規重要物産の製造又は産出の能力に比し十分の一以上に相当する製造又は産出の能力を増加したものに限る。以下この条において同じ。）をした場合には、政令で定めるところにより、当該事業を開始し、又はその設備の増設をした年及びその翌年以後三年内において、当該事業の開始のために施設した設備又はその増設をした設備による当該新規重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得（当該個人が発明し、又は考案した当該新規重要物産の製造技術に関する特許権若しくは特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるものの譲渡

又は提供による所得がある場合には、当該所得を含む。以下この条において同じ。）に対する所得税を免除する。

2　前項の規定は、その年において同項に規定する新規重要物産について生じた同項の所得の金額の合計額が、その年の十二月三十一日（個人が年の中途において所得税法第百二十五条又は第百二十七条の規定に該当することとなつたときは、それぞれその該当することとなつた日）において当該新規重要物産の製造又は採掘の用に供されている減価償却資産のうちその償却費の額が当該新規重要物産の製造原価又は生産原価に算入されるもので政令で定めるもの（その日が同項に規定する政令で定める期間満了の日後である場合には、同日までに当該新規重要物産の製造又は採掘の用に供されたものに限る。）の取得価額の合計額の百分の四十に相当する金額（その年の前年において当該新規重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得で同項の規定により所得税を免除されたものがある場合には、その免除を受けた所得の金額の合計額を控除した金額）をこえる場合には、そのこえる部分の金額については、適用しない。

3　第一項に規定する新規重要物産とは、国民経済上重要と認められる新規産業に係る物産で、その製造又は採掘の技術が確立されていないこと、需要の見とおしが困難であることその他の事由によりその製造又は採掘の事業の開始に当たり採算について著しく不安があるものとして政令で定めるものをいう。

4　第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による所得税の免除に関する事項の記載があり、かつ、その免除を受ける所得の金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により免除される所得税の額は、当該申告に係るその免除を受けるべき金額を限度とする。

5　前各項に定めるもののほか、第一項に規定する新規重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得に係る所得税の免除に関し必要な事項は、政令で定める。

6　その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合におけるその年分の所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十三条の二（新規重要物産の製造等による所得の免税）」とする。

7　その年の前年分の所得税について第一項の規定の適用を受けた場合におけるその年分の所得税法第百四条第一項に規定する予定納税基準額の計算については、同項第一号中「所得税について」とあるのは「所得税について租税特別措置法第二十三条の二（新規重要物産の製造等による所得の免税）又は」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

第二十六条第一項中「経費として」を「費用として」に、「第十条第二項」を「第三十七条第一項及び第二編第二章第二節第四款」に改め、同条第二項中「所得」を「事業所得」に改める。

第二十七条中「第四十二条第二項」を「第二百五条第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

第二十八条第一項本文中「第十七条第一項、第十八条第二項並びに第四十一条第一項及び第二項」を「第百七十条、第百七十九条及び第二百十三条第一項」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該使用料のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対して支払うものでこれらの者の同法の施行地において行なう事業に帰せられるものその他政令で定めるものについては、この限りでない。

第三十条第一項中「山林所得の計算上」を「山林所得の金額の計算上」に改め、「植林費、取得費、管理費、伐採費その他の」及び「の金額」を削り、「所得税法第十条第二項及び第四項並びに第十条の五第三項第一号」を「所得税法第三十七条第二項並びに第二編第二章第二節第四款及び第五款」に、「定める経費」を「定める費用」に、「当該経費」を「当該費用」に改め、同条第二項中「以下第三十九条までにおいて同じ。」を削り、「又は昭和三十七年一月一日以後に」を「、昭和三十七年一月一日から昭和四十年三月三十一日までの間に」に、「所得税法」を「旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」に改め、「なかつたもの」の下に「又は昭和四十年四月一日以後に相続（限定承認に係るものに限る。）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のもの及び相続人に対する特定遺贈を除く。）若しくは当該贈与により取得した山林で所得税法第五十九条第二項の規定の適用を受けなかつたもの」を加え、同条第四項中「の額」を「（同項に規定する伐採費、運搬費その他の大蔵省令で定める費用を除く。）」に改める。

第三十条の二第一項中「第五条の二第一項」を「第五十九条第一項第一号」に、「山林所得」を「当該伐採又は譲渡に係る山林所得」に、「第九条第一項第七号」を「第三十二条第三項」に、「同号に」を「同項に」に、「同号の規定を適用して計算した」を「当該残額に相当する」に、「当該計算した」を「当該残額に相当する」に改める。

第三十一条第一項中「第十条の二第一項に規定するたな卸をなすべき資産」を「第二条第一項第十六号に規定するたな卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの」に、「経費」を「費用」に、「代替資産の取得価額」を「代替資産に係る取得に要した金額（以下第四十一条の八までにおいて「取得価額」という。）」に、「第九条第一項」を「第三十二条又は第三十三条」に改め、同条第三項第一号中「第九条第一項第八号の不動産又は不動産の上に存する権利を長期間使用させる行為」を「第三十三条第一項に規定する建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの」に改め、同条第五項中「所得の計算」を「山林所得の金額又は譲渡所得の金額の計算」に改める。

第三十二条第一項中「第九条第一項」を「第二十七条、第三十二条、第三十三条又は第三十五条」に改め、同条第五項中「遺贈又は贈与があつたとき」を「相続（限定承認に係るものに限る。以下第三十九条までにおいて同じ。）、遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るもの以外のもの及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）又は贈与（相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）があつたとき」に改め、「当該譲渡」の下に「、相続」を、「建築物の譲渡」の下に「、相続」を加え、「第九条第一項」を「第二十七条、第三十三条、第三十五条、第四十条又は第五十九条」に改める。

第三十三条第一項中「第九条第一項第七号又は第八号」を「第三十二条又は第三十三条」に、「総収入金額」を「収入金額」に、「譲渡所得の金額」を「譲渡所得に係る収入金額から当該所得の基因となつた資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除した残額」に、「譲渡につきこれらの規定に準じて計算した」を「譲渡に係るこれらの残額に相当する」に改め、同条第二項中「資産の譲渡につき」を「資産の譲渡に係るこれらの残額に相当する金額」に、「部分の譲渡につき、政令で定めるところにより、」を「部分の譲渡に係るこれらの残額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額」に改める。

第三十三条の二第一項中「計算した金額」を「残額に相当する金額」に改める。

第三十三条の三第二項中「所得税額」を「所得税の額」に改める。

第三十四条第一項中「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に、「遺贈」を「相続、遺贈」に、「山林所得又は譲渡所得」を「事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額」に改め、「譲渡資産の取得価額」の下に「並びに設備費及び改良費の額の合計額（以下第三十七条、第三十八条の八及び第三十九条において「取得価額等」という。）」を加え、同項第一号及び第二号中「経費」を「費用」に改め、同条第二項中「第九条第一項第七号及び第八号の規定に準じて計算した同項第七号に規定する残額及び同項第八号に規定する譲渡所得の金額」を「第三十二条及び第三十三条の規定に準じて計算した同法第三十二条第三項に規定する残額及び同法第三十三条第三項に規定する残額」に改める。

第三十六条第四項中「所得税額」を「所得税の額」に改める。

第三十七条中「譲渡所得の計算」を「譲渡所得の金額の計算」に、「遺贈」を「相続、遺贈」に、「譲渡所得を計算する」を「、譲渡所得の金額を計算する」に、「経費」を「費用」に改め、同条各号中「譲渡財産の取得価額」を「譲渡財産の取得価額等」に改める。

第三十八条の二第一項中「第九条第一項第八号」を「第三十三条第三項」に、「同号に規定する譲渡所得の金額は、当該資産の譲渡につき同号の規定を適用して計算した」を「当該資産の譲渡に係る同項に規定する譲渡益は、当該譲渡益に相当する」に、「当該計算した金額が」を「当該譲渡益に相当する金額が」に、「当該計算した金額に」を「当該譲渡益に」に改め、同条第二項中「所得の計算」を「譲渡所得の金額の計算」に改める。

第三十八条の三第一項「第十条の二第一項に規定するたな卸をなすべき資産」を「第二条第一項第十六号に規定するたな卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの」に、「第九条第一項」を「第三十三条」に改める。

第三十八条の五第一項中「譲渡所得」を「譲渡所得の金額」に、「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に、「遺贈」を「相続、遺贈」に改める。

第三十八条の六第一項中「第十条の二第一項に規定するたな卸をなすべき資産」を「第二条第一項第十六号に規定するたな卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの」に改め、「（起重機等の搬送設備を含む。以下この条及び第三十八条の九において同じ。）」を削り、「第九条第一項」を「第三十三条」に改める。

第三十八条の八第一項中「譲渡所得の計算」を「譲渡所得の金額の計算」に、「第十条第二項」を「第四十九条第一項」に、「場合又は」を「とき、又は」に、「遺贈」を「相続、遺贈」に、「譲渡所得を計算する」を「、譲渡所得を計算する」に、「経費」を「費用」に改め、同項第一号中「譲渡資産の取得価額」を「譲渡資産の取得価額等」に改める。

第三十八条の十第一項中「譲渡所得」を「譲渡所得

の金額」に改める。

第三十八条の十一第二項中「譲渡、」の下に「相続、」を加え、同条第三項中「遺贈の場合にあつては、」を「相続の場合にあつては相続人とし、遺贈の場合にあつては」に、「（包括受遺者を含む。）」を「（包括受遺者を含む。）とする。」に、「第五条の二第三項」を「第五十九条第二項」に改め、同条第六項中「所得の計算」を「所得の金額の計算」に改める。

第三十八条の十二第一項中「第九条第一項第七号又は第八号」を「第三十二条又は第三十三条」に、「、山林所得に係る」を「、同法第三十二条第三項に規定する」に、「譲渡所得の金額」を「同法第三十三条第三項に規定する譲渡益」に、「譲渡につきこれらの規定を適用して計算した金額」を「譲渡に係る当該残額又は譲渡益に相当する金額」に、「（当該計算した金額が百万円に満たない場合には、当該計算した金額に相当する金額）を控除した金額（山林所得に係る当該計算した金額及び譲渡所得に係る当該計算した金額が」を「（当該残額又は譲渡益に相当する金額が百万円に満たない場合には、当該残額又は譲渡益に相当する金額）を控除した金額（当該残額に相当する金額と当該譲渡益に相当する金額とが」に改め、同条第五項中「所得税額」を「所得税の額」に改める。

第三十九条第一項中「第九条第一項第八号」を「第三十三条」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用を受けた交換により取得した機械若しくは器具について所得税法第四十九条第一項の規定により償却費の額を計算するとき、又は当該機械若しくは器具の譲渡、相続、遺贈若しくは贈与があつた場合において、譲渡所得の金額を計算するときは、当該交換により譲渡した機械又は器具の取得の時期及び取得価額等（当該交換に際して当該譲渡した機械又は器具のほか、金銭その他の財産を提供したときは、当該金銭の額及び金銭以外の財産の価額を加算した金額）を当該交換により取得した機械又は器具の取得の時期及び取得価額とみなす。

第四十条第一項中「第五条の二第一項」を「第五十九条第一項第一号」に改め、同条第四項中「所得税額」を「所得税の額」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項の規定の適用を受ける財産の贈与又は遺贈について所得税法第九十一条第一項の規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、同条第二項中「寄附金（学校の入学に関してするものを除く。）」とあるのは、「寄附金（租税特別措置法第四十条第一項（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）の規定の適用を受けるもののうち同項に規定する財産の贈与又は遺贈に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に相当する部分及び学校の入学に関してするものを除く。）」とする。

第四十一条中「相続税法の規定により」を「第七十条の四第九項又は相続税法第四十一条第一項の許可を受けて」に、「第九条第一項第七号又は第八号」を「第三十二条又は第三十三条」に改める。

第四十一条の七第一項中「第二条第二項」を「第二条第一項第四号」に、「所得税額」を「所得税の額」に改め、同条第三項中「第二十六条第三項第三号に掲げる所得税額（同法第二十九条第一項から第三項までの規定による申告書にあつては、これらの申告書に記載すべき当該所得税額に相当する税額）」を「第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額」に改める。

第四十一条の八第一項中「所得の計算上」を「一時所得の金額の計算上」に改め、「所得税法第九条第一項に規定する」を削る。

第四十一条の九第一項中「所得税で確定申告書（当該申告書の提出期限前に提出するものに限る。以下第三項において同じ。）」を「所得税法第百二十条第一項の規定による申告書」に、「所得税法第三十条第一項に規定する納期において納付すべきものの額」を「同法第百二十八条に規定する第三期において納付すべき所得税の額」に、「譲渡所得」を「譲渡所得の金額」に、「当該年分の確定申告書」を「当該申告書」に、「同項の規定」を「同条の規定」に改め、同条第三項中「確定申告書に、同項」を「所得税法第百二十条第一項の規定による申告書に、第一項」に改め、同条第四項中「確定申告書」を「申告書」に改め、同条第七項中「第三十条第一項」を「第百二十八条」に改める。

第四十一条の十第一項第一号中「確定申告書」を「所得税法第百二十条第一項の規定による申告書」に、「第二十六条第六項又は第二十九条第一項」を「第百二十四条第一項（同法第百二十五条第五項において準用する場合を含む。）又は第百二十五条第一項」に、「所得税法第三十条第二項又は第三十四条第一項」を「同法第百二十九条」に、「譲渡所得」を「譲渡所得の金額」に改め、同条第二項中「第三十条第二項又は第三十四条第一項」を「第百二十九条」に改め、同条第六項中「（当該期間の満了する日前に延納に係る所得税を完納した場合には、同項第一号の場合にあつてはその延納に係る所得税の所得税法第三十条第二項又は第三十四条第一項の規定による納付の期限の翌日から、第一項第二号の場合にあつてはその延納に係る所得税の前条第一項の規定による納期限の翌日から、それぞれ、その完納の日までの期間）」を削り、「当該所得税額」を「税額」に改める。

第四十一条の十一ただし書を次のように改める。

ただし、当該償還差益のうち、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるものでその者の所得税法の施行地において行なう事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

第三章中「益金に」を「益金の額に」に、「所得の計算上」を「所得の金額の計算上」に、「損金に」を「損金の額に」に改める。

第四十二条第一項中「、当該事業年度の所得」を「、当該事業年度の所得の金額」に、「所得とし」を「所得の金額とし」に、「第九条の六」を「第二十三条」に、「第十七条第一項第一号」を「第六十六条第一項又は第二項」に、「次の税率」を「次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に掲げる税率」に改め、

「法人税法第九条第七項に掲げる法人
　軽減税率適用所得金額の百分の十九
その他の法人
　軽減税率適用所得金額のうち年三百万円以下の所得金額から成る部分の金額　百分の二十二
　軽減税率適用所得金額のうち年三百万円以下の所得金額から成る部分の金額以外の金額　百分の二十六」

を削り、同項に次の各号を加える。

一　法人税法第二条第九号に規定する普通法人　次に掲げる金額の区分に応じそれぞれ次に掲げる税率

イ　軽減税率適用所得金額のうち年三百万円以下の所得の金額から成る部分の金額　百分の二十二

ロ　軽減税率適用所得金額のうち年三百万円をこえる所得の金額から成る部分の金額　百分の二十六

二　法人税法第二条第七号に規定する協同組合等　百分の十九

第四十二条第二項中「前項に規定するその他の法

人」を「前項第一号に掲げる普通法人」に、「三百万円以下の所得金額」を「三百万円以下の所得の金額」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定の適用がある場合において、法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条第一項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第一項及び租税特別措置法第四十二条第一項」と、同法第七十条第一項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項又は第二項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）」とあるのは「第六十六条第一項又は第二項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）及び租税特別措置法第四十二条第一項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）」と、同法第七十四条第一項の規定の適用については、同項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条第一項（配当等に充てた所得に対する法人税率の特例）」とする。

　第四十二条の二第一項中「第九条の六」を「第二十三条」に改め、同条第二項中「総損金」を「損金の額」に、「総益金」を「益金の額」に改め、同条第三項中「第五条第一項各号に掲げる法人」を「第二条第六号に規定する公益法人等」に、「第九条の六」を「第二十三条」に改め、同条第四項中「第五条第一項各号に掲げる法人」を「第二条第六号に規定する公益法人等」に、「第九条の六第一項」を「第二条第二十八号」に、「同条第二項」を「同法第二十四条」に、「分配により受けた金額」を「分配の額」に、「第十七条」を「第九十九条」に改める。

　第四十三条第一項中「固定資産」を「減価償却資産」に改め、同項の表の第七号中「俸給、」を削る。

　第四十五条第一項及び第四十六条第一項中「（起重機等の搬送設備を含む。）」を削る。

　第四十六条の二第一項中「固定資産」を「減価償却資産」に改め、同条第七項中「第十八条から第二十一条まで」を「第七十一条第一項又は第七十四条第一項（これらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第九項中「固定資産」を「減価償却資産」に改める。

　第五十条第一項中「固定資産」を「減価償却資産」に改める。

　第五十三条第一項中「第九条の七に規定するたな卸をすべき資産」を「第二条第二十一号に規定するたな卸資産」に改め、「、有価証券」を削り、「以下の金額を」の下に「損金経理により」を加え、同項第一号中「及びたな卸をすべき有価証券については、次のイ及びロに掲げる金額の合計額」を「については、当該事業年度終了の日における当該たな卸資産の帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十四（国際的な市場で取引される等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの（以下この条において「価格変動の著しい物品」という。）については、百分の九十二）に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「有価証券の価額」の下に「（証券取引所において上場されているものについては、政令で定める価額。以下この項において同じ。）」を加え、同項第三号中「その他これに準ずる流通性を有する株式で政令で定めるもの」を削り、「上場株式等」を「上場株式」に改め、同条第三項中「第一項第一号イ」を「第一項第一号」に改め、「第一号ロ又は」を削り、「上場株式等」を「上場株式」に改め、「政令で定める」を削る。

　第五十四条第一項中「以下の金額を」の下に「損金経理により」を加え、同条第五項中「届出」を「届出書の提出」に改め、同条第八項中「固定資産」を「減価償却資産」に改め、同条第十項中「金額で」の下に「その合併に係る」を加え、「これを当該合併法人に係る」を「その合併法人がその合併の日において有する」に改め、同条第十一項中「所得について青色申告書を」を「確定申告書等を青色申告書により」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　第十項に規定する合併法人のその合併の日を含む事業年度に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する前事業年度から繰り越された海外市場開拓準備金勘定の金額は、第十項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた海外市場開拓準備金勘定の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が合併後存続する法人であるときは、その有するものとみなされた海外市場開拓準備金勘定の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該合併の日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数」とする。

　第五十五条第一項中「相当する金額以下の金額を」の下に「損金経理により」を加え、同条第三項中「同条第十項及び第十一項」を「同条第十項から第十二項まで」に、「合併により消滅した」を「合併した」に改める。

　第五十六条第一項中「以下の金額を」の下に「損金経理により」を加え、同条第六項中「届出」を「届出書の提出」に改め、同条第十項中「第五十四条第十項及び第十一項」を「第五十四条第十項から第十二項まで」に、「合併により消滅した」を「合併した」に改め、同項に後段として次のように加える。

　この場合において、同条第十二項中「第二項」とあるのは、「第五十六条第四項」と読み替えるものとする。

　第五十七条第一項中「以下の金額を」の下に「損金経理により」を加え、同条第五項中「届出」を「届出書の提出」に改め、同条第八項中「及び第十一項」を「、第十一項及び第十二項前段」に、「合併により消滅した」を「合併した」に改め、同項に後段として次のように加える。

　この場合において、同条第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十七条第一項」と読み替えるものとする。

　第三章第二節中第五十七条の次に次の五条を加える。

（渇水準備金勘定への繰入金額の損金算入）

第五十七条の二　青色申告書を提出する法人で電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第五項に規定する電気事業（以下この条において「電気事業」という。）を営むものが、豊水により電気事業の収益が増加し又は電気事業の費用が減少した事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、渇水損失（渇水により減少した電気事業の収益又は渇水により増加した電気事業の費用をいう。以下この条において同じ。）に備えるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理により渇水準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該増加した電気事業の収益の額又は減少した電気事業の費用の額として政令で定める金額

二　当該事業年度後の事業年度において生ずべき渇水損失の見積額として政令で定める金額（以下次項において「累積限度額」という。）から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された渇水準備金勘定の金額（その日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

2　前項の渇水準備金勘定を設けている法人の当該事業年度終了の日における渇水準備金勘定の金額が累積限度額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の渇水準備金勘定を設けている法人について渇水損失が生じた場合には、その渇水損失が生じた事業年度終了の日における渇水準備金勘定の金額のうちその渇水損失の額として政令で定める金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の渇水準備金勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　電気事業を廃止した場合　当該廃止の日における渇水準備金勘定の金額

二　解散した場合　当該解散の日における渇水準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三　前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において渇水準備金勘定の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における渇水準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5　第一項の渇水準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後渇水準備金勘定に繰り入れた金額で同項の規定により当該繰り入れをした事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額があるときは、当該金額に相当する金額のうち、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日において有していた渇水準備金勘定の金額で当該繰り入れをした事業年度終了の日において有するものに達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6　前項の規定の適用については、法人が同項の規定の適用を受けた最初の事業年度終了の日後第二項から前項までの規定により益金の額に算入された金額は、まず、青色申告書の提出の承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日において有していた渇水準備金勘定の金額から成るものとみなす。

7　第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8　第五十四条第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の渇水準備金勘定を設けている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十七条の二第一項」と読み替えるものとする。

（違約損失補償準備金勘定への繰入金額及び違約損失補てん額の損金算入等）

第五十七条の三　青色申告書を提出する法人で商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品取引所又は証券取引法第二条第十一項に規定する証券取引所であるものが、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、違約損失（当該法人の開設する商品市場又は有価証券市場における売買取引の違約によりその会員が被つた損失をいう。以下この条において同じ。）に備えるため、その開設する各商品市場又は有価証券市場につき、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理により違約損失補償準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失の補てんに充てる目的で、当該事業年度において政令で定める方法によりその会員から徴収する金額

二　当該各商品市場又は有価証券市場における会員の売買取引の違約により生ずべき損失の見積額として政令で定める金額（以下次項において「累積限度額」という。）から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額（その日までに第三項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに次項若しくは第五項において準用する前条第五項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

2　前項の違約損失補償準備金勘定を設けている法人の当該事業年度終了の日における各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額が当該各商品市場又は有価証券市場に係る累積限度額をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3　第一項の違約損失補償準備金勘定を設けている法人が当該違約損失補償準備金勘定に係る商品市場又は有価証券市場においてその会員が被つた違約損失を補てんすることとなつた場合には、その補てんすることとなつた日における当該違約損失補償準備金勘定の金額のうちその補てんすることとなつた金額に相当する金額は、同日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の違約損失補償準備金勘定を設けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　商品市場又は有価証券市場を閉鎖した場合　当該閉鎖の日における当該商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額

二　解散した場合　当該解散の日における違約損失補償準備金勘定の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三　前二項、前二号及び次項の場合以外の場合において各商品市場又は有価証券市場に係る違約

損失補償準備金勘定の金額を取りくずした場合
　その取りくずした日における当該各商品市場又は有価証券市場に係る違約損失補償準備金勘定の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5　前条第五項及び第六項の規定は、第一項の違約損失補償準備金勘定を設けている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後違約損失補償準備金勘定に繰り入れた金額で同項の規定により当該繰入れをした事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額があるときについて準用する。

6　第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7　第五十四条第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の違約損失補償準備金勘定を設けている法人が合併した場合について準用する。この場合において、「同条第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十七条の三第一項」と読み替えるものとする。

8　第一項の法人がその会員の被つた違約損失を政令で定めるところにより補てんしたときは、その損失の補てんに充てた金額は、その損失の補てんに充てた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

9　前項の法人が違約損失を補てんした後において、求償権の行使により当該損失の発生の原因となつた売買取引の違約をした者から金銭その他の資産の給付を受けたときは、その給付を受けた資産の価額に相当する金額は、その給付を受けた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

（保険会社等の異常危険準備金の積立額の損金算入）

第五十七条の四　青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の事業年度を除く。）において、当該各号に掲げる法律の規定による責任準備金の積立てに当たり、保険（自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する自動車損害賠償責任保険及び次条第一項に規定する原子力損害賠償責任保険を除く。以下この条において同じ。）又はこれに類する政令で定める共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当該保険又は共済の当該事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　保険業法（昭和十四年法律第四十一号）第一条第一項に規定する免許を受けて損害保険事業を営む法人　同法第八十八条第一項

二　外国保険事業者に関する法律（昭和二十四年法律第百八十四号）第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険事業を営む法人　同法第十三条

三　船主相互保険組合　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第四十四条第二項において準用する保険業法第八十八条第一項

四　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第八号に掲げる事業を行なう農業協同組合連合会　同法第十条の三

五　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第一項第四号に掲げる事業を行なう消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会　同法第五十条の二

六　水産業協同組合共済会　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第百条の八

七　火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第三号に掲げる事業を行なう協同組合連合会　同法第五十八条第五項

八　環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第八条第一項第十号に掲げる事業を行なう環境衛生同業組合及び同法第五十四条第八号又は第九号に掲げる事業を行なう環境衛生同業組合連合会　同法第十四条の四（同法第五十六条において準用する場合を含む。）

2　前項に規定する異常災害損失とは、同項に規定する保険の種類又は共済の種類ごとに、各事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した保険金の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金がある場合には、その金額を控除した金額）又は共済金の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険金又は共済金がある場合には、これらの金額を控除した金額）が当該事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金に百分の五十（船舶保険その他政令で定めるものについては、政令で定める割合）を乗じて計算した金額をこえる場合のそのこえる金額に対応する損失をいう。

3　前二項に規定する正味収入保険料とは、各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険料（当該保険料のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）及び再保険返戻金の合計額から当該事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した金額をいう。

4　第一項及び第二項に規定する正味収入共済掛金とは、各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した共済掛金（火災共済協同組合のうち通常の掛金率に特別の安全率を加算した率を基礎として共済掛金を算出しているものについては、その共済掛金のうち通常の掛金率に対応する部分の金額に限るものとし、当該確定した共済掛金のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額とする。）及び解約返戻金の合計額から当該事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した保険料、共済掛金及び解約返戻金の合計額を控除した金額をいう。

5　前三項の場合において、当該保険又は共済につきその保険期間又は共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約があるときは、第二項に規定する保険金の総額若しくは共済金の総額又は前二項に規定する保険料、再保険返戻金、再保険料、解約返戻金若しくは共済掛金の額は、これらの金額のうち当該保険又は共済の危険保険料部分又は危険共済掛金部分に係る金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

6　第一項の異常危険準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額（その日までに次項若しくは第九項の規定により益金の額に算入され

た、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項、第八項若しくは第十項において準用する第五十七条の二第五項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）が、当該異常危険準備金に係る保険又は共済につき当該各事業年度後の事業年度において生ずべき第一項に規定する異常災害損失の見積額として政令で定めるところにより計算した金額をこえる場合には、そのこえる金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7　第一項の異常危険準備金を積み立てている法人の当該異常危険準備金の積み立てられている保険又は共済について同項に規定する異常災害損失が生じた場合には、当該異常災害損失の生じた事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額で当該保険又は共済に係るもののうち当該異常災害損失の額に相当する金額は、当該異常災害損失の生じた事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

8　第一項の異常危険準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額のうちに同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が合併後存続する法人である場合には当該法人又は被合併法人（合併により消滅した法人をいう。以下この項において同じ。）が、当該法人が合併により設立した法人である場合には各被合併法人が、それぞれ同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額の合計額）がある場合には、当該金額のうち政令で定める金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9　第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　保険又は共済に係る事業を廃止した場合（第一項第二号に掲げる法人については、法人税法の施行地における当該事業を廃止した場合）　当該廃止の日における異常危険準備金の金額

二　解散した場合　当該解散の日における異常危険準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三　前三項、前二号及び次項の場合以外の場合において保険又は共済に係る異常危険準備金の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における当該保険又は共済に係る異常危険準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

10　第五十七条の二第五項及び第六項の規定は、第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後異常危険準備金として積み立てた金額で同項の規定により当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額があるときについて準用する。

11　第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

12　第五十四条第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十七条の四第六項から第八項まで」と読み替えるものとする。

（原子力損害賠償責任保険に係る異常危険準備金の積立額の損金算入）

第五十七条の五　青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号に掲げる法律の規定による責任準備金の積立てに当たり、原子力損害賠償責任保険（原子力災害に係る損害賠償責任を保険の目的とする保険をいう。以下この条において同じ。）に係る原子力災害損失の補てんに充てるため、当該原子力損害賠償責任保険の当該事業年度における前条第三項に規定する正味収入保険料を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　保険業法第一条第一項に規定する免許を受けて損害保険事業を営む法人　同法第八十八条第一項

二　外国保険事業者に関する法律第三条第一項に規定する免許を受けて損害保険事業を営む法人　同法第十三条

2　前項に規定する原子力災害損失とは、原子力による災害その他の事故の発生により原子力損害賠償責任保険の被保険者に当該保険に係る損害賠償責任が生じたことに伴い、各事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した保険金の総額（当該事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した再保険金がある場合には、その金額を控除した金額）に対応する損失をいう。

3　第一項の原子力損害賠償責任保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人について同項に規定する原子力災害損失が生じた場合には、当該原子力災害損失の生じた日における原子力損害賠償責任保険に係る異常危険準備金の金額（その日までにこの項若しくは次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第五項において準用する第五十七条の二第五項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該原子力災害損失の額に相当する金額は、当該原子力災害損失の生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4　第一項の原子力損害賠償責任保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　原子力損害賠償責任保険の業務を廃止した場合　当該廃止の日における原子力損害賠償責任保険に係る異常危険準備金の金額

二　解散した場合　当該解散の日における原子力損害賠償責任保険に係る異常危険準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三　前項、前二号及び次項の場合以外の場合において原子力損害賠償責任保険に係る異常危険準備金の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における当該異常危険準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

5　第五十七条の二第五項及び第六項の規定は、第一項の原子力損害賠償責任保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後原子力損害賠償責任保険に係る異常危険準備金として積み立てた金額で同項の規定により当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額があるときについて準用する。

6　第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7　第五十四条第十項及び第十一項の規定は、第一項の原子力損害賠償責任保険に係る異常危険準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。

（前払金保証事業会社の異常危険準備金の積立額の損金算入）

第五十七条の六　青色申告書を提出する法人で公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）に規定する前払金保証事業を営むものが、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該前払金保証事業に係る異常保証損失の補てんに充てるため、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を損金経理により異常危険準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一　当該前払金保証事業の当該事業年度における正味収入保証料を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二　当該前払金保証事業につき当該事業年度後の事業年度において生ずべき異常保証損失の見積額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「累積限度額」という。）から、当該事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額（その日までに第五項若しくは第七項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までに第四項、第六項若しくは第八項において準用する第五十七条の二第五項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

2　前項に規定する異常保証損失とは、各事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した保証金の総額が当該事業年度における正味収入保証料の百分の二十五に相当する金額をこえる場合のそのこえる金額に対応する損失をいう。

3　前二項に規定する正味収入保証料とは、各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保証料（当該保証料のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）から当然事業年度において支払つた、又は支払うべきことの確定した解約返戻金を控除した金額をいう。

4　第一項の異常危険準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額が累積限度額をこえる場合には、そのこえる金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5　第一項の異常危険準備金を積み立てている法人について同項に規定する異常保証損失が生じた場合には、当該異常保証損失の生じた事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額のうち当該異常保証損失の額に相当する金額は、当該異常保証損失の生じた事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6　第一項の異常危険準備金を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度から繰り越された異常危険準備金の金額のうちに同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額（当該法人が合併後存続する法人である場合には当該法人又は被合併法人（合併により消滅した法人をいう。以下この項において同じ。）が、当該法人が合併により設立した法人である場合には各被合併法人が、それぞれ同日前十年以前に終了した事業年度において積み立てた金額の合計額）がある場合には、当該金額のうち政令で定める金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

7　第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　第一項に規定する前払金保証事業を廃止した場合　当該廃止の日における異常危険準備金の金額

二　解散した場合　当該解散の日における異常危険準備金の金額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三　前三項、前二号及び次項の場合以外の場合において異常危険準備金の金額を取りくずした場合　その取りくずした日における異常危険準備金の金額のうちその取りくずした金額に相当する金額

8　第五十七条の二第五項及び第六項の規定は、第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした後再び青色申告書の提出の承認を受けた場合において、その承認を受けた後異常危険準備金として積み立てた金額で同項の規定により当該積立てをした事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額があるときについて準用する。

9　第五十三条第七項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10　第五十四条第十項、第十一項及び第十二項前段の規定は、第一項の異常危険準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十七条の六第四項から第六項まで」と読み替えるものとする。

第五十八条第一項中「法人税法第六条第一項」を「第五十八条の四第一項」に改め、同条第三項中「第十八条から第二十一条まで」を「第七十一条第一項又は第七十四条第一項（これらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第六項中「第十八条又は第二十一条の規定による申告書（これらの申告書」を「第七十四条第一項（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告書」に、「同項の」を「第三項の」に改め、同条第七項中「第十六条第一項」を「第二条第十八号」に、「同項」を「同号イ(1)」に、「第十七条の二第一項及び第二項」を「第六十七

条第二項及び第三項」に改める。

第五十八条の二第一項中「以下の金額を」の下に「損金経理により」を加え、同条第五項中「届出」を「届出書の提出」に改め、同条第七項中「及び第十一項」を「、第十一項及び第十二項前段」に、「合併により消滅した」を「合併した」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十二項前段中「第二項」とあるのは、「第五十八条の二第三項」と読み替えるものとする。

第五十八条の三第四項中「第十六条第一項」を「第二条第十八号」に、「同項に」を「同号イ(1)に」に、「第十七条の二第一項及び第二項」を「第六十七条第二項及び第三項」に改める。

第三章第三節の二の次に次の一節を加える。

第三節の三　新規重要物産の製造等による所得の免税

（新規重要物産の製造等による所得の免税）

第五十八条の四　青色申告書を提出する法人が政令で定める期間内に新規重要物産の製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備の増設（その増設に着手する前に有していたその増設に係る新規重要物産の製造又は産出の能力に比し十分の一以上に相当する製造又は産出の能力を増加したものに限る。以下この条において同じ。）をした場合には、政令で定めるところにより、当該事業を開始し、又はその設備の増設をした日を含む事業年度及び当該事業年度の翌事業年度開始の日以後三年以内に終了する事業年度（これらのうち清算中の事業年度を除く。）において、当該事業の開始のために施設した設備又はその増設をした設備による当該新規重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得（当該法人が発明し、又は考案した当該新規重要物産の製造技術に関する特許権若しくは特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるものの譲渡又は提供による所得がある場合には、当該所得を含む。以下この条において同じ。）につき、各事業年度の所得に対する法人税（法人税法第六十七条の規定の適用がある場合には、同条第一項の規定により加算する金額に係る法人税を除く。）を免除する。

2　前項の規定は、当該事業年度において同項に規定する新規重要物産について生じた同項の所得の金額の合計額が、当該事業年度終了の日において当該新規重要物産の製造又は採掘の用に供されている減価償却資産のうちその償却額が当該新規重要物産の製造原価又は生産原価に算入されるもので政令で定めるもの（当該事業年度終了の日が同項に規定する政令で定める期間満了の日後である場合には、同日までに当該新規重要物産の製造又は採掘の用に供されたものに限る。）の取得価額の合計額の百分の四十に相当する金額（当該事業年度前の事業年度において当該新規重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得で同項の規定により法人税を免除されたものがある場合には、その免除を受けた所得の金額の合計額を控除した金額）をこえる場合には、そのこえる部分の金額については、適用しない。

3　第一項に規定する新規重要物産とは、国民経済上重要と認められる新規産業に係る物産で、その製造又は採掘の技術が確立されていないこと、需要の見とおしが困難であることその他の事由によりその製造又は採掘の事業の開始に当たり採算について著しく不安があるものとして政令で定めるものをいう。

4　第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による法人税の免除に関する申告の記載があり、かつ、その免除を受ける所得の金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により免除される法人税の額は、当該申告に係るその免除を受けるべき金額を限度とする。

5　前各項に定めるもののほか、第一項に規定する新規重要物産の製造又は採掘の業務から生じた所得に係る法人税の免除に関し必要な事項は、政令で定める。

6　第一項の規定の適用がある場合において、法人税法第六十七条の規定の適用については、同条第二項中「控除する金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除する金額又は租税特別措置法第五十八条の四（新規重要物産の製造等による所得の免税）の規定により免除する金額がある場合には、これらの金額」と、同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項第二号中「前節（税額の計算）（第六十七条（同族会社の特別税率）を除く。）」とあるのは「前節（税額の計算）（第六十七条（同族会社の特別税率）を除く。）及び租税特別措置法第五十八条の四（新規重要物産の製造等による所得の免税）」と、同法第七十四条第一項の規定の適用については、同項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第五十八条の四（新規重要物産の製造等による所得の免税）」とする。

第五十九条第一項及び第二項中「積立金額」を「利益積立金額」に改め、同条第三項中「支出した」を「支出する」に改める。

第六十条第一項中「（昭和二十四年法律第百八十一号）」を削り、「積立金額」を「利益積立金額」に、「、再評価積立金額及び積立金額」を「及び利益積立金額」に改める。

第六十一条第一項中「積立金額」を「利益積立金額」に改め、同条第三項中「第十八条」を「第七十四条第一項」に改め、同条第四項中「第十六条第一項」を「第二条第十八号」に、「同項に」を「同号イ(1)に」に改める。

第六十二条第一項中「支出した」を「支出する」に、「、資本積立金額及び再評価積立金額」を「及び資本積立金額」に改める。

第六十四条第一項中「第九条の七第一項に規定するたな卸をなすべき資産」を「第二条第二十一号に規定するたな卸資産」に、「清算金の額に対する当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額の割合」を「清算金の額から当該譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合」に、「記帳割合」を「差益割合」に改め、「（当該金額がない場合には一円とし、当該代替資産の取得価額が補償金、対価又は清算金の額で当該代替資産の取得に充てられた額をこえる場合にはその計算した金額にそのこえる金額を加算した金額とする。以下この項において「圧縮記帳限度額」という。）を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載し、又は当該金額を財産目録に記載することに代えて当該代替資産の取得価額から圧縮記帳限度額を控除した金額以下の金額を引当金」を「（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法」に、「利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として経理した」を「当該金額をその確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積

み立てる方法を含む。）により経理した」に、「その取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額又は当該引当金として経理した」を「その減額し、又は経理した」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第一項の規定の適用を受けた代替資産について法人税の関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該代替資産の取得価額に算入しない。

第六十四条の二第一項中「、当該収用等のあつた日を含む事業年度」の下に「の確定した決算（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算。以下この章において同じ。）」を加え、「額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額」を「額に差益割合を乗じて計算した金額」に改め、「（利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条第三項中「取得価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額」を「取得価額に差益割合を乗じて計算した金額」に改め、同条第六項中「前条第五項」の下に「及び第六項」を加え、同条第七項中「第十六条第一項」を「第二条第十八号」に、「同項に」を「同号イ(1)に」に、「第十七条の二第一項及び第二項」を「第六十七条第二項及び第三項」に改める。

第六十五条第一項中「当該換地処分等」を「当該交換取得資産の価額から当該換地処分等」に、「下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した」を「控除した残額の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額した」に、「その交換取得資産の価額と財産目録に記載した価額との差額」を「その減額した金額」に改め、同条第三項中「清算金の額に対する」を「清算金の額から」に、「帳簿価額の割合」を「帳簿価額から控除した残額の当該補償金、対価若しくは清算金の額に対する割合」に、「（金額）に対する」を「（金額）から」に、「金額の割合」を「金額を控除した残額の当該補償金等の額に対する割合」に改め、同条第四項中「第二十二条の二」を「第百二条第一項」に改め、同条第六項中「第六十四条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

第六十五条の四第一項中「第九条の七第一項に規定するたな卸をなすべき資産」を「第二条第二十一号に規定するたな卸資産」に改め、「（起重機等の搬送設備を含む。以下この条及び第六十五条の六において同じ。）」を削り、「（金額）に」を「（金額）に、」に、「（合計額）に対する」を「（合計額）から」に、「の割合」を「を控除した残額の当該対価の額に対する割合」に、「記帳割合」を「差益割合」に、「（当該金額がない場合には、一円とし、当該買換資産の取得価額が当該対価の額のうち当該買換資産の取得に充てられた額をこえる場合には、当該計算した金額にそのこえる金額を加算した金額とする。以下この項において「圧縮記帳限度額」という。）を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載し、又は当該金額を財産目録に記載することに代えて当該買換資産の取得価額から圧縮記帳限度額を控除した金額以下の金額を引当金」を「（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法」に、「利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として経理した」を「その確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理した」に、「その取得価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額又は当該引当金として経理した」を「その減額し、又は経理した」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第一項の規定の適用を受けた買換資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該買換資産の取得価額に算入しない。

第六十五条の五第一項中「額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額を当該譲渡の日を含む事業年度において」を「額に差益割合を乗じて計算した金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において」に改め、「（利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条第三項中「取得価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額」を「取得価額に差益割合を乗じて計算した金額」に改め、同条第七項中「前条第五項」の下に「及び第六項」を加える。

第六十五条の七第一項中「価額に対する」を「価額からその出資直前の」に、「の割合」を「を控除した残額の当該価額に対する割合」に、「記帳割合」を「差益割合」に、「（当該金額がない場合には、一円とする。以下この項において「圧縮記帳限度額」という。）を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載し、又は当該金額を財産目録に記載することに代えて当該土地等の取得価額から圧縮記帳限度額を控除した金額以下の金額を引当金（利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）として」を「（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該金額をその確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により」に、「当該土地等の当該取得の時における価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額又は当該引当金として経理した」を「その減額し、又は経理した」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第六十五条の四第六項の規定は、第一項の規定の適用を受けた資産について準用する。

第六十五条の八第一項中「事業年度において」を「事業年度の確定した決算において」に、「価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額」を「価額に差益割合を乗じて計算した金額」に改め、「（利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条第三項中「価額からこれに記帳割合を乗じて計算した金額を控除した金額」を「価額に差益割合を乗じて計算した金額」に改め、同条第六項同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第六十五条の四第六項の規定は、第二項の規定の適用を受けた資産について準用する。

第六十五条の九第一項中「清算所得」を「清算所得の金額」に、「益金」を「益金の額」に改め、同条第二項中「第九条の六第二項第一号又は第二号に掲げる金額」を「第二十四条第一項に規定する金銭の額及び金銭以外の資産の価額」に改め、同条第三項中「第二十二条の二から第二十二条の四まで」を「第百二条から第百四条まで」に、「益金」を「益金の額」に改める。

第六十六条第一項中「資産につき」を「資産（以下この条において「交換取得資産」という。）の価額から」に、「下らない価額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該交換より取得した資産の価額と財産目録に記載した価額との差額」を「控除した残額の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されなかつた金額は、当該交換取得資産の取得価額に算入しない。

第六十六条の二の見出し中「清算所得」の下に「の金額」を加え、同条第一項中「清算所得の金額のうちに法人税法第十三条第一項第二号に掲げる金額で積立金額以外の金額から成るもの」を「法人税法第百十二条第一項に規定する控除した金額のうちに当該被合併法人の同法第百十五条第三項に規定する利益積立金額から成る金額以外の金額」に、「以下の金額を特別勘定」を「以下の金額をその合併の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定」に、「当該帳簿価額を減額してこれを財産目録に記載し」を「損金経理により当該帳簿価額を減額し」に、「合計額を特別勘定」を「合計額を当該事業年度の確定した決算において特別勘定」に、「清算所得」を「清算所得の金額」に、「同項の規定」を「同法第百十二条第一項の規定」に、「同号に掲げる金額」を「同項の規定により計算した金額」に改め、同条第三項中「清算所得」を「清算所得の金額」に改め、同条第四項中「第二十二条の五第一項」を「第百十六条第一項」に改め、「同法第十三条第一項第二号に掲げる金額から」を削り、「第一項の規定に該当する」を「同項の規定に該当する」に改める。

第六十六条の三の見出し中「清算所得のうち積立金額」を「清算所得の金額のうち利益積立金額」に改め、同条第一項中「法人税法第十三条第一項第二号に掲げる金額で積立金額から成るもの」を「当該被合併法人の法人税法第百十五条第三項に規定する利益積立金額から成る金額」に改め、同条第二項後段を次のように改める。

この場合において、同条第四項中「第一項の規定により控除する金額のその控除」とあるのは、「第六十六条の三第一項に規定する利益積立金額から成る金額」と読み替えるものとする。

第六十六条の四中「第九条の六第二項第三号に掲げる金額に該当する金額」を「第二十四条第一項第四号の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額」に、「第十条の二第一項又は第十五条第一項」を「第六十九条第一項又は第百一条第一項」に、「その該当する」を「そのみなされる」に、「積立金額」を「利益積立金額」に改める。

第六十六条の五の見出し中「欠損金」を「欠損金額」に改め、同条中「欠損金で」を「法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額で」に、「当該欠損金」を「当該欠損金額」に改める。

第六十六条の六第一項中「事業年度において、」の下に「当該株式の価額から」を加え、「下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した」を「控除した残額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額した」に、「当該資産の価額と財産目録に記載した価額との差額」を「その減額した金額」に改め、同条第二項中「（以下この条において「出資受入事業年度」という。）」の下に「の確定した決算」を加え、「これを財産目録に記載するとともに」を削り、「帳簿価額から当該附記した金額を控除した金額」を「帳簿価額と当該附記し、又は経理した特別勘定の金額との差額に相当する金額」に改め、「又は当該出資受入法人が出資受入事業年度終了の日において当該特定出資資産につき財産目録に記載している価額」を削り、「これらの金額又は価額」を「当該金額」に改め、「下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した」を「当該株式の価額から控除した残額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額した」に、「当該特定出資資産の価額とその財産目録に記載した価額との差額」を「その減額した金額」に改め、同条第三項中「当該出資事業年度において」を「当該出資事業年度の確定した決算において」に、「価額とその出資前帳簿価額との差額」を「価額からその出資前帳簿価額を控除した残額」に改め、「（利益又は剰余金の処分により積み立てた場合における当該積立金を含む。）」を削り、同条第四項中「帳簿価額から第二項に規定する特別勘定として貸借対照表に附記した金額を控除した金額又は当該出資受入法人が出資受入事業年度終了の日において当該特定出資資産につき財産目録に記載している価額を下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載する」を「帳簿価額と第二項に規定する特別勘定として附記し、又は経理した金額との差額に相当する金額を当該株式の価額から控除した残額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額した」に改め、同条第八項中「前項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　第一項、第二項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する株式について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、これらの規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該株式の取得価額に算入しない。

第六十六条の七中「第一条第一項第二号に掲げる法人で同法の施行地に同条第四項第一号に掲げる事業を有するもの」を「第百四十一条第一号に掲げる外国法人」に、「当該法人に対して支払う利子で当該事業に帰せられないものについては、各事業年度の所得に対する法人税は、」を「当該外国法人に対して支払う利子については、法人税を」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該利子のうち、当該外国法人の同法の施行地に有する支店その他政令で定める場所を通じて行なう事業に帰せられるものについては、この限りでない。

第六十六条の八第一項中「この項」を「この条」に改め、「当該試験研究用資産につき」の下に「、その取得価額から」を加え、「下らない金額をその帳簿価額として財産目録に記載した」を「控除した金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額した」に、「当該取得価額と財産目録に記載した価額との差額」を「その減額した金額」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定の適用を受けた試験研究用資産について法人税に関する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該試験研究用資産の取得価額に算入しない。

第六十六条の九第三項中「各事業年度における総損金が総益金をこえる場合には、そのこえる損金の額」を「各事業年度の法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額」に、「第九条第五項」を「第五十七条第一項」に改め、同条第四項中「事業年度にお

ける総損金が総益金をこえる場合のそのこえる損金の額と法人税法第九条第五項に規定する損金の額」を「事業年度の法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額と同法第五十七条第一項に規定する欠損金額」に改める。

第六十六条の十中「事業年度における総損金が総益金をこえる場合には、そのこえる損金の額については、法人税法第九条第五項」を「事業年度の法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額については、同法第五十七条第一項」に改める。

第六十七条の二第一項中「第十七条第一項第一号」を「第六十六条第一項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　第一項の規定の適用がある場合において、法人税法第七十条第一項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項又は第二項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第一項（特定の医療法人の法人税率の特例）」と、同法第七十二条第一項又は第七十四条第一項の規定の適用については、同法第七十二条第一項第二号又は第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「租税特別措置法第六十七条の二第一項（特定の医療法人の法人税率の特例）及び前節第二款（税額控除）」とする。

第六十八条の二本文中「第一条第一項第二号に掲げる法人」を「第二条第四号に規定する外国法人」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、当該償還差益のうち、同法第百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人が支払を受けるもので当該外国法人の同法の施行地において行なう事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、この限りでない。

（中小企業の資産再評価の特例に関する法律の一部改正）

第八条　中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭和三十二年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第七条」を「第一編第五章」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第九条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「国税」の下に「（その滞納処分費を含む。以下同じ。）」を加え、同条第九号中「期限」の下に「（国税通則法第四十七条第一項（納税の猶予）に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を除く。）」を加え、同条第十号を次のように改める。

十　法定納期限　国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限（次に掲げる国税については、それぞれ次に掲げる期限又は日）をいう。この場合において、国税通則法第三十八条第二項（繰上請求）に規定する繰上げに係る期限及び所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）若しくは相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定による延納、国税通則法第四十七条第一項に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限は、当該国税を納付すべき期限に含まれないものとする。

イ　国税通則法第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき国税　その国税の額をその国税に係る同法第十七条第二項（期限内申告書）に規定する期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限

ロ　国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限とされている日後に納税の告知がされた国税（ハ又はニに掲げる国税に該当するものを除く。）　当該期限

ハ　国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国税　当該事実が生じた日

ニ　附帯税又は滞納処分費　その納付又は徴収の基因となる国税を納付すべき期限（当該国税がイからハまでに掲げる国税に該当する場合には、それぞれ当該国税に係るイからハまでに掲げる期限又は日）

第十五条第一項第一号中「とし、所得税の予定申告に係る更正又は決定により確定したものについては、その通知書を発した日とする。」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　第二期分の所得税（所得税法第百四条第一項（予定納税額の納付）（同法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により同項に規定する第二期において納付すべき所得税をいい、同法第百十五条（出国をする場合の予定納税額の納期限の特例）（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税で同法第百四条第一項に規定する第一期において納付すべき所得税の納期限後に納付すべきものを含む。）　当該第一期において納付すべき所得税の納期限

第十五条第一項第四号中「提出期限前の決定」を「提出期限前の決定等」に、「決定により」を「決定又は更正により」に改め、「決定通知書」の下に「又は更正通知書」を加え、同項第五号の三を削る。

第二十三条第三項を削る。

第三十五条第一項中「第七条の二第一項」を「第二条第十号」に、「一年前まで」を「一年以上前」に改める。

第三十六条第一号中「所得税法第三条の二（実質課税の原則）若しくは第四十六条（営業所の所得の帰属の推定）又は法人税法第七条の三（実質課税の原則）」を「所得税法第十二条（実質所得者課税の原則）若しくは第百五十八条（事業所の所得の帰属の推定）又は法人税法第十一条（実質所得者課税の原則）」に改め、同条第二号中「第六十七条」を「第百五十七条」に、「第三十条」を「第百三十二条」に改める。

第七十六条第一項第一号中「第三十八条（給与所得についての源泉徴収）、第四十条（年末調整）又は第四十一条第一項（非居住者等の所得の源泉徴収）」を「第百八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第百九十条（年末調整）、第百九十二条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第二百十二条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）」に改め、同項第三号中「法律又は条例」を「法令」に、「第八条第八項各号（社会保険料の範囲）に掲げるもの」を「第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料」に改め、同条第四項第一号中「第三十八条の二（退職所得についての源泉徴収）又は第四十一条第一項」を「第百九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）又は第二百十二条」に改める。

第七十七条の見出し中「基く」を「基づく」に改め、同条第一項中「基き」を「基づき」に改め、「休業手当金及びこれらの性質を有する給付」の下に「（法人税法第八十四条第三項（退職年金積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約に基づいて支給される退職年金を含む。）」を、「一時恩給及びこれらの性質を有する給付」の下に「（当該適格退職年金契約に基づいて支給される退職一時金

を含む。）」を加え、同条第二項中「法律又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改め、同項第十一号を削る。

第九十条第三項中「同条第三項の督促若しくは」を「同条第三項の督促又は」に、「ときについても」を「とき、又は第二十三条第二項（担保の目的でされた仮登記と国税）の通知に係る差押えにつき訴えの提起があつたときにおいても」に改める。

第百七十二条の見出し中「及び換価」を削り、同条中「又は換価」を削る。

（国税通則法の一部改正）

第十条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号ただし書を削り、同号ハ中「所得税法又は法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に改め、「欠損金額で」の下に「その年又はその事業年度以前において生じたもののうち」を加え、「所得の計算」を「所得の金額の計算」に、「所得につき繰り戻して控除する」を「所得に係る還付金の額の計算の基礎とする」に改め、同条第七号ただし書を削り、同条第八号を次のように改める。

八　法定納期限　国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限（次に掲げる国税については、それぞれ次に掲げる期限又は日）をいう。この場合において、第三十八条第二項（繰上請求）に規定する繰上げに係る期限及び所得税法、法人税法若しくは相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定による延納（以下「延納」という。）、第四十七条第一項（納税の猶予）に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限は、当該国税を納付すべき期限に含まれないものとする。

イ　第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき国税　その国税の額をその国税に係る期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限

ロ　国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限とされている日後に納税の告知がされた国税（ハ又はニに掲げる国税に該当するものを除く。）　当該期限

ハ　国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国税　当該事実が生じた日

ニ　附帯税　その納付又は徴収の基因となる国税を納付すべき期限（当該国税がイからハまでに掲げる国税に該当する場合には、それぞれ当該国税に係るイからハまでに掲げる期限又は日）

第六条中「（以下「合併法人」という。）」を削る。

第十条第一項中「法律に定める」を「法律において日、月又は年をもつて定める」に改める。

第十五条第三項第一号を次のように改める。

一　所得税法第二編第五章第一節（予定納税）（同法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき所得税（以下「予定納税に係る所得税」という。）

第十五条第三項第二号中「（所得税法第四十一条第二項（代位納付）の規定により納付すべき所得税を含む。）」を削る。

第十八条第一項中「所得税法に規定する損失申告書」を「所得税法第百二十三条第一項（確定損失申告）、第百二十五条第三項（年の中途で死亡した場合の確定損失申告）又は第百二十七条第三項（年の中途で出国をする場合の確定損失申告）（これらの規定を同法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書」に、「法定申告期限内」を「提出期限内」に、「法定申告期限後」を「その提出期限後」に改める。

第十九条第二項中「受けた者」の下に「（その相続人その他当該更正又は決定を受けた者の財産に属する権利義務を包括して承継した者を含む。）」を加え、同条第四項第三号ハ中「第三十六条第四項（純損失の繰戻しによる還付）（同法第三十六条の二第二項（外国税額控除額の還付）」を「第百四十二条第二項（純損失の繰戻しによる還付）（同法第百六十六条（非居住者に対する準用）」に、「第二十六条の四第四項（欠損の繰戻しによる還付）」を「第八十一条第六項（欠損金の繰戻しによる還付）（同法第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」に改める。

第二十三条第一項中「（法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書（決算が遅延した場合の申告期限の延長）の規定による納税申告書については、その提出期限）」を削る。

第三十二条第二項中「この項」の下に「の規定」を加える。

第三十五条第二項中「、第二条第七号ただし書（定義）に規定する納税申告書の提出により納付すべき国税」を削る。

第三十七条第一項中「所得税法第三章（予定納税及び予定申告）の規定により納付すべき所得税」を「予定納税に係る所得税」に、「同章に規定する」を「所得税法第百四条第一項、第百七条第一項又は第百十五条（予定納税額の納付）（これらの規定を同法第百六十六条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の」に改める。

第四十六条第一項第二号中「所得税法第三章（予定納税及び予定申告）の規定による」及び「又は予定申告」を削り、同条第三項中「申請」の下に「（税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。）」を加える。

第五十六条中「、政令で定めるところにより」を削り、同条に次の一項を加える。

2　国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその還付すべき還付金等について還付の引継ぎを受けることができる。

第五十七条第一項中「前条」の下に「第一項」を加える。

第五十八条第一項中「。以下第六十条第二項（延滞税の額の計算）において同じ。」を削り、同条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第三項中「二以上の納期又は」を削る。

第六十条第一項第一号中「国税を」の下に「その」を加え、同項第四号中「所得税法第三章（予定納税及び予定申告）の規定による」及び「又は予定申告」を削り、「所得税を」の下に「その」を加え、同項第五号中「（所得税法第四十一条第二項（代位納付）の規定により納付すべき所得税を含む。以下次条第二項において同じ。）」を削る。

第六十三条の見出し中「猶予」を「猶予等」に改め、同条第一項中「納税の猶予又は」を「納税の猶予（以下この項において「災害等による納税の猶予」という。）若しくは」に改め、「停止をした場合」の下に「又は第四十六条第二項第三号、第四号若しくは第五号（同項第三号又は第四号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）の規定による納税

の猶予（以下この条において「事業の廃止等による納税の猶予」という。）若しくは同法第百五十一条第一項（換価の猶予）の規定による換価の猶予をした場合」を加え、「延滞税のうちその猶予又は停止」を「延滞税のうち、それぞれ、その災害等による納税の猶予若しくは当該執行の停止」に、「金額は」を「金額に相当する金額又はその事業の廃止等による納税の猶予若しくは当該換価の猶予をした期間（当該国税に係る督促状を発した日から起算して十日を経過した日後の期間に限る。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は」に改め、「（納税の猶予の取消し）」の下に「（同法第百五十二条（換価の猶予の取消し等）において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「第九条」を「第十一条」に改め、同条第三項中「第四十六条第二項第三号、第四号若しくは第五号（同項第三号又は第四号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）（事業の廃止等による納税の猶予）の規定」を「事業の廃止等」に改め、「（換価の猶予）」を削り、「延滞税につき」を「延滞税（第一項の規定による免除に係る部分を除く。以下この項において同じ。）につき」に改め、同条に次の一項を加える。

4　国税局長、税務署長又は税関長は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する国税に係る延滞税（前三項の規定による免除に係る部分を除く。）につき、当該各号に掲げる期間に対応する部分の金額を限度として、免除することができる。

一　第五十五条第三項（納付委託）の規定による有価証券の取立て及び国税の納付の再委託を受けた金融機関が当該有価証券の取立てをすべき日後に当該国税の納付をした場合（同日後にその納付があつたことにつき納税者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）　同日の翌日からその納付があつた日までの期間

二　納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）第六条第一項（租税納付の委託）の規定による国税の納付の委託を受けた同法第二条第二項（定義）に規定する指定金融機関（国税の収納をすることができるものを除く。）その委託を受けた日後に当該国税の納付をした場合（同日後にその納付があつたことにつき納税者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）　同日の翌日からその納付があつた日までの期間

三　震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、国税を納付することができない事由が生じた場合　その事由が生じた日からその事由が消滅した日以後七日を経過した日までの期間

四　前各号の一に該当する事実に類する事実が生じた場合で政令で定める場合　政令で定める期間

第六十四条第一項中「延納に係る国税の」を「延納又は納税申告書の提出期限の延長に係る国税の」に、「その延納に係る国税」を「当該国税」に改め、同条第三項中「及び第六十二条（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）」を「、第六十二条（一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等）並びに前条第二項及び第四項」に改める。

第六十六条第一項ただし書中「（当該各号に規定する期限後申告書が法人税法第十八条第一項ただし書又は第二十一条第一項ただし書（決算が遅延した場合の申告期限の延長）の規定による納税申告書である場合を含む。）」を削る。

第七十一条中「（以下「通常の除斥期間」という。）」を削る。

第七十二条第一項中「（その滞納処分費を除く。）」を削り、「国税に関する法律に法定納期限の定めがない国税（国税の滞納処分費を含む。）については、

その国税の」を「還付請求申告書に係る還付金の額に相当する税額が過大であることにより納付すべきもの及び国税の滞納処分費については、これらにつき」に改める。

第七十九条第二項第二号中「更正」の下に「（その更正に係る国税を基礎として課される附帯税の賦課決定を含む。）」を加える。

第八十一条第一項中「更正決定等について」を「更正決定等（源泉徴収等による国税に係る納税の告知を含む。以下この条、次条及び第八十七条第一項第三号（不服申立ての前置等）において同じ。）について」に改め、「税額等」の下に「（その国税に係る附帯税の額を含む。以下この条、次条及び第八十七条第一項第三号において同じ。）」を加え、「更正又は賦課決定」を「更正決定等」に改め、同条第二項中「更正又は賦課決定」を「更正決定等」に改める。

第八十四条第一項中「及び配当」を削る。

（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正）

第十一条　外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項に規定する個人」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者」に、「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第一項第一号に掲げる法人」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人」に改める。

（昭和三十九年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十二条　昭和三十九年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（昭和四十年法律第一号）の一部を次のように改正する。

本則第一項中「所得税法」を「旧所得税法」に改める。

本則第四項中「所得税法」を「旧所得税法」に、「所得の計算上、損金」を「所得の金額の計算上、損金の額」に改める。

本則第五項中「損金」を「損金の額」に、「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十六条第一項」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十八号」に、「同項」を「同号イ⑴」に、「第十七条の二第一項及び第二項」を「第六十七条第二項及び第三項」に改める。

附則第二項中「法人税法第十八条若しくは」を「旧法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十八条若しくは」に、「法人税法第十八条又は」を「旧法人税法第十八条若しくは」に改める。

（条約関係法律の一部改正）

第十三条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に改める。

第十四条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改める。

第十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改める。

第二条第一項中「第一条第二項又は第六項の規定に該当する個人又は法人」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人」に、「第十七条、第十八条又は第四十一条」を「第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改める。

第十六条　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改める。

第二条の見出しを「（使用料、配当、利子等に対する所得税の税率の特例）」に改め、同条第一項中「第一条第二項又は第六項の規定に該当する個人又は法人」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人」に、「法人である者（所得税法」を「法人であるもの（同法」に改め、「条約第六条第一項」の下に「若しくは第四項」を、「使用料」の下に「若しくは所得」を加え、「第十七条、第十八条第二項又は第四十一条」を「第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第十七条　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改める。

第二条の見出しを「（使用料、配当、利子等に対する所得税の税率の特例）」に改め、同条第一項中「第一条第二項又は第六項の規定に該当する個人又は法人」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人」に、「所得税法の施行地」を「同法の施行地」に改め、「条約第六条第一項」の下に「若しくは第四項」を、「使用料」の下に「若しくは所得」を加え、「第十七条、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第十八条　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改める。

第二条の見出しを「（使用料、配当、利子等に対する所得税の税率の特例）」に改め、同条第一項中「第一条第二項又は第六項の規定に該当する個人又は法人」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人」に、「所得税法の施行地」を「同法の施行地」に改め、「条約第六条第一項」の下に「若しくは第四項」を、「使用料」の下に「若しくは所得」を加え、「第十七条、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第十九条　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十四年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改める。

第二条中「第一条第六項の規定に該当する法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。）」を「第二条第一項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。）」に、「第十八条第二項並びに第四十一条第一項及び第二項」を「第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改め、同条ただし書を削る。

第二十条　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十六年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に改める。

第二条の見出し中「配当所得に対する」を「配当に対する源泉徴収に係る」に改め、同条中「第一条第二項又は第六項の規定に該当する個人又は法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。）」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。）」に改め、「シンガポールの居住者であるもの」の下に「（以下「シンガポールの居住者」という。）」を加え、「第十七条、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改め、「（条約第六条第一項後段の規定に該当する法人が支払を受ける同項後段の配当に対する同法第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、百分の十）」を削り、同条ただし書を次のように改める。

ただし、当該配当のうち条約第六条第一項後段の規定に該当するものに対する同法第百七十九条又は第二百十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

第四条中「前二条」を「前三条」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（配当に対する申告納税に係る所得税等の軽減）

第三条　所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者又は法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当するシンガポールの居住者が前条に規定する配当に係る所得を有する場合において、その者の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当の金額

百分の十五（同条ただし書に規定する配当については、百分の十）に相当する金額をこえるときは、その者の所得税額又は法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

2　前項に規定する所得税額又は法人税額のうち同項に規定する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

第二十一条　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十八年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に改める。

第二条中「第一条第六項の規定に該当する法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。」を「第二条第一項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。」に、「第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改め、同条ただし書を削る。

第三条中「第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人」に、「第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改める。

第四条第一項中「所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する」を「所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者又は法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」に改める。

第二十二条　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十八年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に改める。

第二条第一項中「第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人」に、「第十七条第一項」を「第百七十条」に、「第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項中「第一条第三項第一号」を「第百六十一条第一号」に、「第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改める。

第四条第一項中「所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する」を「所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者又は法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」に、「第二条第一項」を「第二条」に、「同項ただし書」を「同条ただし書」に改め、同条第二項中「第一条第三項第一号」を「第百六十一条第一号」に改める。

第二十三条　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十八年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に改める。

第二条中「第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。）」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。）」に、「第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改め、同条ただし書を削る。

第三条第一項中「所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する」を「所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者又は法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」に改める。

第二十四条　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とタイとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に改める。

第二条中「第一条第六項の規定に該当する法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。）」を「第二条第一項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。）」に、「第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改め、同条ただし書を削る。

第三条中「第一条第六項の規定に該当する法人」を「第二条第一項第七号に規定する外国法人」に、「第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改める。

第四条中「第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人」に、「第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改める。

第五条第一項中「所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する」を「所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者又は法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」に改める。

第二十五条　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）

号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に改める。

第二条第一項中「第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。）」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。）」に、「第十七条第一項」を「第百七十条」に、「第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第三条第一項中「所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する」を「所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者又は法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」に、「前条第一項」を「前条」に、「同項ただし書」を「同条ただし書」に改める。

第二十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の改正規定中「、「同法第十七条、第十八条又は第四十一条」を「同法第十七条条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」に」を削る。

第二条の次に一条を加える改正規定中「第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改める。

附則第四項中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第五項の規定に該当する法人」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第六号に規定する内国法人」に改める。

第二十七条　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に改める。

第二条第一項中「第一条第二項の規定に該当する個人」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者」に、「第一条第六項の規定に該当する法人」を「第二条第一項第七号に規定する外国法人」に、「第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改める。

第三条中「第十七条第一項」を「第百七十条」に、「第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百九十七条又は第二百十三条第一項」に改める。

第四条第一項中「第一条第八項第一号に掲げる事業を有する」を「第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者に該当する」に改め、同条第二項中「第一条第三項第一号に掲げる所得」を「第百六十一条第三号に掲げる対価又は同条第一号に掲げる所得」に改める。

第五条第一項中「第一条第四項第一号に掲げる事業を有する」を「第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」に改める。

附則第二項中「第二条第一項又は第二項に規定する使用料、配当若しくは利子又は所得」を「第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又は利子」に改める。

第二十八条　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に改める。

第二条第一項中「第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人」に、「第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改める。

第三条第一項中「所得税法第一条第八項第一号又は法人税法第一条第四項第一号に掲げる事業を有する」を「所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者又は法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」に改め、同条第二項中「第一条第三項第一号」を「第百六十一条第一号」に改める。

附則第二項中「第十七条第一項及び第十八条第二項」を「第百七十条及び第百七十九条」に、「第四十一条第一項及び第二項」を「第二百十三条第一項」に改める。

第二十九条　所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に改める。

第二条中「第一条第二項の規定に該当する個人又は同条第六項の規定に該当する法人（同条第七項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。）」を「第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人（同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。）」に、「第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改める。

第三条第一項中「第十七条第一項、第十八条第二項又は第四十一条第一項若しくは第二項」を「第百七十条、第百七十九条又は第二百十三条第一項」に改める。

第四条第一項中「第一条第八項第一号に掲げる事業を有する」を「第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者に該当する」に改め、同項第三号中「第九条」を「第二十二条」に改め、同条第二項第一号中「第一条第三項第一号に掲げる対価」を「第百六十一条第三号に掲げる所得」に改める。

第五条第一項中「第一条第四項第一号に掲げる事業を有する」を「第百四十一条第一号に掲げる外国法人に該当する」に、「同条第二項の規定により法人とみなされる社団又は財団を含む。」を「同法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。」に改める。

附則第二項中「第十七条第一項及び第十八条第二項」を「第百七十条及び第百七十九条」に、「第四十一条第一項及び第二項」を「第二百十三条第一項」に改める。

第二章　その他の法令の一部改正

（農林中央金庫法の一部改正）

第三十条　農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項を削る。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第三十一条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　削除

（帝都高速度交通営団法の一部改正）

第三十二条　帝都高速度交通営団法（昭和十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

第三十条　削除

（金融機関再建整備法の一部改正）

第三十三条　金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の七第一項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号」に、「所得及び」を「所得の金額及び」に、「益金又は損金」を「益金の額又は損金の額」に改め、同条第二項中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に、「第九条第一項第一号」を「第二十三条第一項」に改め、同条第三項中「所得及び」を「所得の金額及び」に、「損金」を「損金の額」に改め、同条第四項中「第九条第一項第二号」を「第二十四条第一項」に改める。

第三十八条の十第一項中「所得及び」を「所得の金額及び」に、「益金又は損金」を「益金の額又は損金の額」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第三十四条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「金額については、当該組合には租税を課さない」を「金額は、法人税法の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」に改める。

第七十二条の六中「（法人税法第九条第七項の規定の適用を受けるものに限る。）の所得のうち」を「（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等に該当するものに限る。）が」に、「当該農事組合法人が配当した剰余金の金額に相当するものについては、当該農事組合法人には、租税を課さない」を「なした剰余金の配当に相当する金額は、同法の定めるところにより、当該農事組合法人の同法に規定する各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」に改める。

（郵便貯金法の一部改正）

第三十五条　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号を次のように改める。

二　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一第一号の表に掲げる法人

（水産業協同組合法の一部改正）

第三十六条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「（事業利用分量配当等の課税の特例）」に改め、同条中「組合の所得のうち」を「組合（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第七号に規定する協同組合等に該当するものに

限る。）が」に改め、「組合（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条第七項の規定の適用を受けるものに限る。）が」を削り、「ものについては、当該組合には租税を課さない」を「金額は、同法の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」に改める。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第三十七条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（事業利用分量配当の課税の特例）」に改め、同条中「組合の所得のうち、」を「組合が」に、「組合が配当した」を「配当した」に、「金額については、その組合には、租税を課さない」を「金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」に改める。

第二十三条の二中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改める。

（文化財保護法の一部改正）

第三十八条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第七項中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九条第八号に規定する譲渡所得」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額」に、「同法第九条第八号に規定する譲渡に関する経費」を「同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用」に改める。

（地方税法の一部改正）

第三十九条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三第六項中「所得税法第二十条又は法人税法第六条」を「租税特別措置法第二十三条の二又は第五十八条の四」に改める。

（株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正）

第四十条　株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十六年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に、「所得の計算上益金」を「所得の金額の計算上益金の額」に改め、同条第二項中「所得の計算上損金」を「所得の金額の計算上損金の額」に改める。

（税理士法の一部改正）

第四十一条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三十一条、第三十六条若しくは第三十六条の二若しくは法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第二十六条の四から第二十六条の九まで」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百四十条若しくは第百四十一条（これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。）若しくは法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十一条（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第百二十条」に改め、同条第五項中「第二十五条の二」を「第百五十一条」に改める。

第三十三条の二第一項及び第三十四条中「所得税法第二十六条、第二十六条の二若しくは第二十九条第一項から第三項まで、法人税法第十八条若しくは

第二十一条から第二十二条の五まで又は」を「所得税法第二条第一項第三十六号に規定する確定申告書又は法人税法第七十四条（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第八十九条、第百二条から第百四条まで若しくは第百十六条若しくは」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第四十二条　会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

　第二百六十九条第二項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七条第四項」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条第一項ただし書」に改め、同条第三項中「更生手続開始の時までの各事業年度の法人税額（利子税の額を除く。）と更生手続開始前から繰りこされた損金（法人税法第九条第五項又は第六項（繰越損金の損金への算入）の規定の適用を受ける損金を除く。）の額との合計額から更生手続開始の時における法人税法第十六条第一項（積立金額）に定める積立金額と法人税（利子税及び延滞税を除く。）の引当金との合計額を控除した金額」を「更生手続開始前から繰り越されている法人税法第二条第二十号（定義）に規定する欠損金額（同法第五十七条第一項（青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の損金算入）又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しない法人の災害による繰越損失金の損金算入）の規定の適用を受けるものを除く。）」に、「所得の計算上益金の額」を「所得の金額の計算上益金の額」に改め、同条第四項中「第十九条（中間申告）」を「第七十一条（中間申告）（同法第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）」に改める。

（公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部改正）

第四十三条　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）の一部を次のように改正する。

　第十四条第二項中「払いもどしをした当該事業年度の保証事業会社の所得の計算上、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条第一項に規定する総損金」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定によるその払いもどしをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額」に改め、同条第三項中「第十八条から第二十五条までの規定による申告書」を「第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したもの又は同法第二条第三十一号に規定する確定申告書」に改める。

　第十五条第二項中「当該計上した事業年度における当該保証事業会社の所得の計算上、法人税法第九条第一項に規定する総損金」を「法人税法の規定によるその計上した事業年度の所得の金額の計算上、損金の額」に改め、同条第三項中「総損金」を「損金の額」に、「その翌事業年度における保証事業会社の所得の計算上、法人税法第九条第一項に規定する総益金」を「法人税法の規定によるその翌事業年度の所得の金額の計算上、益金の額」に改める。

（輸出入取引法の一部改正）

第四十四条　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

　第十六条第七項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に改める。

　第十七条第三項中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改める。

（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正）

第四十五条　国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

　第五条第一項中「この条」を「この項」に、「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第一条第一項に規定する個人、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第一条第一項第一号に掲げる法人」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　所得税法第百八十一条及び第二百十二条の規定は、前項に規定する利子については、適用しない。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正）

第四十六条　元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

　附則第五項中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者」に、「第一条第三項第五号に掲げる所得」を「第百六十一条第八号ロに掲げる年金、恩給又は退職手当等」に、「第十七条及び第四十一条第一項」を「第百七十条及び第二百十三条第一項」に改める。

　附則第六項中「個人」を「非居住者」に、「第一条第三項第五号に掲げる所得」を「第百六十一条第八号ロに掲げる年金、恩給又は退職手当等」に改める。

（農林漁業組合連合会整備促進法の一部改正）

第四十七条　農林漁業組合連合会整備促進法（昭和二十八年法律第百九十号）の一部を次のように改正する。

　第十四条第一項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条第一項の所得の計算上、これを損金」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定による所得の金額の計算上、損金の額」に、「法人税法第二十五条第一項の申告書」を「同法第二条第四十号に規定する青色申告書」に改め、同条第二項中「法人税法第九条第一項の所得の計算上損金」を「法人税法の規定による所得の金額の計算上損金の額」に、「同項の所得」を「旧法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条第一項の所得」に、「控除されなかつた」を「控除されず、かつ、法人税法の規定による所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた」に改め、同条第三項中「法人税法第九条第一項の所得」を「法人税法の規定による所得の金額」に、「損金に算入すべき」を「損金の額に算入すべき」に、「同条第五項」を「同法第五十七条若しくは第五十八条」に改める。

　第十五条第一項中「第二十五条第三項」を「第百二十二条第一項」に改め、同条第二項中「第二十五条第六項」を「第百二十五条」に、「同項」を「同条」に改める。

　第十六条第一項中「法人税法第九条第一項の所得の計算上、これを損金」を「法人税法の規定による所得の金額の計算上、損金の額」に改める。

（株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律の一部改正）

第四十八条　株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に関する法律（昭和二十九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

　第十二条第一項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「法人税法（昭和四十年法律第三

十四号）」に、「所得の計算上益金」を「所得の金額の計算上益金の額」に改め、同条第二項中「所得の計算上損金」を「所得の金額の計算上損金の額」に改める。

（輸出水産業の振興に関する法律の一部改正）

第四十九条　輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（事業利用分量配当の課税の特例）」に改め、同条中「組合の所得のうち、」を「組合が」に、「組合が配当した」を「配当した」に、「金額については、その組合には、租税を課さない」を「金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」に改める。

（機械工業振興臨時措置法の一部改正）

第五十条　機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第四項中「益金」を「益金の額」に、「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に、「所得」を「所得の金額」に改める。

（引揚者給付金等支給法の一部改正）

第五十一条　引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「所得税法」を「旧所得税法」に改める。

（準備預金制度に関する法律の一部改正）

第五十二条　準備預金制度に関する法律（昭和三十二年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）による所得の計算上、それぞれ益金又は損金」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定による各事業年度の所得の金額の計算上、それぞれ益金の額又は損金の額」に改める。

（環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正）

第五十三条　環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の八第六項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に改める。

第四十九条の九第三項中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改める。

（中小企業団体の組織に関する法律の一部改正）

第五十四条　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第五項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に改める。

第四十六条第二項中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改める。

（産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律の一部改正）

第五十五条　産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律（昭和三十三年法律第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（利子等の非課税）

第四条　第一条第一項の公債の利子及び償還差益（その公債の償還により受ける金額がその公債の

発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。以下この項において同じ。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける当該利子又は償還差益については、この限りでない。

2　所得税法第百八十一条及び第二百十二条の規定は、前項に規定する利子については、適用しない。

（塩業整備臨時措置法の一部改正）

第五十六条　塩業整備臨時措置法（昭和三十四年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）及び法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に、「所得の計算」を「所得の金額の計算」に、「益金」を「益金の額」に改め、同条第二項中「益金」を「益金の額」に改め、同条第三項中「第九条第一項第九号に規定する総収入金額とみなして、同項の規定により計算した同号に規定する所得の金額を総所得金額に算入する」を「第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなす」に改め、同条第五項中「所得」を「所得の金額」に改める。

（接収貴金属等の処理に関する法律の一部改正）

第五十七条　接収貴金属等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）又は法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定による所得」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定による所得の金額」に、「取得価額」を「取得費若しくは取得価額」に、「第十条の五第三項第二号に規定する命令で定めるところにより計算した金額若しくは同条第四項第一号に規定する資産の価額」を「第六十一条第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第五十八条　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六十六条中「所得税法」を「旧所得税法」に改める。

第六十七条第一項中「所得税法」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改める。

第五十九条　国民年金法の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改め、同項第一号中「旧所得税法第十二条」を「所得税法第八十条第一項」に、「第九条第一項第五号」を「第二十八条」に改め、同項第二号中「旧所得税法第十一条の九第一項」を「所得税法第七十七条第一項」に改め、同項第三号中「旧所得税法第十一条の十第一項第一号イ」を「所得税法第七十八条第一項第一号」に改め、同条第二項第一号中「旧所得税法第九条第一項」を「所得税法第二十八条第二項」に改め、同項第二号中「旧所得税法第十一条の九第一項」を「所得税法第七十七条第一項」に、「第九条第一項第五号」を「第二十八条第二項」に改め、同項第三号中「旧所得税法第九条第一項第五号」を「所得税法第二十八条第二項」に、「旧所得税法第十一条の九第一項」を「所得税法第七十

七条第一項」に、「旧所得税法第十一条の十第一項第一号イ」を「所得税法第七十八条第一項第一号」に、「同号ロ」を「同項第二号」に改め、同条第四項中「旧所得税法」を「所得税法」に改める。

第六十七条第一項中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

（漁業協同組合整備促進法の一部改正）

第六十条　漁業協同組合整備促進法（昭和三十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条第一項の所得の計算上、損金」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定による所得の金額の計算上、損金の額」に、「法人税法第二十五条第一項の申告書」を「同法第二条第四十号に規定する青色申告書」に改め、同条第二項中「法人税法」を「旧法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」に改め、同条第三項中「法人税法第九条第一項の所得の計算上損金」を「法人税法の規定による所得の金額の計算上損金の額」に、「同法第二十六条の四第四項の規定による還付を受けた金額（同法第二十六条の二第三項の規定により納付した若しくは納付すべき又は同法第三十三条第二項の規定により徴収された若しくは徴収されるべき税額がある場合には、当該金額から、当該税額（同法第二十六条の四第六項の規定により加算された金額に係る部分の税額を除く。）に相当する金額を控除した金額）」を「旧法人税法第二十六条の四又は法人税法第八十一条の規定による還付を受けるべき金額」に、「かつ、その欠損金」を「その欠損金」に、「同法第九条第一項」を「旧法人税法第九条第一項」に、「控除されなかつた」を「控除されず、かつ、法人税法の規定による所得の金額の計算上損金の額に算入されなかつた」に改め、同条第四項中「法人税法第九条第一項の所得の計算上損金」を「各事業年度において法人税法の規定による所得の金額の計算上損金の額」に、「同条第五項又は第六項」を「同法第五十七条又は第五十八条」に、「損金に算入すべきもの」を「損金の額に算入すべきもの」に改める。

第十二条中「法人税法」を「旧法人税法」に改める。

第十三条第一項中「法人税法第九条第一項の所得の計算上、損金」を「法人税法の規定による所得の金額の計算上、損金の額」に改める。

（児童扶養手当法の一部改正）

第六十一条　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十条及び第十一条中「所得税法」を「旧所得税法」に改める。

第十三条第一項中「所得税法」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改める。

第十三条の二第二項中「所得税法」を「旧所得税法」に改める。

第六十二条　児童扶養手当法の一部を次のように改正する。

第十条中「旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改め、同条第一号中「旧所得税法第十二条」を「所得税法第八十条第一項」に、「第九条第一項第五号」を「第二十八条」に改め、同条第二号中「旧所得税法第十一条の第九第一項」を「所得税法第七十七条第一項」に改め、同条第三号中「旧所得税法第十一条の十第一項第一号イ」を「所得税法第七十八条第一項第一号」に改める。

第十一条第一号中「旧所得税法第九条第一項」を「所得税法第二十八条第二項」に改め、同条第二号

中「旧所得税法第十一条の九第一項」を「所得税法第七十七条第一項」に、「第九条第一項第五号」を「第二十八条第二項」に改め、同条第三号中「旧所得税法第九条第一項第五号」を「所得税法第二十八条第二項」に、「旧所得税法第十一条の九第一項」を「所得税法第七十七条第一項」に、「旧所得税法第十一条の十第一項第一号イ」を「所得税法第七十八条第一項第一号」に、「同号ロ」を「同項第二号」に改める。

第十三条第一項中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

第十三条の二第二項中「旧所得税法」を「所得税法」に改める。

（商店街振興組合法の一部改正）

第六十三条　商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（事業利用分量配当の課税の特例）」に改め、同条中「組合の所得のうち、」を「組合が」に、「組合が配当した」を「配当した」に、「金額については、その組合には、租税を課さない」を「金額は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の定めるところにより、当該組合の同法に規定する各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する」に改める。

（外貨公債の発行に関する法律の一部改正）

第六十四条　外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（利子等の非課税）

第二条　前条第一項又は第三項の規定により発行する外貨債の利子及び償還差益（その外貨債の償還により受ける金額がその外貨債の発行価額をこえる場合におけるその差益をいう。以下この項について同じ。）については、租税その他の公課を課さない。ただし、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三号に規定する居住者、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第三号に規定する内国法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものが支払を受ける当該利子又は償還差益については、この限りでない。

2　所得税法第百八十一条及び第二百十二条の規定は、前項に規定する利子については、適用しない。

（重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正）

第六十五条　重度精神薄弱児扶養手当法（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第八条及び第九条中「所得税法」を「旧所得税法」に改める。

第十一条第一項中「所得税法」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改める。

第十二条第二項中「所得税法」を「旧所得税法」に改める。

第六十六条　重度精神薄弱児扶養手当法の一部を次のように改正する。

第八条中「旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改め、同条第一号中「旧所得税法第十二条」を「所得税法第八十条第一項」に、「第九条第一項第五号」を「第二十八条」に改め、同条第二号中「旧所得税法第十一条の九第一項」を「所得税法第七十七条第一項」に改め、同条第三号中「旧所得税法第十一条の十第一項第一号イ」を「所得税法第七十八条第一項第一号」に改める。

第九条第一号中「旧所得税法第九条第一項」を「所

得税法第二十八条第二項」に改め、同条第二号中「旧所得税法第十一条の九第一項」を「所得税法第七十七条第一項」に、「第九条第一項第五号」を「第二十八条第二項」に改め、同条第三号中「旧所得税法第九条第一項第五号」を「所得税法第二十八条第二項」に、「旧所得税法第十一条の九第一項」を「所得税法第七十七条第一項」に、「旧所得税法第十一条の十第一項第一号イ」を「所得税法第七十八条第一項第一号」に、「同号ロ」を「同項第二号」に改める。

第十一条第一項中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削る。

第十二条第二項中「旧所得税法」を「所得税法」に改める。

（恩給法等の一部改正）

第六十七条　次に掲げる法律の規定中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改める。

一　恩給法（大正十二年法律第四十八号）第五十八条ノ四第二項

二　漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第三十八条第一項

三　国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第十六条第二項

四　国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第十五条第四項

（税理士法の一部を改正する法律の一部改正）

第六十八条　税理士法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第五項の改正規定中「（昭和二十二年法律第二十八号）」を「（昭和四十年法律第三十四号）」に改める。

第三十四条の改正規定中「所得税法第二十六条、第二十六条の二若しくは第二十九条第一項から第三項まで、法人税法第十八条若しくは第二十一条から第二十二条の五まで又は」を「所得税法第二条第一項第三十六号に規定する確定申告書又は法人税法第七十四条（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第八十九条、第百二条から第百四条まで若しくは第百十六条若しくは」に改める。

第三十五条第一項の改正規定中「の規定（所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十四条第一項の規定を含む。）」を削る。

（厚生年金保険法の一部を改正する法律の一部改正）

第六十九条　厚生年金保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条及び第二十三条を次のように改める。

（所得税法の一部改正）

第二十二条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「適格退職年金契約」の下に「若しくは厚生年金基金契約」を加える。

第七十四条第二項中「厚生年金保険の保険料」の下に「及び厚生年金基金の加入員として負担する掛金（同法第百四十条第四項（徴収金）の規定により負担する徴収金を含む。）」を加える。

第百七十六条第一項第二号中「適格退職年金契約」の下に「又は厚生年金基金契約」を加える。

別表第一第一号の表中港務局の項の前に次のように加える。

厚生年金基金 厚生年金基金連合会	厚生年金保険法

（法人税法の一部改正）

第二十三条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第二項中「適格退職年金契約」の下に「若しくは厚生年金基金契約」を加える。

第八十四条第一項中「適格退職年金契約」の下に「又は厚生年金基金契約」を加え、同条第二項各号を次のように改める。

一　適格退職年金契約又は厚生年金基金契約に係る信託の業務を行なう内国法人　次に掲げる金額の合計額

イ　各適格退職年金契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る掛金の額のうちその信託の受益者が負担した部分の金額でその信託財産に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ　各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る信託財産の価額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の規定による長期給付に準ずる給付を行なうものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

二　適格退職年金契約又は厚生年金基金契約に係る生命保険の業務を行なう内国法人　次に掲げる金額の合計額

イ　各適格退職年金契約につき、当該契約に係る保険業法第八十八条第一項（責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額（以下この項において「責任準備金額」という。）のうち保険料積立金に相当する金額から、当該契約に係る保険料の額のうちその保険金受取人が負担した部分の金額でその保険料積立金に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

ロ　各厚生年金基金契約につき、当該契約に係る責任準備金額のうち保険料積立金に相当する金額から、当該契約に係る厚生年金基金又は厚生年金基金連合会が国家公務員共済組合法の規定による長期給付に準ずる給付を行なうものとした場合に当該給付に充てるため保有すべき金額で当該契約に係るものを控除した金額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第三項中「備えたものをいう」を「備えたものをいい、これらの規定に規定する厚生年金基金契約とは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十条第三項（基金の業務）又は第百五十九条第三項（連合会の業務及びこれに関する信託又は保険の契約の締結）の規定により締結された信託又は生命保険の契約をいう」に改める。

別表第二第一号の表中鉱害復旧事業団の項の次に次のように加える。

厚生年金基金 厚生年金基金連合会	厚生年金保険法

別表第二第一号の表国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会の項中「（昭和三十三年法律第百二十八号）」を削る。

附則第二十六条を次のように改める。

（地方税法の一部改正）

第二十六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項及び第七十二条の三第一項中「適格退職年金契約」の下に「若しくは厚生年金基金契約」を加える。

第七十二条の五第一項第四号中「農林漁業団体職員共済組合」の下に「、厚生年金基金及び厚生年金基金連合会」を加える。

第二百九十四条の三第一項中「適格退職年金契約」の下に「若しくは厚生年金基金契約」を加える。

（食料品総合小売市場管理会法の一部改正）

第七十条　食料品総合小売市場管理会法（昭和四十年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条及び第十三条を次のように改める。

（所得税法の一部改正）

第十二条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中消防団員等公務災害補償等共済基金の項の次に次のように加える。

食料品総合小売市場管理会	食料品総合小売市場管理会法（昭和四十年法律第　　号）

（法人税法の一部改正）

第十三条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中首都高速道路公団の項の次に次のように加える。

食料品総合小売市場管理会	食料品総合小売市場管理会法（昭和四十年法律第　　号）

（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部改正）

第七十一条　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）」を「法人税法（昭和四十年法律第三十四号）」に、「所得の計算上、益金又は損金」を「所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額」に改める。

（連合国財産である株式の回復に関する政令の一部改正）

第七十二条　連合国財産である株式の回復に関する政令（昭和二十四年政令第三百十号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九条第一項第八号」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）」に改める。

第三十七条中「場合においては」の下に「、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の適用については」を加え、「金額とみなして、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条の二の規定を適用する」を「金額とみなす」に改める。

第三十七条の二第一項中「所得の計算上益金」を「所得の金額の計算上益金の額」に改め、同条第二項中「所得の計算上損金」を「所得の金額の計算上損金の額」に改める。

（連合国財産の返還等に関する政令の一部改正）

第七十三条　連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第四項中「所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第九条第一項第七号又は第八号に規定する山林所得又は譲渡所得の計算」を「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の適用」に改め、同条第六項中「第五条の二第二項」を「第五十九条第一項第二号」に改める。

附則第二十二項中「における所得税法第九条第一項第七号又は第八号に規定する山林所得又は譲渡所得の計算」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第五十九条、第六十二条及び第六十六条の規定は、昭和四十一年一月一日から施行する。

（国税に関する法律の一部改正に伴う経過規定の原則）

第二条　第一章の規定による改正後の国税に関する法律の規定（所得税及び法人税に関する部分に限る。）は、別段の定めがあるものを除き、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）附則又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）附則の規定によりこれらの法律の規定が適用される所得税及び法人税について適用し、旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）又は旧法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の規定が適用される所得税及び法人税については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過規定）

第三条　第二条の規定による改正後の相続税法第六十六条の規定は、同条第一項、第二項又は第四項に規定する贈与若しくは遺贈又は提供のあつた日がこれらにより財産を取得したものの昭和四十年四月一日（以下「施行日」という。）以後最初に終了する事業年度開始の日以後である場合について適用し、当該贈与若しくは遺贈又は提供のあつた日が当該事業年度開始の日前である場合については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過規定）

第四条　旧所得税法第二十条第一項に規定する新規重要物産につき同項に規定する命令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備を増設した者の同項の規定による所得税の免除に係る期間が昭和三十九年十二月三十一日において満了していない場合には、当該新規重要物産及び命令で定める期間を第七条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新法」という。）第二十三条の二第一項に規定する新規重要物産及び政令で定める期間とみなし、かつ、当該新規重要物産につき旧所得税法第二十条第一項の規定により所得税を免除された所得を新法第二十三条の二第一項の規定により所得税を免除された所得とみなして、同条の規定を適用する。

2　昭和四十年分の所得税について新法第二十三条の二第一項の規定の適用があつた場合における所得税法附則第十五条の規定の適用については、同条第一項第一号中「所得税について」とあるのは「所得税について租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十三条の二（新規重要物産の製造等による所得の免税）又は」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

3　法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。）が施行日を含む事業年度開始の日において有する旧法人税法及び同法に基づく命令の規定による渇水準備金勘定、違約損失補償準備金勘定又は異常危険準備金の金額（既に旧法人税法及び同法に基づく命令の規定により取りくずすべきこととなつたものを除く。次項において「旧渇水準備金勘定等の金額」という。）

は、それぞれこれらに相当する新法第五十七条の二第一項、第五十七条の三第一項又は第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項若しくは第五十七条の六第一項の規定によりその法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された渇水準備金勘定、違約損失補償準備金勘定又は異常危険準備金の金額とみなす。

4　前項の規定は、法人が、施行日を含む事業年度開始の日から施行日の前日までの間において行なつた合併により、その合併により消滅した法人から旧渇水準備金勘定等の金額を引き継いだ場合におけるその旧渇水準備金勘定等の金額について準用する。

5　旧法人税法第六条第一項に規定する新規重要物産につき同項に規定する命令で定める期間内にその製造若しくは採掘の事業を開始し、又はその設備を増設した法人の同項の規定による法人税の免除に係る期間が施行日以後最初に終了する事業年度開始の日の前日までに満了していない場合には、当該新規重要物産及び命令で定める期間を新法第五十八条の四第一項に規定する新規重要物産及び政令で定める期間とみなし、かつ、当該新規重要物産につき旧法人税法第六条第一項の規定により法人税を免除された所得を新法第五十八条の四第一項の規定により法人税を免除された所得とみなして、同条の規定を適用する。

6　新法第六十四条から第六十五条まで及び第六十五条の四から第六十五条の九までの規定は、法人が施行日を含む事業年度開始の日以後に、同法第六十四条第一項若しくは第六十五条第一項に規定する補償金、対価若しくは清算金若しくは同法第六十五条第一項各号に規定する資産を取得し、同法第六十五条の四第一項に規定する譲渡をし、同法第六十五条の七第一項に規定する出資をし、又は同法第六十五条の九第一項に規定する出資の払戻しをする場合について適用し、当該事業年度開始の日前に当該取得、譲渡、出資又は払戻しをした場合については、なお従前の例による。

（その他の法令の一部改正に伴う経過規定の原則）

第五条　第二章の規定による改正後の法令の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年分以後の所得税又はこれらの法令の規定に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお、従前の例による。

（地方税法の一部改正に伴う経過規定）

第六条　第三十九条の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三第六項の規定は、昭和四十年一月二日以後において取得し、又は製作された同項に規定する機械設備等について昭和四十一年度分の固定資産税から適用する。

2　昭和四十年一月一日以前において取得し、又は製作した機械又は設備で、第三十九条の規定による改正前の地方税法第三百四十九条の三第六項の規定の適用を受けていたものに対して課する昭和四十二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（税理士法の一部改正に伴なう経過規定）

第七条　第四十一条の規定による改正前の税理士法第三十三条第一項後段に規定する還付の請求に関する書類、同法第三十三条の二第一項に規定する申告書（所得税又は法人税に関するものに限る。以下この条において同じ。）又は同法第三十四条に規定する申告書は、当該改正後の税理士法第三十三条第一項後段、第三十三条の二第一項又は第三十四条の規定の適用については、これらの規定に規定する書類又は

申告書とみなす。

（会社更生法の一部改正に伴う経過規定）

第八条　第四十二条の規定による改正後の会社更生法第二百六十九条第二項から第四項までの規定は、施行日以後に同法の規定による更生手続の開始の決定があつた場合について適用し、同日前に当該更生手続の開始の決定があつた場合については、なお従前の例による。

（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律等の一部改正に伴う経過規定）

第九条　第四十五条の規定による改正後の国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第五条、第五十五条の規定による改正後の産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律第四条又は第六十四条の規定による改正後の外貨公債の発行に関する法律第二条の規定は、施行日以後に支払うべきこれらの規定に規定する債券等、公債又は外貨債の利子について適用し、同日前に支払うべき当該利子については、なお従前の例による。

（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過規定）

第十条　第四十六条の規定による改正後の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律附則第五項及び第六項の規定は、施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する年金、恩給又は退職手当等について適用し、同日前に支払を受けるべき当該年金、恩給又は退職手当等については、なお従前の例による。

（国民年金法の一部改正に伴う経過規定）

第十一条　第五十九条の規定による改正後の国民年金法第六十六条第一項（同法第六十七条第二項第二号において例による場合を含む。）、第二項（同法第六十六条第三項の規定を適用する場合及び同法第六十七条第二項第三号において例による場合を含む。）及び第四項（これらの規定を同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十年以後の年の所得による障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による当該支給の停止については、なお従前の例による。

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過規定）

第十二条　第六十二条の規定による改正後の児童扶養手当法第十条（同法第十三条第二項第二号において例による場合を含む。）、第十一条（同法第十二条の規定を適用する場合及び同法第十三条第二項第三号において例による場合を含む。）及び第十三条の二第二項の規定は、昭和四十年以後の年の所得による児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による当該支給の制限及び返還については、なお従前の例による。

（重度精神薄弱児扶養手当法の一部改正に伴う経過規定）

第十三条　第六十六条の規定による改正後の重度精神薄弱児扶養手当法第八条（同法第十一条第二項第二号において例による場合を含む。）、第九条（同法第十条の規定を適用する場合及び同法第十一条第二項第三号において例による場合を含む。）及び第十二条第二項の規定は、昭和四十年以後の年の所得による重度精神薄弱児扶養手当の支給の制限及び重度精神薄弱児扶養手当に相当する金額の返還について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による当該支給の制限及び返還については、なお従前の例に

よる。

（恩給法等の一部改正に伴う経過規定）

第十四条　第六十七条の規定による改正後の恩給法第五十八条ノ四、国会議員互助年金法第十六条及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十五条の規定は、昭和四十年以後の年の所得による普通恩給又は退職年金の一部の支給の停止について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による当該支給の停止については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十五条　附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過規定）

第十六条　施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる国税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・建設・自治大臣署名）

◆

法律第三十七号（昭四〇・四・一）

◎国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

区市町村	区			市			町村		
投票区の選挙人数＼投票日	平日	土曜日	日曜日又は休日	平日	土曜日	日曜日又は休日	平日	土曜日	日曜日又は休日
五百人未満	一三、四八三円	一七、八五九円	二三、六四一円	一一、八五九円	一六、八五一円	二一、三九一円	八、五二九円	一一、〇〇九円	一三、三二三円
五百人以上一千人未満	一三、六六九	一九、九四一	二五、五二〇	一二、九六六	一八、七九〇	二三、九七〇	九、三七七	一三、四七七	一五、三三三
一千人以上二千人未満	一七、五一五	二四、六八三	三一、〇五九	一六、一三三	二三、七八九	二八、七〇九	一一、一一七	一四、二一七	一六、九七二
二千人以上三千人未満	二〇、七〇一	二八、七六五	三五、九三八	一八、七九〇	二六、二七八	三二、九三八	一三、二七五	一六、九九五	二〇、三〇一
三千人以上五千人未満	二五、二六七	三四、二二七	四二、一九七	二三、五二七	三〇、八四七	三八、二四七	一六、三五三	二〇、六九三	二四、五五〇
五千人以上一万人未満	三一、〇九九	四一、八五一	五一、四一五	二七、四五一	三七、四三五	四六、三一五	一九、五一一	二四、四七一	二八、八七九
一万人以上一万五千人未満	四〇、〇九七	五三、五三七	六五、四九二	三五、〇一二	四七、四九二	五八、五九二	二四、八〇七	三一、〇〇七	三六、五一七
一万五千人以上二万人未満	五五、一九九	七四、九一一	九二、四四五	四八、〇六一	六六、三六五	八二、六四五	三三、五四七	四二、八四七	五一、一一二
二万人以上	七一、四八七	九八、三六七	一二三、二七七	六二、二一七	八七、一七七	一〇九、三七七	四二、二八七	五四、六八七	六五、七〇七

第四条第二項の表を次のように改める。

区市町村	区			市			町村		
投票区の選挙人数＼投票日	平日	土曜日	日曜日又は休日	平日	土曜日	日曜日又は休日	平日	土曜日	日曜日又は休日
五百人未満	六、五七六円	一一、九五三円	一六、七三四円	六、一〇三円	一一、〇九四円	一五、五三四円	三、〇三三円	五、五一三円	七、七一六円
五百人以上一千人未満	七、六七三	一三、九四四	一九、五二三	七、一一九	一二、九四三	一八、一二三	三、七九〇	六、八九〇	九、六四五
一千人以上二千人未満	八、七六八	一五、九三六	二二、三一三	八、一三六	一四、七九二	二〇、七一二	三、七九〇	六、八九〇	九、六四五
二千人以上三千人未満	九、八六四	一七、九二八	二五、一〇一	九、一五三	一六、六四一	二三、三〇一	四、五四八	八、二六八	一一、五七四
三千人以上五千人未満	一〇、九六〇	一九、九二〇	二七、八九〇	一〇、一七〇	一八、四九〇	二五、八九〇	五、三〇六	九、六四六	一三、五〇三
五千人以上一万人未満	一三、一五二	二三、九〇四	三三、四六八	一二、二〇四	二二、一八八	三一、〇六八	六、〇六四	一一、〇二四	一五、四三二
一万人以上一万五千人未満	一六、四四〇	二九、八八〇	四一、八三五	一五、二五五	二七、七三五	三八、八三五	七、五八〇	一三、七八〇	一九、二九〇
一万五千人以上二万人未満	二四、一一三	四三、八二四	六一、三五八	二二、三七四	四〇、六七八	五六、九五八	一一、三七〇	二〇、六七〇	二八、九三五
二万人以上	三三、八八〇	五九、七六〇	八三、六七〇	三〇、五一〇	五五、四七〇	七七、六七〇	一五、一六〇	二七、五六〇	三八、五八〇

第四条第三項中「四千四百五円」を「五千五百三十九円」に、「四千五十円」を「五千百四十円」に、「三千十七円」を「三千八百三十円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数＼区市町村	区	市	町村
一千人未満	一六、二五七円	一五、四七七円	一一、三七九円
一千人以上二千人未満	一八、七七一	一七、七一五	一三、四七五
二千人以上三千人未満	二六、〇〇九	二四、四二五	一六、五六五
三千人以上五千人未満	三三、六九七	三〇、二六一	二〇、六〇三
五千人以上一万人未満	四二、一八一	三八、七六七	二六、二四九
一万人以上一万五千人未満	五三、八四四	四九、一一三	三三、三八五
一万五千人以上二万人未満	六二、六五五	五六、六八五	三八、一二七
二万人以上三万人未満	七一、六〇七	六四、五〇九	四三、〇一一
三万人以上	八九、一九三	七九、三四一	五三、〇四一

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数＼区市町村	区	市	町村
一千人未満	八、七七〇円	八、一四〇円	四、二四二円
一千人以上二千人未満	一〇、五二四	九、七六八	四、八四八
二千人以上三千人未満	一五、七八六	一四、六五二	七、二七二
三千人以上五千人未満	一九、二九四	一七、九〇八	九、〇九〇
五千人以上一万人未満	二四、五五六	二二、七九二	一一、五一四
一万人以上一万五千人未満	三三、四四九	三〇、一一八	一五、一五〇
一万五千人以上二万人未満	三五、〇八〇	三二、五六〇	一六、三六二
二万人以上三万人未満	四〇、三四二	三七、四四四	一八、七八六
三万人以上	四七、三五八	四三、九五六	二一、八一六

第五条第三項の表を次のように改める。

区市町村	区		市		町村	
開票区の選挙人数＼開票日	平日（土曜日を含むものとする。）	日曜日又は休日	平日（土曜日を含むものとする。）	日曜日又は休日	平日（土曜日を含むものとする。）	日曜日又は休日
一千人未満	八、七七〇円	八〇〇円	八、一四〇円	七四〇円	四、二四二円	三八五円

一千人以上二千人未満	一〇、五二四	九六〇	九、七六八	八八八	四、八四八	四四〇
二千人以上三千人未満	一五、七八六	一、四四〇	一四、六五二	一、三三二	七、二七二	六六〇
三千人以上五千人未満	一九、二九四	一、七六〇	一七、九〇八	一、六二八	九、〇九〇	八二五
五千人以上一万人未満	二四、五五六	二、二四〇	二二、七九二	二、〇七二	一一、五一四	一、〇四五
一万人以上一万五千人未満	三二、四四九	二、九六〇	三〇、一一八	二、七三八	一五、一五〇	一、三七五
一万五千人以上二万人未満	三五、〇八〇	三、二〇〇	三二、五六〇	二、九六〇	一六、三六二	一、四八五
二万人以上三万人未満	四〇、三四二	三、六八〇	三七、四四四	三、四〇四	一八、七八六	一、七〇五
三万人以上	四七、三五八	四、三二〇	四三、九五六	三、九九六	二二、八一六	一、九八〇

第五条第四項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数 ＼ 開票日 ＼ 区市町村	区 日曜日又は休日	市 日曜日又は休日	町村 日曜日又は休日
一千人未満	七、九七〇円	七、四〇〇円	三、八五七円
一千人以上二千人未満	九、五六四	八、八八〇	四、四〇八
二千人以上三千人未満	一四、三四六	一三、三二〇	六、六一二
三千人以上五千人未満	一七、五三四	一六、二八〇	八、二六五
五千人以上一万人未満	二二、三一六	二〇、七二〇	一〇、四六九
一万人以上一万五千人未満	二九、四八九	二七、三八〇	一三、七七五
一万五千人以上二万人未満	三二、八八〇	二九、六〇〇	一四、八七七
二万人以上三万人未満	三六、六六二	三四、〇四〇	一七、〇八一
三万人以上	四三、〇三八	三九、九六〇	一九、八三六

第六条第一項中「十万三千四十七円」を「十二万七百五十一円」に改め、同条第二項中「三十九万九千九百二十九円」を「四十三万八千六百六十円」に改める。

第六条第三項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会 ＼ 選挙会又は選挙分会が開かれる地	区	市町村
衆議院議員選挙会	三九、八四八円	三九、〇七六円
参議院地方選出議員選挙会及び参議院全国選出議員選挙分会	九五、八三三	九三、九八〇

第七条第一項の表を次のように改める。

選挙 ＼ 地域又は候補者数 ＼ 都道府県の世帯数		衆議院議員選挙又は参議院地方選出議員選挙		参議院全国選出議員選挙				
				候補者数				
		都及び大都市のある府県	その他の道及び県	百五十人未満	百五十人以上二百人未満	二百人以上二百五十人未満	二百五十人以上三百人未満	三百人以上
㈠	十万以上二十万未満	円 銭 —	円 銭 八、八九	円 銭 七、七七	円 銭 九、二四	円 銭 一〇、八二	円 銭 一二、二七	円 銭 一三、六九
㈡	二十万以上三十万未満	—	八、四三	七、五三	八、九五	一〇、五三	一二、〇三	一三、五〇
㈢	三十万以上四十万未満	—	八、〇三	七、三三	八、七〇	一〇、二七	一一、七八	一三、一〇
㈣	四十万以上五十万未満	七、九五	七、九四	七、〇一	八、四三	九、九〇	一一、四六	一二、八三
㈤	五十万以上七十万未満	六、六九	六、六八	六、七七	八、一九	九、七六	一一、三三	一二、四四
㈥	七十万以上百万未満	七、一九	七、一九	六、六〇	八、〇一	九、五三	一〇、九五	一二、二七
㈦	百万以上	六、〇四	五、九九	六、五一	七、九八	九、五〇	一〇、九二	一二、一三

第八条の二を次のように改める。

（ポスター掲示場費）

第八条の二 衆議院議員及び参議院地方選出議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げるとおりとする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選挙に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、自治大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

候補者数 ＼ 区市町村	区	市	町村
九人未満	四、五〇〇円	四、〇〇〇円	三、〇〇〇円
九人以上十三人未満	五、〇〇〇	四、五〇〇	三、五〇〇
十三人以上二十一人未満	五、五〇〇	五、〇〇〇	四、五〇〇
二十一人以上	六、〇〇〇	五、五〇〇	五、〇〇〇

第九条第一項の表を次のように改める。

演説会場の施設の面積 ＼ 開催の時 ＼ 区市町村	区 昼間（午前八時三十分から午後五時までをいうものとする。以下同じ。）	区 夜間（午後五時から午前八時三十分までをいうものとする。以下同じ。）	市 昼間	市 夜間	町村 昼間	町村 夜間
百六十五平方メートル未満	九二〇円	二、四六四円	七七〇円	二、二〇七円	六九〇円	一、七七三円
百六十五平方メートル以上三百三十平方メートル未満	九二〇	二、四七三	七七〇	二、二一六	六九〇	一、七八二
三百三十平方メートル以上四百九十五平方メートル未満	九二〇	二、五一三	七七〇	二、二五五	六九〇	一、八二二
四百九十五平方メートル以上	九二〇	二、五九二	七七〇	二、三三四	六九〇	一、九〇〇

第九条第二項中「千百八十八円」を「千四百九十四円」に、「千九十三円」を「千三百八十七円」に、「八百十四円」を「千三十三円」に改める。

第九条の二中「三百円」を「千円」に改める。

第十条第一項の表を次のように改める。

施設 ＼ 演説会開催の時 ＼ 演説会開催の日 ＼ 区市町村		区 平日	区 土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	市 平日	市 土曜日の午後又は日曜日若しくは休日	町村 平日	町村 土曜日の午後又は日曜日若しくは休日
学校	昼間	二、七二五円	六、七〇九円	二、五七五円	六、二七五円	二、四九五円	五、二五一円
	夜間	六、八八六	六、八八六	六、四五二	六、四五二	五、四二八	五、四二八
学校以外の施設	昼間	四、七二五	八、七〇九	四、五七五	八、二七五	四、四九五	七、二五一
	夜間	八、八八六	八、八八六	八、四五二	八、四五二	七、四二八	七、四二八

第十条第二項中「三千百六十八円」を「三千九百八十四円」に、「二千九百十二円」を「三千七百円」に、「二千百七十二円」を「二千七百五十六円」に改める。

第十三条第一項第一号から第七号までを次のように改める。

一　都道府県

選挙人の数 選挙	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上百万人未満	百万人以上百二十五万人未満		百二十五万人以上百五十万人未満	
				都及び大都市のある府県	その他の道及び県	都及び大都市のある府県	その他の道及び県
衆議院議員選挙	三、二七二、三四五円	三、九〇一、一七四円	四、五三三、二五三円	五、三三八、九二一円	五、二〇八、七五三円	六、一四八、八二六円	五、九九四、六七八円
参議院議員選挙	三、三〇一、六四五	三、九三六、三三四	四、五七四、二七三	五、三八〇、七八一	五、二四九、七七三	六、一九六、六六六	六、〇四一、五五八

選挙人の数 選挙	百五十万人以上二百万人未満		二百万人以上二百五十万人未満		二百五十万人以上三百万人未満		三百万人以上
	都及び大都市のある府県	その他の道及び県	都及び大都市のある府県	その他の道及び県	都及び大都市のある府県	その他の道及び県	
衆議院議員選挙	七、六四八、三三四円	七、四四八、四八二円	九、七一七、三八九円	九、四七一、〇五七円	一〇、八七一、八八五円	一〇、五八〇、二八五円	一七、七一六、七五〇円
参議院議員選挙	七、六九六、一七四	七、四九五、三六二	九、七七一、二〇九	九、五二三、七九七	一〇、九二五、七〇五	一〇、六三三、〇二五	一七、七七六、五五〇

二　都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙	四三四、二二五円
参議院議員選挙	四四五、九四五円

三　認定出先機関

衆議院議員選挙	二四〇、六二二円
参議院議員選挙	二四六、四八二円

四　大都市

衆議院議員選挙	一、二五八、四四五円
参議院議員選挙	一、二八二、三六五円

五　区

選挙人の数 選挙	五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	六八〇、七六四円	八六一、四三四円	一、一〇六、一八四円	一、三八五、七一四円
参議院議員選挙	六九八、七〇四	八七九、三七四	一、一二四、一二四	一、四〇三、六五四

六　市

選挙人の数 選挙	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	二九四、六八二円	四一四、六〇三円	六五六、八三六円	九六一、三三六円	一、三一九、七五六円
参議院議員選挙	三〇三、五五四	四二三、四七四	六六七、九二六	九七七、九六一	一、三三六、三九一

七　町村

選挙人の数 選挙	一千人未満	一千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
衆議院議員選挙	二四、一六〇円	二七、六九〇円	四二、九七九円	七三、二七八円	一〇八、七七九円	一三九、三〇九円	一七五、六八九円
参議院議員選挙	二四、九八六	二八、五一六	四四、六三一	七五、七五六	一一三、九〇九	一四四、〇六五	一八一、四七一

第十三条第二項第一号から第七号までを次のように改める。

一　都道府県

選挙人の数 選挙	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上百万人未満	百万人以上百二十五万人未満		百二十五万人以上百五十万人未満	
				都及び大都市のある府県	その他の道及び県	都及び大都市のある府県	その他の道及び県
衆議院議員選挙	六七七、四三五円	七八八、六一四円	八九九、七九三円	九一七、四六一円	八九九、七九三円	九九四、一六六円	九七五、〇一八円
参議院議員選挙	七〇六、七三五	八二三、七七四	九四〇、八一三	九五九、三三一	九四〇、八一三	一、〇四二、〇〇六	一、〇二一、八九八

選挙人の数 選挙	百五十万人以上二百万人未満		二百万人以上二百五十万人未満		二百五十万人以上三百万人未満		三百万人以上
	都及び大都市のある府県	その他の道及び県	都及び大都市のある府県	その他の道及び県	都及び大都市のある府県	その他の道及び府県	
衆議院議員選挙	一、〇三〇、八二四円	一、〇一〇、九七三円	一、一〇七、五二九円	一、〇八六、一九七円	一、一三一、四七五円	一、〇九九、八七五円	一、四四〇、八四〇円
参議院議員選挙	一、〇七八、六六四	一、〇五七、八五三	一、一六一、三四九	一、一三八、九三七	一、一七五、二九五	一、一五二、六一五	一、五〇〇、六四〇

二　都道府県の支庁又は地方事務所

衆議院議員選挙	三〇一、一〇五円
参議院議員選挙	三一二、八二五円

三　認定出先機関

衆議院議員選挙	一五三、九七二円
参議院議員選挙	一五九、八三二円

四　大都市

衆議院議員選挙	七〇三、〇八五円
参議院議員選挙	七二七、〇〇五円

五　区

衆議院議員選挙	三七四、九五四円
参議院議員選挙	三九二、八九四円

六　市

選挙人の数 選挙	三万人未満	三万人以上五万人未満	五万人以上十万人未満	十万人以上十五万人未満	十五万人以上
衆議院議員選挙	一五六、三三三円	一六七、三四二円	二四九、二五六円	三四七、九九六円	三四七、九九六円
参議院議員選挙	一六五、一九四	一七六、二一四	二六〇、三四六	三六四、六三二	三六四、六三二

七　町村

選挙人の数 選挙	一千人未満	一千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上二万人未満	二万人以上
衆議院議員選挙	一五、四三〇円	一五、四三〇円	二八、四四九円	四九、六七八円	七四、九九九円	九〇、六二九円	一〇五、八五九円
参議院議員選挙	一六、二五六	一六、二五六	三〇、一〇一	五二、一五六	七九、一二九	九五、三八五	一一一、六四一

第十三条第三項第一号から第七号までを次のように改める。

一　都道府県

選挙人の数	五十万人未満	五十万人以上七十五万人未満	七十五万人以上百万人未満	百万人以上百二十五万人未満		百二十五万人以上百五十万人未満	
				都及び大都市のある府県	その他の道及び県	都及び大都市のある府県	その他の道及び県
金額	六二、五二〇円	七〇、三三五円	七八、一五〇円	七九、七〇〇円	七八、一五〇円	七九、七〇〇円	七八、一五〇円

選挙人の数	百五十万人以上二百万人未満		二百万人以上二百五十万人未満		二百五十万人以上三百万人未満		三百万人以上
	都及び大都市のある府県	その他の道及び県	都及び大都市のある府県	その他の道及び県	都及び大都市のある府県	その他の道及び県	
金額	八七、六七〇円	八五、九六五円	八七、六七〇円	八五、九六五円	八七、六七〇円	八五、九六五円	一四三、四六〇円

二　都道府県の支庁又は地方事務所	三一、二六二円
三　認定出先機関	一五、六三一円
四　大都市	八七、六六五円
五　区	二三、九〇九円

六　市

選挙人の数	金額
三万人未満	四、四三七円
三万人以上五万人未満	七、三九五円
五万人以上十万人未満	一四、七九〇円
十万人以上十五万人未満	三、一八五円
十五万人以上	三、一八五円

七　町村

選挙人の数	金額
一千人未満	—円
一千人以上二千人未満	—円
二千人以上三千人未満	—円
三千人以上五千人未満	二、二〇四円
五千人以上一万人未満	三、三〇六円
一万人以上二万人未満	三、三〇六円
二万人以上	三、三〇六円

第十三条の二中「不在者投票に要する経費」を「不在者投票（指定船舶における不在者投票を除く。）に要する経費」に、「二十円」を「八十円」に改め、同条に次の一項を加える。

2　指定船舶における不在者投票に要する経費の額は、不在者投票管理者が、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に封筒を送付するために要する郵便料金とする。

第十四条第一項の表を次のように改める。

投票管理者、開票管理者、選挙長等　＼　選挙	衆議院議員選挙	参議院地方選出議員選挙	参議院全国選出議員選挙
投票管理者	一日につき　一、二〇〇円	一日につき　一、二〇〇円	一日につき　一、二〇〇円
開票管理者	一日につき　一、二〇〇	一日につき　一、二〇〇	一日につき　一、二〇〇
選挙長	一日につき　一、二〇〇	一日につき　一、二〇〇	一日につき　二、四〇〇
選挙分会長	—	—	一日につき　一、二〇〇
投票立会人	一日につき　一、〇〇〇	一日につき　一、〇〇〇	一日につき　一、〇〇〇
開票立会人	一日につき　一、〇〇〇	一日につき　一、〇〇〇	一日につき　一、〇〇〇
選挙立会人	一日につき　一、〇〇〇	一日につき　一、〇〇〇	一日につき　一、〇〇〇

第十六条中「第十三条の二」を「第十三条の二第一項」に改める。

第十七条第一項中「第十三条の二」を「第十三条の二第一項」に改め、同条第二項中「二十一万五千百五十一円」を「二十三万四千八百円」に改め、同条第三項中「七六、二〇九」を「九五、八三三」に、「四八、二一九」を「五八、二七七」に、「七四、二四九」を「九三、九八〇」に、「四七、〇〇〇」を「五七、一五〇」に改める。

附則第三項を削る。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙又は国民審査については、なお従前の例による。

◆

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第三十八号（昭四〇・四・一）

◎地方行政連絡会議法

（目的）

第一条　地方行政連絡会議は、地方公共団体が、国の地方行政機関と連絡協調を保ちつつ、その相互間の連絡協同を図ることにより、地方における広域にわたる行政の総合的な実施及び円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営の確保に資することを目的とする。

（組織）

第二条　地方行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）は、別表で定めるところにより、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）をもつて組織する。

（任務）

第三条　連絡会議は、第一条の目的を達成するため、地方における広域にわたる行政の計画及び実施について必要な連絡及び協議を行なう。

（会議）

第四条　前条の連絡及び協議を行なうための会議（以下「会議」という。）は、連絡会議を組織する都道府県及び指定都市の長のほか、第一号から第十一号までに規定する国の地方行政機関で当該連絡会議を組織する都道府県の区域の全部又は一部を管轄区域とするものの長及び第十二号に掲げる者をもつて構成する。

一　管区行政監察局

二　管区警察局（警視庁及び北海道警察本部を含む。）

三　財務局

四　地方農政局

五　営林局

六　通商産業局

七　陸運局

八　海運局

九　港湾建設局

十　地方建設局（北海道開発局を含む。）

十一　その他政令で定める国の地方行政機関

十二　関係のある公共企業体その他これに類する団体（以下「公共企業体等」という。）の機関の長又は関係のある地方公共団体の機関の連合組織の代表者で連絡会議において委嘱するもの

2　会議は、議長及び副議長を置く。

3　議長は、会議において定める都道府県知事をもつて充て、副議長は、議長が会議にはかつて指名する者をもつて充てるものとする。

4　議長は、会議を主宰し、連絡会議を代表する。

5　副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（協議の結果の尊重）

第五条　会議において協議がととのつた事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重してそれぞれその担任する事務を処理するように努めるものとする。

（資料の提出等の要求等）

第六条　連絡会議は、必要があるときは、会議における協議事項に関係のある国の行政機関、公共企業体等又は地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　連絡会議は、会議における協議事項に関係のある国の行政機関、公共企業体等又は地方公共団体に対し、その求めに応じて、会議において協議した事項に関する資料を提供しなければならない。

（意見の申出等）

第七条　連絡会議は、必要があるときは、会議における協議事項に関係のある大臣又は公共企業体等の長に対し意見を申し出ることができる。

2　会議における協議事項に関係のある大臣は、必要があるときは、当該関係のある所管事務について連絡会議の意見をきくことができる。

（経費の負担）

第八条　連絡会議の運営に要する経費は、連絡会議を組織する都道府県及び指定都市の負担とする。

（報告）

第九条　連絡会議は、会議を開催したつど、会議の結果を自治大臣及び会議における協議事項に関係のある大臣に報告するものとする。

（雑則）

第十条　この法律に定めるもののほか、連絡会議の庶務その他連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議が定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

別表

名称	組織
北海道地方行政連絡会議	北海道
東北地方行政連絡会議	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県
関東地方行政連絡会議	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県並びに横浜市
東海地方行政連絡会議	岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県並びに名古屋市
北陸地方行政連絡会議	富山県、石川県及び福井県
近畿地方行政連絡会議	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県並びに京都市、大阪市及び神戸市
中国地方行政連絡会議	鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県
四国地方行政連絡会議	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
九州地方行政連絡会議	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県並びに北九州市

備考　都道府県は、特に必要があると認めるときは、関係地方行政連絡会議の同意を得て、同時に他の地方行政連絡会議に加入することができるものとする。

（内閣総理・大蔵・農林・通商産業・運輸・建設・自治大臣署名）

法律第三十九号（昭四〇・四・一）

◎地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十八・九」を「百分の二十九・五」に改める。

第十二条第二項の表測定単位の数値の算定の基礎の欄中「労働大臣が行つた最近の調査の結果による当該地方団体における失業者数」を「労働大臣が行なつた最近の調査の結果による当該地方団体における失業者のうち緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）第二条第一項に規定する失業対策事業に就労した者の数」に改める。

第十四条第三項の表基準税額等の算定の基礎の欄中「(1)宅地、田、畑、山林、原野、牧場及び塩田に係るもの　当該市町村における土地の種類ごとの一坪当りの平均価格及びその地積　(2)その他の土地　土地台帳法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）による改正前の土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）の規定により当該市町村の土地台帳に登録されていた当該市町村における土地の種類ごとの賃貸価格」を「当該市町村における土地の地目ごとの一坪当たりの平均価格及びその地積」に改める。

別表を次のように改める。

別表

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用		
				円	銭
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき	八四五、〇〇〇	〇〇
	二　土木費				
	1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	三五	九〇
		道路の延長	一メートルにつき	一九七	〇〇
	2　橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	四七一	〇〇
		木橋の延長	一メートルにつき	一一、二〇〇	〇〇
	3　河川費	河川の延長	一メートルにつき	四四	八〇
	4　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二、三四〇	〇〇
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	四、四〇〇	〇〇
	5　その他の土木費	人口	一人につき	三一一	〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき	一、四六二、〇〇〇	〇〇
		海岸保全施設の延長	一メートルにつき	三五六	〇〇
	三　教育費				
	1　小学校費	教職員数	一人につき	三九〇、七〇〇	〇〇
		学校数	一校につき	九三、〇〇〇	〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき	三七一、五〇〇	〇〇
		学校数	一校につき	九三、〇〇〇	〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき	六六〇、六〇〇	〇〇
		生徒数	一人につき	五、八三〇	〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき	一三三	〇〇
		盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	一三〇、〇〇〇	〇〇
	四　厚生労働費				
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき	三八五	〇〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき	一六四	〇〇
	3　衛生費	人口	一人につき	三八六	〇〇
	4　労働費	工場事業場労働者数	一人につき	四三四	〇〇
		失業者数	一人につき	八一、〇〇〇	〇〇
	五　産業経済費				
	1　農業行政費	耕地の面積	一町歩につき	三、九二〇	〇〇
		農家数	一戸につき	五、二一〇	〇〇
	2　林野行政費	林野の面積	一町歩につき	二、八一〇	〇〇
	3　水産行政費	水産業者数	一人につき	一八、六〇〇	〇〇
	4　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	九二一	〇〇
	六　その他の行政費				
	1　徴税費	道府県税の税額	千円につき	一三三	〇〇
	2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき	四一、七〇〇	〇〇
	3　その他の諸費	人口	一人につき	五三四	〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき	一八〇、〇〇〇	〇〇

	七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
	八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
	一　消防費	人口	一人につき	五三九〇〇
	二　土木費			
	1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	一五八〇
		道路の延長	一メートルにつき	一五八〇
	2　橋りよう費	橋りようの面積	一平方メートルにつき	四五四〇〇
		木橋の延長	一メートルにつき	七八四〇〇
	3　港湾費	港湾（漁港を含む。）におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	二、二五〇〇〇
		港湾（漁港を含む。）における外かく施設の延長	一メートルにつき	四、四〇〇〇〇
	4　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	二一七〇〇
		土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき	一一九〇
	5　その他の土木費	人口	一人につき	一三五〇〇
	三　教育費			
	1　小学校費	児童数	一人につき	一、八三〇〇〇
		学級数	一学級につき	一三一、四〇〇〇〇
		学校数	一校につき	六三四、〇〇〇〇〇
	2　中学校費	生徒数	一人につき	二、〇三〇〇〇
		学級数	一学級につき	一四五、七〇〇〇〇
	3　高等学校費	学校数	一校につき	六三二、〇〇〇〇〇
		教職員数	一人につき	六四七、三〇〇〇〇
		生徒数	一人につき	五、六八〇〇〇
	4　その他の教育費	人口	一人につき	三一一〇〇
市町村	四　厚生労働費			
	1　生活保護費	市部人口	一人につき	三二八〇〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき	九九〇〇
	3　保健衛生費	人口	一人につき	一一六〇〇
	4　清掃費	人口	一人につき	四〇四〇〇
	5　労働費	失業者数	一人につき	八一、〇〇〇〇〇
	五　産業経済費			
	1　農業行政費	農家数	一戸につき	三、九四〇〇〇
	2　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	二九八〇〇
	3　その他の産業経済費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	二、一〇〇〇〇
	六　その他の行政費			
	1　徴税費	市町村税の税額	千円につき	一三一〇〇
	2　戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	五一〇〇
		世帯数	一世帯につき	二三八〇〇
	3　その他の諸費	人口	一人につき	一、〇〇〇〇〇
		面積	一平方キロメートルにつき	三四六、〇〇〇〇〇
	七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	九五〇〇〇
	八　特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇
	九　辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五七〇〇〇

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十年度分の地方交付税から適用する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第四十号（昭四〇・四・一）

◎交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の二十八・九」を「百分の二十九・五」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第四条の規定は、昭和四十年度分の予算から適用する。

（大蔵・自治・内閣総理大臣署名）

法律第四十一号（昭四〇・四・一）

◎物品管理法の一部を改正する法律

物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十四条第五項」を「第十九条第一項中契約等担当職員の意義に係る部分」に改め、同条第四項を削る。

第四条中「、政令で定めるところにより」及び「次条第二項を除き、」を削る。

第五条を次のように改める。

（分類換）

第五条　各省各庁の長又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、前条の物品管理官又は分任物品管理官に対して、物品の分類換（物品をその属する分類から他の分類に所属を移すことをいう。以下同じ。）を命ずることができる。

2　物品管理官又は分任物品管理官は、前項の規定による命令に基づいて分類換をする場合を除くほか、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、各省各庁の長（前項の委任を受けた職員があるときは、当該職員）の承認を経て、物品の分類換をすることができる。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

（物品の管理に関する計画）

第十三条　物品管理官は、毎会計年度、政令で定めるところにより、その管理する物品の効率的な供用又は処分を図るため、予算及び事務又は事業の予定を勘案して、物品の管理に関する計画を定めなければならない。

２　物品管理官は、前項の計画を定めたときは、当該計画のうち供用に係る部分を物品供用官に通知しなければならない。

第十四条　削除

第十五条中「運用計画が立てられている物品にあつては運用計画に基いて」を「第十三条第一項の計画に基づいて」に改める。

第十六条第一項及び第二項を次のように改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

各省各庁の長又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員は、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、物品管理官に対して、物品の管理換（物品管理官の間において物品の所属を移すことをいう。以下同じ。）を命ずることができる。

２　物品管理官は、前項の規定による命令に基づいて管理換をする場合を除くほか、物品の効率的な供用又は処分のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、各省各庁の長（前項の委任を受けた職員があるときは、当該職員）の承認を経て、物品の管理換をすることができる。

第十九条の見出しを「（取得手続）」に改め、同条第一項中「運用計画が立てられている物品については運用計画の範囲内で、その他の物品については」を「第十三条第一項の計画に基づいて、物品の」に改め、「契約等担当職員」の下に「（国のために契約その他物品の取得又は処分の原因となる行為をする職員をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「基き」を「基づき」に改める。

第二十条の見出しを「（供用手続）」に改め、同条第一項中「払出のための第二十三条の規定による命令」を「供用のための払出し」に改め、同条第二項中「命令をしたとき（前項の請求に基いてしたときを除く。）」を「命令をし、又は払出しをするとき」に改め、「（物品供用官を置かない場合にあつては、物品を使用する職員。以下次条において同じ。）」を削る。

第二十一条の見出しを「（返納手続）」に改め、同条に次の一項を加える。

３　前二項の規定は、供用中の物品で物品管理官が定める軽微な修繕又は改造を要するものについては、適用しない。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条　削除

第二十六条第二項中「物品管理官は、第二十一条第一項又は前項の報告等により修繕又は改造を要する物品」を「物品管理官又は物品供用官は、修繕又は改造を要する物品（物品供用官にあつては、第二十一条第三項に規定する物品に限る。）」に改め、同条に次の一項を加える。

３　第十九条第二項の規定は、前項の規定による請求があつた場合について準用する。

第二十七条第一項中「各省各庁の長」の下に「又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員」を加える。

第二十八条第二項中「前項の物品のうち、売払を目的とするもので運用計画が立てられているものについては運用計画の範囲内で、その他のものについては必要なつど、契約等担当職員に対し、」を「第十三条第一項の計画に基づいて、契約等担当職員に対し、前項の物品の」に改め、同条第三項中「基き」を「基づき」に改める。

第三十一条の見出し中「物品管理職員」の下に「等」を加え、同条第一項中「吏員」の下に「並びにこれらの補助者」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　物品を使用する職員は、故意又は重大な過失によりその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、その損害を弁償する責めに任じなければならない。

第三十二条中「物品管理職員が、物品を」を「その所管に属する物品が」に改め、「又は」の下に「物品管理職員が」を加える。

第三十三条第一項中「各省各庁の長」の下に「又は政令で定めるところによりその委任を受けた当該各省各庁所属の職員」を加える。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

第三十五条中「第二十九条まで」の下に「、第三十一条第二項」を加える。

第三十七条中「政令で定める重要な物品」を「国が所有する物品のうち重要なものとして政令で定めるもの」に改める。

第三十八条の見出しを「（国会への報告等）」に改め、同条第一項中「基き」を「基づき」に改め、同条第二項中「、その検査を受け」を削り、同条第三項を次のように改め、同条第四項を削る。

３　内閣は、第一項の物品増減及び現在額総計算書に基づき、毎会計年度間における物品の増減及び毎会計年度末における物品の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第三十七条及び第三十八条の規定は、昭和三十九年度分の報告書及び物品増減及び現在額総計算書から適用する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十二号（昭四〇・四・一）

◎会計法の一部を改正する法律

会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「隔地者に支払をしようとするときは」を「債権者に支払をする場合において、政令で定める場合に該当するときは」に改め、同条第二項中「隔地の」を「政令で定める」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十三号（昭四〇・四・一）

◎酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「及びみりん」を「、みりん及び果実酒類」に改める。

第十九条第一項中「第六十条第二項第六号から第八号までに掲げる事項」を「役員の氏名、住所及び資格」に改める。

第四十二条第五号中「正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」を「正常の程度をこえて行なわれている」に改め、同条第六号中「前号イ又はホに」を「次に」に改め、同号に次のように加える。

イ　組合員が製造し又は移出する酒類の原材料の購入数量、購入価格又は購入方法に関する規制

ロ　組合員が販売する酒類の販売方法に関する規制（規制に係る酒類の価格又は数量に不当に影響を与えるものを除く。）

ハ　組合員が販売する酒類の品種又は意匠に関する規制

第四十三条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　大蔵大臣は、第一項の認可をする場合において、その認可の申請に係る酒類業組合の組合員の酒類製造業又は酒類販売業について前条第五号に規定する事態が生じているかどうかを判断するときは、酒税法第三十七条の規定による中央酒類審議会に諮問して定める基準に従わなければならない。

第八十三条中「及び第三項」を「及び第四項」に改める。

第八十四条第一項中「正常の程度をこえて行われ、その販売価格が第八十六条に規定する基準販売価格を著しく下廻る等の事態が生じた」を「正常の程度をこえて行なわれている」に改める。

第八十七条第三号中「第六十条第二項第六号から第八号までに掲げる事項」を「役員の氏名、住所及び資格」に改める。

第百一条第十二号中「第四十三条第三項」を「第四十三条第四項」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第四項中「中小企業団体の組織に関する法律」の下に「、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）」を加え、「、農業協同組合中央会及び中小企業団体中央会」を「及び中央会」に改める。

4　前項の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第四項中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律による組合、連合会又は中央会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に関する部分は、昭和四十年度分の固定資産税から適用し、昭和三十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（内閣総理・大蔵・自治大臣署名）

法律第四十四号（昭四〇・四・五）

◎郵便振替貯金法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節　振替」を「第三節　振替　第三節の二　振替の定期継続取扱」に改める。

第十六条第一号中「、第三十四条第二項」を削る。

第二十三条に次の一項を加える。

　郵政大臣は、天災その他非常の災害があつた場合には、省令で定めるところにより、地方公共団体、共同募金会、共同募金会連合会その他省令で定める法人の口座（当該法人の申請により郵政大臣が指定するものに限る。）に対してする当該災害の被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための通常払込み及び通常振替につき、その料金を免除することができる。

第二十九条中「第三十四条第二項」を「第三十七条の四」に改める。

第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

第三十三条　（証券等をもつてする払込み）次に掲げる証券又は証書は、省令で定めるところにより、その表示する金額で通常払込みの払込金に充てることができる。

一　小切手

二　郵便為替証書

三　郵便振替貯金の払出証書及び支払通知書

四　前三号に掲げるもののほか、手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができ、又は郵便局においてその表示する金額による払渡しを受けることができる証券又は証書の種類で省令で定めるものに属する証券又は証書

　前項の規定による払込みに係る郵便振替貯金については、当該証券又は証書につきその表示する金額による決済又は払渡しがあつた後でなければ、口座の現在高がその証券又は証書による払込みの金額を下るような振替又は払出しの取扱いをしない。

第三十四条　（払込金に充てられた証券等の決済不能等）郵便振替貯金の払込金に充てられた証券又は証書につき、郵政省の責に帰することができない事由により、その表示する金額による決済ができなかつたとき、又はその表示する金額による払渡しを受けることができなかつたときは、その払込みは、はじめからなかつたものとみなす。

第三十六条第二項中「加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で、口座所管庁に通知し、口座所管庁において」を「加入者が、省令で定める郵便局又は口座所管庁に請求し、省令で定める郵便局において加入者の請求を受けたときは、その請求に係る事項を電信で口座所管庁に通知し、口座所管庁において加入者の請求又は当該郵便局の通知を受けたときは」に改める。

第三章第三節の次に次の一節を加える。

第三節の二　振替の定期継続取扱

第三十七条の二　（定期継続振替）定期に継続してその口座の貯金をもつて電気事業、ガス事業又は水道事業の料金その他省令で定める料金の支払をする加入者で省令で定める基準に適合するものは、この節で定めるところにより、定期に継続してする振替（以下「定期継続振替」という。）の取扱いを受けることができる。

第三十七条の三　（振替）定期継続振替においては、省令で定めるところにより、前条に規定する料金を支払う加入者が、当該料金を収納する加入者と協議し

て口座所管庁に申出をし、口座所管庁において、その申出に基づき、当該料金を収納する加入者からの当該料金の支払の催告に応じて、当該料金の額に相当する金額を当該申出をした加入者の口座の貯金から払い出し、これを当該料金を収納する加入者の口座に受け入れる。

前項の場合において、貯金を払い出す口座の属する口座所管庁と貯金を受け入れる口座の属する口座所管庁とが異なるときは、口座所管庁相互間における必要な通知は、郵便でする。

定期継続振替の料金は、通常振替の料金と同額とし、第一項の規定により貯金を受け入れる口座の貯金から控除して徴収する。

第三十七条の四（振替ができない場合の通知）口座所管庁は、前条第一項の催告を受けた場合において、口座の現在高の不足により当該催告に係る料金の額に相当する金額を当該料金を支払う加入者の口座の貯金から払い出すことができないときは、その旨を当該料金を収納する加入者に通知する。

第三十七条の五（定期継続振替の取扱いの廃止）定期継続振替の取扱いの廃止の申出は、第三十七条の三第一項の申出をした加入者が、その同項の申出をした口座所管庁又は郵便局に対してする。

定期継続振替の取扱いの廃止については、第三十七条第二項から第五項までの規定の準用する。

第三十八条第一項中「郵便局」の下に「（省令で定める場合においてその指定がないときは、受取人の選択する郵便局）」を加え、同条第二項中「加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において」を「加入者が、省令で定める郵便局又は口座所管庁に請求し、省令で定める郵便局において加入者の請求を受けたときは」に改め、「口座所管庁において」の下に「加入者の請求又は当該郵便局の通知を受けたときは」を加える。

第四十条第一項中「払渡」の下に「（払出金を払い渡すべき郵便局を指定してした請求に係るものに限る。）」を加える。

第五十条の六中「、第三十三条第二項及び第三十四条第二項」を「及び第三十三条第二項」に改める。

第五十六条第二項中「口座所管庁の指定する郵便局」を「郵便局（省令で定める場合には、口座所管庁の指定する郵便局）」に改める。

第五十八条第一項中「、地方公共団体」の下に「又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定により地方公共団体の収納若しくは支払の事務を取り扱う金融機関若しくは地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の規定により地方公営企業の業務に係る出納事務の一部を取り扱う金融機関」を加え、同条第二項中「地方公共団体」の下に「又は前項の金融機関」を加える。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条　削除

第六十条第一項中「組合」の下に「若しくは第五十八条第一項の金融機関」を加え、「、賦課令書、納額告知書又は納付書」を「その他省令で定める納入に関する書類」に、「、賦課令書、納額告知書及び納付書」を「その他省令で定める納入に関する書類」に改め、同条第二項中「組合」の下に「若しくは第五十八条第一項の金融機関」を加える。

第六十二条第一項中「組合」の下に「並びに第五十八条第一項の金融機関」を加え、同条第二項中「組合」の下に「並びに第五十八条第一項の金融機関」を加え、「当該地方公共団体の口座」を「当該口座」に改める。

第六十三条第一項中「第五十八条から第六十一条まで」を「第五十八条、第六十条及び第六十一条」に改める。

第六十三条の二中「第五十八条から第六十一条まで」を「第五十八条、第六十条、第六十一条」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次、第十六条第一号、第二十九条、第三十三条及び第三十四条の改正規定、第三章第三節の次に一節を加える改正規定並びに第五十条の六の改正規定は、昭和四十年七月一日から施行する。

（郵政・内閣総理大臣署名）

法律第四十五号（昭四〇・四・九）

◎オリンピック記念青少年総合センター法

目次

第一章　総則（第一条—第六条）
第二章　役員及び職員（第七条—第十六条）
第三章　評議員会（第十七条・第十八条）
第四章　業務（第十九条・第二十条）
第五章　財務及び会計（第二十一条—第三十一条）
第六章　監督（第三十二条・第三十三条）
第七章　雑則（第三十四条・第三十五条）
第八章　罰則（第三十六条・第三十七条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　オリンピック東京大会を記念し、この法律により、オリンピック記念青少年総合センターを設立する。

2　オリンピック記念青少年総合センター（以下「青少年総合センター」という。）は、その設置する青少年のための宿泊研修施設を適切に運営し、青少年の心身の発達を図り、もつて健全な青少年の育成に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　青少年総合センターは、法人とする。

（事務所）

第三条　青少年総合センターは、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第四条　青少年総合センターの資本金は、青少年総合センターの設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2　政府は、必要があると認めるときは、青少年総合センターに追加して出資することができる。

3　青少年総合センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4　政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

5　評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な

事項は、政令で定める。

（登記）

第五条　青少年総合センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第六条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、青少年総合センターについて準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　青少年総合センターに、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第八条　理事長は、青少年総合センターを代表し、その業務を総理する。

2　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して青少年総合センターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3　監事は、青少年総合センターの業務を監査する。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第九条　理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2　理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十条　役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十一条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第十二条　文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至らなかつたときは、その役員を解任しなければならない。

2　文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十三条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第十四条　青少年総合センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が青少年総合センターを代表する。

（職員の任命）

第十五条　青少年総合センターの職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十六条　青少年総合センターの役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　評議員会

（評議員会）

第十七条　青少年総合センターに、評議員会を置く。

2　評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3　次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一　業務方法書の変更

二　毎事業年度の事業計画及び予算

三　その他青少年総合センターの業務に関する重要事項

4　前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることができる。

（評議員）

第十八条　評議員は、青少年総合センターの業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2　第十条及び第十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章　業務

（業務）

第十九条　青少年総合センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一　青少年のための宿泊研修施設を設置し、及び運営すること。

二　その設置する宿泊研修施設を利用して、青少年の心身の鍛練その他心身の健全な発達を図るため必要な業務を行なうこと。

三　オリンピック競技大会に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供すること。

四　前三号の業務に附帯する業務

2　青少年総合センターは、前項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する宿泊研修施設を一般の利用に供することができる。

（業務方法書）

第二十条　青少年総合センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章　財務及び会計

（事業年度）

第二十一条　青少年総合センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（事業計画等の認可）

第二十二条　青少年総合センターは、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十三条　青少年総合センターは、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十四条　青少年総合センターは、毎事業年度、財

産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。

3　青少年総合センターは、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十五条　青少年総合センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　青少年総合センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金）

第二十六条　青少年総合センターは、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（償還計画）

第二十七条　青少年総合センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたてて、文部大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第二十八条　青少年総合センターは、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行への預金又は郵便貯金

三　信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

（財産の処分等の制限）

第二十九条　青少年総合センターは、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十条　青少年総合センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（文部省令への委任）

第三十一条　この法律に規定するもののほか、青少年総合センターの財務及び会計に関し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章　監督

（監督）

第三十二条　青少年総合センターは、文部大臣が監督する。

2　文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、青少年総合センターに対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十三条　文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めたときは、青少年総合センターに対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に青少年総合センターの事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章　雑則

（解散）

第三十四条　青少年総合センターの解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）

第三十五条　文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一　第二十条第一項、第二十二条、第二十六条第一項若しくは第二項ただし書、第二十七条又は第二十九条の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十四条第一項又は第三十条の規定による承認をしようとするとき。

三　第二十条第二項、第二十九条又は第三十一条の規定により文部省令を定めようとするとき。

四　第二十八条第一号の規定による指定をしようとするとき。

第八章　罰則

（罰則）

第三十六条　第三十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした青少年総合センターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした青少年総合センターの役員は、三万円以下の過料に処する。

一　この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四　第二十八条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十二条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（青少年総合センターの設立）

第二条　文部大臣は、青少年総合センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、青少年総合センターの成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条　文部大臣は、設立委員を命じて、青少年総合センターの設立に関する事務を処理させる。

2　設立委員は、青少年総合センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

3　設立委員は、出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条　附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条　青少年総合センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

（経過規定）

第六条　青少年総合センターの最初の事業年度は、第二十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第七条　青少年総合センターの最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「青少年総合センターの成立後遅滞なく」とする。

（金銭以外の財産の追加出資）

第八条　政府は、昭和四十一年三月三十一日までの間において第四条第二項の規定により青少年総合センターに出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

（登録税の非課税）

第九条　青少年総合センターが第四条第一項又は同条第二項及び前条の規定により政府から出資を受けた不動産の所有権の取得又は保存の登記については、登録税を課さない。

（不動産取得税の非課税）

第十条　都道府県は、青少年総合センターが第四条第一項又は同条第二項及び附則第八条の規定により政府から不動産の出資を受けた場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（登録税法の一部改正）

第十一条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「国立教育会館」の下に「、オリンピック記念青少年総合センター」を、「国立教育会館法」の下に「、オリンピック記念青少年総合センター法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

第十二条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ二ノ二中「又ハ国立教育会館」を「、国立教育会館又ハオリンピック記念青少年総合センター」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「国立教育会館」の下に「、オリンピック記念青少年総合センター」を加える。

第三百四十八条第二項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二　オリンピック記念青少年総合センターが直接青少年の研修の用に供する固定資産で政令で定めるもの

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十四条　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「日本中小企業指導センター」の下に「、オリンピック記念青少年総合センター」を加える。

（所得税法の一部改正）

第十五条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

オリンピック記念青少年総合センター	オリンピック記念青少年総合センター法（昭和四十年法律第四十五号）

（法人税法の一部改正）

第十六条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

オリンピック記念青少年総合センター	オリンピック記念青少年総合センター法（昭和四十年法律第四十五号）

別表

一　土地

所在

東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地

宅地　五万五千四百七十一・一六平方メートル

二　建物

東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地

所在

鉄筋コンクリート造陸屋根付き四階建　九むね

鉄筋コンクリート造陸屋根付き二階建　一むね

総床面積　二万八千八百六十六・六三平方メートル

（法務・大蔵・文部・自治・内閣総理大臣署名）

法律第四十六号（昭四〇・四・一二）

◎財政法の一部を改正する法律

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項中「大蔵大臣及び委員十二人」を「委員二十五人」に改め、同条第三項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

附則第七条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「臨時委員」を「特別委員」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

附則中第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

第七条　昭和三十八年度以降二箇年度における歳入歳出の決算上の剰余金についての第六条の規定の適用については、同条第一項中「二分の一」とあるのは、「五分の一」とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の附則第七条の規定は、昭和四十年度分の予算から適当する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四十七号（昭四〇・四・一五）

◎銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律

銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

銃砲刀剣類所持等取締法

目次中「第三条」を「第三条の二」に、「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に、「第二十二条」を「第二十一条の二」に、「第三十六条」を「第三十七条」に改める。

第二条第一項中「「銃砲」とは、」の下に「けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他」を加える。

第三条第一項中「次条」を「第四条」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第四条第一項第一号の規定により建設業の用途に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者の監督の下に建設作業に従事する者（許可を受けた者があらかじめ住所地（法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持について同号の規定による許可を受けたものにあつては、当該事業場の所在地）を管轄する都道府県公安委員会に届け出たものに限る。以下「建設作業に従事する者」という。）は、前項の規定にかかわらず、許可に係る銃砲を許可を受けた者の指示に基づいて業務上使用するために所持することができる。

第一章中第三条の次に次の一条を加える。

（けん銃等の輸入の禁止）

第三条の二　何人も、次の各号の一に該当する場合を除いては、けん銃、小銃、機関銃又は砲（以下「けん銃等」という。）を輸入してはならない。

一　国又は地方公共団体が前条第一項第一号又は第二号の所持に供するため必要なけん銃等を輸入する場合

二　国又は地方公共団体から前号のけん銃等の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃等を輸入する場合

三　次条第一項第二号又は第三号の規定によりけん銃等の所持の許可を受けた者が許可に係るけん銃等を輸入する場合

四　前号に規定する者から許可に係るけん銃等の輸入の委託を受けた者が委託に係るけん銃等を輸入する場合

五　第六条第一項の規定によりけん銃等の所持の許可を受けた者が許可に係るけん銃等を輸入する場合

第四条第二項中「住所地」の下に「又は法人の事業場の所在地」を加え、同条第五項中「住所地」を「法人の事業場の所在地」に改める。

第七条第二項中「以下同じ。）」の下に「又は法人の事業場の所在地」を加える。

第八条第二項中「住所地」の下に「又は法人の事業場の所在地」に加える。

第十一条第一項及び第二項中「許可を受けた銃砲又は刀剣類を所持する者」を「第四条又は第六条の規定による許可を受けた者」に改め、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項に掲げる」を「前二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　建設作業に従事する者が当該許可を受けた者の指示に基づかないで当該銃砲を所持した場合には、都道府県公安委員会は、当該銃砲に係る許可を取り消すことができる。ただし、許可を受けた者が建設作業に従事する者のした当該行為を防止するために相当の注意を怠らなかつたことが証明された場合は、この限りでない。

第十二条中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に、「当該銃砲又は刀剣類を所持する者」を「当該処分に係る者」に改める。

「第三章　火なわ式銃砲又は刀剣類の登録」を「第三章　火なわ式銃砲等の古式銃砲又は刀剣類の登録」に改める。

第十四条第一項中「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

2　文化財保護委員会は、前項第一号又は第二号の規定により登録証の返納を受けた場合には、すみやかにその旨を登録証を返納した者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に通知しなければならない。

第十七条第一項中「相続し」を「相続により取得し」に、「すみやかに」を「二十日以内に」に、「しなくなつた」を「した当該銃砲又は刀剣類の返還を受けた」に改める。

第十八条に次の二項を加える。

2　登録を受けた銃砲又は刀剣類を譲り受け、借り受け、又はこれらの保管の委託を受ける者は、当該銃砲又は刀剣類の登録証とともにしなければならない。

3　何人も、当該銃砲又は刀剣類とともにする場合を除いては、登録証を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

第二十条中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

第二十一条の二に次の一項を加える。

2　第四条又は第六条の規定による許可を受けた者は、譲受人若しくは借受人が第三条第一項第一号、第二号、第六号若しくは第九号に該当することを確認した場合又は譲受人若しくは借受人が第七条第一項の許可証を提示した場合でなければ、当該銃砲又は刀剣類を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。

第二十四条の二第八項及び第二十七条第三項中「第

十一条第六項及び第七項」を「第十一条第七項及び第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第二十八条第一項中「火なわ式銃砲」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に改める。

第二十九条中「二百円」を「五百円」に改める。

第三十一条を次のように改める。

第三十一条　第三条の二の規定に違反した者は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　営利の目的で前項の違反行為をした者は、七年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3　前二項の未遂罪は、罰する。

第三十一条の次に次の三条を加える。

第三十一条の二　次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項の規定に違反してけん銃等又は猟銃を所持した者

二　偽りの方法によりけん銃等又は猟銃の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けた者

第三十一条の三　次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第三条第一項の規定に違反して銃砲（けん銃等及び猟銃を除く。次号において同じ。）又は刀剣類を所持した者

二　偽りの方法により銃砲又は刀剣類の所持について第四条又は第六条の規定による許可を受けた者

三　偽りの方法により第十四条の規定による登録を受けた者

第三十一条の四　第十条第一項又は第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十二条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「第十条第一項若しくは第二項（第二十一条において準用する場合を含む。）又は」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第三十三条第一号を次のように改める。

一　第十八条第一項又は第二項の規定に違反した者

第三十五条第一号中「第十六条、第十八条」を「第十六条第一項、第十八条第三項」に改め、同条第四号中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

第三十六条中「第三十三条第一号」を「第三十二条第一号」に改める。

第三十七条中「第三十一条、第三十二条第二号」を「第三十一条から第三十一条の三まで、第三十二条第一号若しくは第三号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過規定）

2　法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこの法律の施行の際現に改正前の銃砲刀剣類等所持取締法（以下「旧法」という。）第四条の規定による許可を受けているものは、この法律の施行の日から三十日以内に、当該事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会にその所在地を届け出なければならない。

3　前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

4　法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者で、その法人の業務のための所持についてこの法律の施行の際現に旧法第四条の規定による許可を受け

ているもののこの法律の施行後における住所地の変更については、改正後の銃砲刀剣類所持等取締法第七条第二項の規定は、適用しない。

5　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（関係法令の一部改正）

6　武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条に後段として次のように加える。

この場合において、第一号又は第四号の規定に該当する者が銃砲又は猟銃の製造をした者であるときは、五年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

7　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二号(十二)中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に、「火なわ式火器」を「火なわ式銃砲等の古式銃砲」に改め、同表第四号㈦中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に改める。

8　出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第八号中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に改める。

9　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七十四条及び第九十七条第二項中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に改める。

10　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第百十五条（見出しを含む。）中「銃砲刀剣類等所持取締法」を「銃砲刀剣類所持等取締法」に改める。

（内閣総理・法務・大蔵・文部・通商産業・自治大臣署名）

◆

法律第四十八号（昭四〇・四・二〇）

◎電力用炭代金精算株式会社法の一部を改正する法律

電力用炭代金精算株式会社法（昭和三十八年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

電力用炭販売株式会社法

第一条中「電力用炭代金精算株式会社」を「電力用炭販売株式会社」に、「代金の受渡し」を「購入及び販売」に改め、「石炭の」の下に「供給の円滑化及び」を加える。

第二条第一項中「電力用炭代金精算株式会社」を「電力用炭販売株式会社」に改め、同条第二項中「一億円」を「一億五千万円」に改める。

第三条中「電力用炭代金精算株式会社」を「電力用炭販売株式会社」に改める。

第四条中「五人以内」を「六人以内」に改める。

第七条第一号中「購入した」を削り、「代金の受渡し」を「購入及び販売」に改め、同条第二号中「石炭の」の下に「供給の円滑化並びにその」を加える。

第十四条から第十九条までを次のように改める。

（電力用炭の購入又は販売の契約の締結）

第十四条　会社は、石炭の販売業者（会社を除く。以下同じ。）から、当該石炭の販売業者が電力用炭を出荷すべき電気事業者の氏名又は名称及び当該電力用炭の数量、銘柄その他の通商産業省令で定める取引条件（価格を除く。）を定めた電力用炭の販売の申込みを受け、電気事業者から、当該電気事業者に電力用炭を出荷すべき石炭の販売業者の氏名又は名称及び当該電力用炭の数量、銘柄その他の通商産業省令で定める取引条件（価格を除く。）を定めた電力用炭の購入の申込みを受けた場合において、販売の申込みの内容と購入の申込みの内容とが合致するときは、当該電力用炭について、当該申込みの内容に従い、次条第一項の購入価格により当該石炭の販売業者と購入の契約をし、同項の販売価格により当該電気事業者と販売の契約をしなければならない。ただし、災害その他通商産業省令で定める事由により購入又は販売の契約をすることが第七条第一号に掲げる事業の遂行に支障を及ぼすと認められる場合において、通商産業大臣が承認したときは、この限りでない。

（電力用炭の購入価格及び販売価格）

第十五条　通商産業大臣は、毎年、電力用炭の品位に応じ、石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）第五十八条第一項の規定による石炭の販売価格の基準額に準拠して、会社の電力用炭の購入価格及び販売価格を定めなければならない。

2　通商産業大臣は、前項の購入価格及び販売価格を定めるに当たつては、会社のその年における電力用炭の予定購入額及び第七条第一号に掲げる事業の遂行に必要な費用の予定額の合計額が会社のその年における電力用炭の予定販売額をこえないように配慮しなければならない。

（電力用炭の購入又は販売の契約の制限）

第十六条　石炭の販売業者は、電気事業者と電力用炭の販売の契約をしてはならない。

2　電気事業者は、石炭の販売業者と電力用炭の購入の契約をしてはならない。

3　前二項の規定は、災害その他の事由により会社が第七条第一号に掲げる事業を営むことができない場合その他通商産業省令で定める場合には、適用しない。

（電力用炭の供給の円滑化のための指示）

第十七条　通商産業大臣は、災害の発生等により特定の地域において電力用炭の供給が著しく不足した場合その他電力用炭の供給が円滑を欠いていると認められる場合には、会社に対し、その供給の円滑化を図るため必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）

第十八条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、会社の行なう正当な行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

第十九条　削除

第二十四条を次のように改める。

第二十四条　削除

第二十七条から第二十九条までを次のように改める。

第二十七条　第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、電力用炭の販売又は購入の契約をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十八条　第二十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十九条　削除

第三十条中「前三条」を「第二十七条又は第二十八条」に改める。

第三十一条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　第十四条の規定に違反して、購入又は販売の契約をしなかつたとき。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　改正前の第一条の規定により設置された電力用炭代金精算株式会社は、この法律の施行の日において、改正後の同条に規定する電力用炭販売株式会社となるものとする。

3　改正前の電力用炭代金精算株式会社法の規定によつて電力用炭代金精算株式会社に対してした処分又は同法の規定によつて電力用炭代金精算株式会社がした手続その他の行為は、改正後の電力用炭販売株式会社法の相当規定によつて電力用炭販売株式会社に対してした処分又は同法の相当規定によつて電力用炭販売株式会社がした手続その他の行為とみなす。

4　この法律の施行前に、石炭の販売業者が販売の契約をし、又は電気事業者が購入の契約をした電力用炭の代金の受渡し、代金債権の消滅等に関する届出、販売に関する契約書等の送付及び販売価格に関する報告については、なお従前の例による。ただし、改正前の電力用炭代金精算株式会社法第七条、第十四条から第二十一条まで、第二十三条第一項及び第二十四条第一項中「会社」とあるのは、「電力用炭販売株式会社」とする。

5　この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる電力用炭の代金の受渡し、代金債権の消滅等に関する届出、販売に関する契約書等の送付及び販売価格に関する報告に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6　この法律の施行の際現にその商号中に電力用炭販売株式会社という文字を使用している者については、改正後の第三条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

7　この法律の施行に伴い必要な登記については、登録税を免除する。ただし、増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第四十九号（昭四〇・四・三〇）

◎公職選挙法の一部を改正する法律（衆法）

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条（補充選挙人名簿の縦覧）」を「第二十七条（補充選挙人名簿の縦覧等）」に、「第百二十二条（補充選挙人名簿の期日、期間等の告示）」を「第百二十二条（同時選挙の場合の補充選挙人名簿）」に改める。

第二十六条第一項中「補充選挙人名簿調製の期日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日」に、「登録の申請又は」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日の前日までに」に改め、同条第三項中「補充選挙人名簿調製の期日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日」に改め、「達しなくても、」の下に「当該選挙の期日の公示又は告示の日の前日までに」を加え、「申出により」を「申出をしたことにより」に改め、同条第四項中「補充選挙人名簿調製の期日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日の現在」に改め、同条第六項を次のように改める。

6　第二項の規定による補充選挙人名簿の登録の申出をしようとする者は、当該市町村の選挙管理委員会に対し、現に効力を有する基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿又はこれらの抄本の閲覧を求めることができる。

第二十七条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ補充選挙人名簿の縦覧の場所を告示しなければならない。

第二十七条第三項中「調製、縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の期間及び方法等は、政令で定めるところにより」を「調製の期間並びに縦覧、異議の申出に対する決定及び確定に関する期日及び期間等は」に改める。

第百二十二条の見出しを「（同時選挙の場合の補充選挙人名簿）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第百十九条《選挙の同時施行》第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行なう場合においては、補充選挙人名簿については、選挙の期日がさきに告示された選挙につき調製された補充選挙人名簿によるものとする。

第百四十条の二第一項中「衆議院議員及び都道府県知事の選挙において午前九時から午後五時までの間に限り、参議院議員の選挙において午前七時から午後八時までの間に限り」を「衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙において午前七時から午後八時までの間に限り」に改める。

第二百一条の十二第一項中「衆議院議員及び都道府県知事の選挙については午前九時から午後五時までの間に限り、参議院議員の選挙については午前七時から午後八時までの間に限り」を「衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙については午前七時から午後八時までの間に限り」に改める。

第二百七十条の二に次のただし書を加える。

ただし、第二十六条第二項《補充選挙人名簿の登録の申出》の規定による登録の申出及び同条第六項《選挙人名簿の閲覧》の規定による閲覧の請求は、当該市町村の選挙管理委員会の職員につき定められている執務時間内にしなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条、第二十七条、第百二十二条及び第二百七十条の二の改正規定は、昭和四十年五月一日から施行する。

（適用区分）

第二条　この法律による改正後の公職選挙法第百四十条の二及び第二百一条の十二の規定は、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後はじめて行なわれる総選挙から、参議院議員の選挙については施行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、都道府県知事の選挙については施行日から起算して一月を経過した日から適用する。

2　施行日以後はじめて行なわれる衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙の期日を告示された衆議院議員の選挙、施行日以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙の期日を告示された参議院議員の選挙及び施行日から起算して一月を経過した日の前日までにその選挙の期日を告示された都道府県知事の選挙については、なお、この法律による改正前の公職選挙法の規定（第二十六条、第二十七条、第百二十二条及び第二百七十条の二の規定を除く。）の例による。

（補充選挙人名簿に関する経過措置）

第三条　昭和四十年四月三十日までにその選挙の期日を公示又は告示された選挙については、この法律による改正後の公職選挙法第二十六条、第二十七条、第百二十二条及び第二百七十条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この法律による改正前の公職選挙法の規定により調製された補充選挙人名簿は、この法律による改正後の同法第二十六条、第二十七条及び第百二十二条の規定にかかわらず、昭和四十年五月一日以後においても、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の適用前にした行為及び附則第二条第二項の規定によりこの法律による改正前の公職選挙法の規定（第二十六条、第二十七条、第百二十二条及び第二百七十条の二の規定を除く。）の例により行なわれる選挙に関してこの法律の適用後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第五十号（昭四〇・四・三〇）

◎自治省設置法の一部を改正する法律

自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の表中「三七四人」を「三七三人」に、「五一一人」を「五一〇人」に改める。

附　則

この法律は、昭和四十年十月一日から施行する。

（自治・内閣総理大臣署名）

法律第五十一号（昭四〇・五・一）

◎農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「茶原種農場」を「茶原種農場　さとうきび原原種農場」に、「種畜牧場」を「種畜牧場　農林研修所」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（さとうきび原原種農場）

第三十二条の二　さとうきび原原種農場は、さとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行なう機関とする。

2　さとうきび原原種農場は、鹿児島県に置く。

3　さとうきび原原種農場の内部組織については、農林省令で定める。

第三十三条第二項の表中「大宮種畜牧場　大宮市」を「白河種畜牧場　白河市」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（農林研修所）

第三十三条の二　農林研修所は、農林省の所管行政に係る事務又は技術を担当する職員等に対し、その職務を行なうのに必要な研修（他の所掌に属するものを除く。）を行なう機関とする。

2　農林研修所は、東京都に置く。

3　農林研修所の内部組織については、農林省令で定める。

第九十一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員
本省	三〇、三二八人
食糧庁	二八、九一三人
林野庁	一、〇七八人
水産庁	一、八二一人
合計	六二、一四〇人

附　則

1　この法律中第十七条の改正規定（「茶原種農場」を「茶原種農場　さとうきび原原種農場」に改める部分に限る。）及び第三十二条の次に一条を加える改正規定は、昭和四十年十月一日から、第三十三条第二項の表の改正規定は同年十二月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。ただし、第九十一条第一項の表の改正規定及び附則第二項の規定は、同年四月一日から適用する。

2　食糧庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、昭和四十年九月三十日までの間は、二万八千九百十四人とする。

（農林大臣臨時代理・内閣総理大臣署名）

法律第五十二号（昭四〇・五・一）

◎高圧ガス取締法の一部を改正する法律

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二を次のように改める。

第二十四条の二　次の表の上欄に掲げる種類の高圧ガス（以下「特定高圧ガス」という。）を消費する者であつて、その消費する特定高圧ガスの貯蔵設備の貯蔵能力が同表の下欄に掲げる数量以上であるもの又はその消費に係る事業所以外の事業所から導管によりその消費する特定高圧ガスの供給を受けるもの（以下「特定高圧ガス消費者」と総称する。）は、事業所及び消費する特定高圧ガスの種類ごとに、消費開始の日の二十日前までに、消費（消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。）のための施設の位置、構造及び設備並びに消費の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

種類	数量
圧縮水素	容積　三百立方メートル
圧縮天然ガス	容積　三百立方メートル
液化酸素	質量　三千キログラム
液化アンモニア	質量　三千キログラム
液化石油ガス	質量　三千キログラム
液化塩素	質量　千キログラム

2　前項の貯蔵能力は、通商産業省令で定める基準に従つて算定するものとする。

第二十四条の三第一項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第二項及び第三項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に、「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第二十四条の四第一項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第二項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に、「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第二十七条第三項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第二十八条第三項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に、「液化酸素取扱主任者」を「特定高圧ガス取扱主任者」に、「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改め、同条第四項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第三十二条第三項中「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第三十四条中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第三十五条の二中「第一種製造者」の下に「又は特定高圧ガス消費者」を、「製造」の下に「又は消費」を加える。

第三十六条第一項中「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第三十七条第一項中「第二十四条の二」の下に「第一項」を加え、「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、同条第二項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第三十八条第二項中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改め、「第二十四条の三第三項」の下に「、第三十四条」を加える。

第三十九条第一号中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に、「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改め、同条第二号中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第四十八条第一項第三号中「通商産業省令で定める規格に適合するバルブ」を「バルブ（通商産業省令で定める容器にあつては、バルブ及び通商産業省令で定める附属品）であつて、通商産業省令で定める規格に適合するもの」に改める。

第五十九条の九第三号を次のように改める。

三　特定高圧ガス消費者

第六十一条中「液化酸素消費者」を「特定高圧ガス消費者」に改める。

第七十四条第一項中「第二十四条の二」の下に「第一項」を加える。

第八十一条第七号中「液化酸素」を「特定高圧ガス」に改める。

第八十三条第一号中「第二十四条の二」の下に「第一項」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　この法律の施行の際現に特定高圧ガス消費者である者（次項に規定する者を除く。）に関する改正後の第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「消費開始の日の二十日前までに」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十二号）の施行の日から一月以内に」とする。

3　この法律の施行の際現に、改正前の第二十四条の二の規定による届出をして、三千キログラム以上の液化酸素を貯蔵することができる設備に貯蔵して液化酸素を消費している者は、液化酸素について改正後の同条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

4　この法律の施行の際現に改正前の第二十八条第三項の規定により前項に規定する者が都道府県知事に届け出ている液化酸素取扱主任者は、液化酸素について改正後の第二十八条第三項の規定による特定高圧ガス取扱主任者として選任されたものとみなす。

5　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

◆

法律第五十三号（昭四〇・五・一）

◎中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　特定事業を行なう企業組合であつて、その事業に従事する組合員の数が五人以下のもの

第三条の二第一項中「当該信用保証協会が近代化関係中小企業者」の下に「（その者に係る債務の保証について前条第一項の保険関係が成立している者を除く。）」を加え、同条第三項中「前条第二項」を「第三条第二項」に改め、同条を第三条の三とし、第三条第一項中「小企業者一人についての保険価額の合計額が三十万円をこえることができない保険（以下「小口保険」という。）並びに」を削り、「第六項」の下に「並びに次条第一項」を加え、同条第四項中「次条第二項」を「第三条の三第二項」に改め、同条第五項中「保証を」を「保証（次条第一項の保険関係が成立するものを除く。）を」に改め、同条第七項及び第八項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二　公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が小企業者であつて通商産業省令で定める要件を備えているもの（その者に係る債務の保証について前条第一項又は次条第一項の保険関係が成立している者を除く。）の金融関係からの借入れ（手形の割引又は給付を受けることを含む。）による債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を含む。）を提供させないものをすることにより、小企業者一人についての保険価額の合計額が三十万円をこえることができない保険（以下「特別小口保険」という。）について、保証をした借入金の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2　前項の保険関係においては、保険価額に百分の八十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3　公庫と特別小口保険の契約を締結し、かつ、第一種保険又は第二種保険の契約を締結している信用保証協会が第一項に規定する債務の保証をしたときは、当該債務者たる小企業者に係る同項の保険関係における保険価額の合計額が三十万円をこえることとなる前までの債務の保証については、特別小口保険の保険関係が成立するものとする。

4　前項の信用保証協会がした第一項に規定する債務の保証について特別小口保険の保険関係が成立している場合において、当該信用保証協会が当該債務者たる中小企業者について前条第一項に規定する債務の保証（第一項の保険関係が成立するものを除く。）をしたときは、当該特別小口保険の保険関係は、当該保証の時において、第一種保険（公庫と第一種保険の契約を締結していない信用保証協会にあつては、第二種保険）の保険関係に変更されるものとする。この場合において、当該債務者たる中小企業者に係る債務の保証をしたことによる同条第一項の保険関係の成立に関しては、当該保証前に当該変更があつたものとみなす。

5　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の保険関係に準用する。

第五条中「又は第三条の二第一項」を「、第三条の二第一項又は第三条の三第一項」に改め、「百分の七十」の下に「（特別小口保険にあつては、百分の八十）」を加える。

第七条、第九条及び第十条中「又は第三条の二第一項」を「、第三条の二第一項又は第三条の三第一項」に改める。

第十一条中「若しくは第三条の二第一項」を「、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行前に成立している改正前の中小企業信用保険法（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する小口保険の保険関係については、なお従前の例による。

第三条　中小企業信用保険公庫（以下「公庫」という。）と改正後の中小企業信用保険法（以下「新法」という。）第三条第一項に規定する第一種保険の契約を締結している信用保証協会が同項に規定する債務の保証をした場合において、当該債務者たる中小企業者について旧法第三条第一項に規定する小口保険の保険関係が成立しているときについての新法第三

条第一項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項及び第五項中「百万円」とあるのは「百万円から当該中小企業者につきすでに成立した中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十三号）による改正前の中小企業信用保険法第三条第一項に規定する小口保険の保険価額を控除した残額」と、同条第六項中「第一種保険の保険価額」とあるのは「中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十三号）による改正前の中小企業信用保険法第三条第一項に規定する小口保険及び第一種保険の保険価額」とする。

2　公庫と新法第三条の二第一項に規定する特別小口保険の契約を締結している信用保証協会が同項に規定する債務の保証をした場合において、当該債務者たる小企業者について旧法第三条第一項に規定する小口保険の保険関係が成立しているときについての新法第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「三十万円」とあるのは「三十万円から当該小企業者につきすでに成立した中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十三号）による改正前の中小企業信用保険法第三条第一項に規定する小口保険の保険価額の合計額を控除した残額」とする。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第四条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第三条第一項の」を「第三条第一項又は第三条の二第一項の」に、「同項」を「同法第三条第一項又は第三条の二第一項」に、「、第六項及び第七項」を「及び第六項並びに第三条の二第一項及び第三項」に、「同条第一項」を「同法第三条第一項」に、「以下この条において「災害関係保証」と」を「以下この条及び次条において「災害関係保証」と」に、「中「債務の保証をしたときは」とあるのは「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証ごとに」と」を「中「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と」に、「同条第七項中「債務の保証をした場合において」とあるのは「債務の保証をした場合において、災害関係保証及びその他の保証ごとに」と」を「同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と」に改め、同条第二項中「これらの規定中「百分の七十」と」を「同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十（特別小口保険にあつては、百分の八十）」と」に改める。

（産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部改正）

第五条　産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律（昭和三十八年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

第三条を次のように改める。

（中小企業信用保険法の特例）

第三条　法第三条第一項又は第三条の二第一項の保険関係であつて、産炭地域関係保証を受けた産炭地域関係中小企業者に係るものについての法第三条第一項、第五項及び第六項並びに第三条の二第一項及び第三項の規定の適用については、法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律第二条第三項に規定する産炭地域関係保証（以下この条及び次条において「産炭地域関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「その合計額が」とあるのは「産炭地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第五項中「当該債務者」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「産炭地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第三項中「当該債務者」とあるのは「産炭地域関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

第四条中「これらの規定中「百分の七十」と」を「法第三条第二項中「百分の七十」とあり、法第五条中「百分の七十（特別小口保険にあつては、百分の八十）と」に改める。

第五条中「第三条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加える。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

◆

法律第五十四号（昭四〇・五・四）

◎外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「九局」を「十局」に、「アメリカ局 欧亜局」を「北米局 中南米・移住局 欧亜局 中近東アフリカ局」に改め、「移住局」を削り、同条第二項中「、欧亜局に中近東アフリカ部を」を削る。

第九条（見出しを含む。）中「アメリカ局」を「北米局」に、「アメリカ諸国」を「北米諸国」に改める。

第九条の二第一項中「、中近東、アフリカ」を削り、同条第二項を削り、同条を第九条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（中近東アフリカ局の事務）

第九条の四　中近東アフリカ局においては、次の事務をつかさどる。

一　中近東及びアフリカの諸国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。

二　中近東及びアフリカの諸国に関する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。

三　中近東及びアフリカの諸国における邦人の生命、身体及び財産の保護に関すること。

第九条の次に次の一条を加える。

（中南米・移住局の事務）

第九条の二　中南米・移住局においては、次の事務をつかさどる。

一　中南米諸国に関する外交政策の企画立案及びその実施の総合調整に関すること。

二　中南米諸国に関する政務の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。

三　中南米諸国における邦人の生命、身体及び財産の保護に関すること。

四　海外移住に関する事務処理のための企画立案に関すること。

五　海外移住に関しあっせん、保護、促進その他必要な措置をとること。

六　海外移住に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

七　海外移住事業団を監督すること。

八　旅券の発給その他海外渡航に関し必要な措置をとること。

九　査証に関すること。

第十三条の二を削る。

第三十条の表中「八三人」を「八五人」に、「二、四六〇人」を「二、五二三人」に、「二、五四三人」を「二、六〇八人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（外務・内閣総理大臣署名）

法律第五十五号（昭四〇・五・四）

◎在外公館の名称及び位置を定める法律及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第一条　在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中「在タンガニイカ日本国大使館　タンガニイカ　ダレサラム」を

「在タンザニア日本国大使館　タンザニア　ダレサラム」に、

「在ケニア日本国大使館　ケニア　ナイロビ」を

「在ケニア日本国大使館　ケニア　ナイロビ
在コスタ・リカ日本国大使館　コスタ・リカ　サン・ホセ
在マルタ日本国大使館　マルタ　ヴァレッタ
在マラウイ日本国大使館　マラウイ　ゾンバ
在ザンビア日本国大使館　ザンビア　ルサカ」に改め、

「在コスタ・リカ日本国公使館　コスタ・リカ　サン・ホセ」を削り、

「在メルボルン日本国総領事館　オーストラリア　メルボルン」を

「在メルボルン日本国総領事館　オーストラリア　メルボルン
在トロント日本国総領事館　カナダ　トロント
在ヒューストン日本国総領事館　アメリカ合衆国　ヒューストン
在マドラス日本国総領事館　インド　マドラス
在ラス・パルマス日本国総領事館　スペイン　ラス・パルマス」に改め、

「在トロント日本国領事館　カナダ　トロント」及び

「在ヒューストン日本国領事館　アメリカ合衆国　ヒューストン」を削り、

「在イスタンブル日本国領事館　トルコ　イスタンブル」を

「在イスタンブル日本国領事館　トルコ　イスタンブル
在ブリスベン日本国領事館　オーストラリア　ブリスベン」に改める。

（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表大使館の項中「タンガニイカ」を「タンザニア」に、

「

ケニア	一五、〇〇〇	一三、三三〇	一一、六二八	九、九四八	八、二五六	六、九八四	六、一四四	五、五〇八	五、〇八八	四、六五六	四、二三六	三、八一六	三、三八四

」を

「

ケニア	一五、〇〇〇	一三、三三〇	一一、六二八	九、九四八	八、二五六	六、九八四	六、一四四
コスタ・リカ	一三、八〇〇	一二、二五二	一〇、六九二	九、一四四	七、五八四	六、四二〇	五、六四〇
マルタ	一三、八〇〇	一二、四五六	一一、一一二	九、七六八	八、四二四	七、一二八	六、二六四
マラウイ	一五、〇〇〇	一三、五七二	一二、一三二	一〇、七〇四	九、二六四	七、八三六	六、八八八
ザンビア	一五、〇〇〇	一三、二七二	一一、五五六	九、八二八	八、一〇〇	六、八五二	六、〇二四

五、五〇八	五、〇八八	五、六五六	四、二三六	三、八一六	三、三八四
五、〇五二	四、六六八	四、二七二	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八
五、六一六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八	三、四五六
六、一八〇	五、七〇〇	五、二三二	四、七五二	四、二七二	三、八〇四
五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三二四

」に改め、同表公使館の項中「

コスタ・リカ		一三、八〇〇	一〇、六九二	九、一四四	七、五八四	六、四二〇	五、六四〇	五、〇五二	四、六六八	四、二七二	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八

」を削り、同表総領事館の項中「

メルボルン		一二、三七六	九、五五二	七、七四〇	六、五五二	五、七六〇	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七二	三、五七六	三、一八〇

」を「

メルボルン			一二、三七六	九、五五二	七、七四〇	六、五五二	五、七六〇	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七二	三、五七六	三、一八〇
トロント			一二、五五六	九、八二八	八、一〇〇	六、八五二	六、〇二四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三二四
ヒューストン			一三、二八四	一〇、七一六	八、一〇〇	六、八五二	六、〇二四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三二四
マドラス			一三、四四四	一〇、四五二	八、四二四	七、一二八	六、二六四	五、六一六	五、一八四	四、七五二	四、三二〇	三、八八八	三、四五六
ラス・パルマス			一〇、九九二	九、二八八	七、五八四	六、四二〇	五、六四〇	五、〇五二	四、六六八	四、二七二	三、八八八	三、五〇四	三、一〇八

」に改め、同表領事館の項中「

トロント		一二、五五六	九、八二八	八、一〇〇	六、八五二	六、〇二四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三二四

」及び「

ヒューストン		一三、二八四	一〇、七一六	八、一〇〇	六、八五二	六、〇二四	五、四〇〇	四、九八〇	四、五七二	四、一五二	三、七三二	三、三二四

」を削り、「

イスタンブル		一一、四六〇	九、六八四	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇	五、二六八	四、八七二	四、四六四	四、〇五六	三、六四八	三、二四〇

」を「

イスタンブル			一一、四六〇	九、六八四	七、九〇八	六、六九六	五、八八〇	五、二六八	四、八七二	四、四六四	四、〇五六	三、六四八	三、二四〇
ブリスベン			一一、三七六	九、五五二	七、七四〇	六、五五二	五、七六〇	五、一六〇	四、七六四	四、三六八	三、九七二	三、五七六	三、一八〇

」に改める。

附　則

この法律の施行期日は、各在外公館に関する部分につき政令で定める。ただし、在タンガニイカ大使館に関する部分は、公布の日から施行する。

（外務・内閣総理大臣署名）

◆

法律第五十六号（昭四〇・五・四）

◎臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律

臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第二項中「二分の一」を「百分の六十五」に改める。

第九十四条第四項中「二分の一」を「百分の六十五」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第五十三条の二第二項及び第九十四条第四項の規定は、昭和四十年度以降の復旧基本計画に係るものに適用する。

（大蔵・文部・厚生・農林大臣臨時代理・通商産業・運輸・建設・自治・内閣総理大臣署名）

◆

法律第五十七号（昭四〇・五・四）

◎石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法（昭和三十八年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

第一条中「鉱害の賠償を担保し、及び」を「鉱害について、その賠償を担保し、並びにその賠償及びその防止のための措置を」に、「被害者」を「被害者等」に改める。

第四条第二項中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

「第三章　鉱害賠償基金」を「第三章　鉱害基金」に改める。

第十二条中「及び促進する」を「並びに鉱害の賠償及び鉱害の防止のための措置を促進する」に、「及び鉱害の賠償」を「並びに鉱害の賠償及び鉱害の防止のための措置」に改める。

第十七条中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第三十条中第四号を第五号とし、同条第三号中「前二号」を「第一号又は第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け

第三十一条第一項中「又は第二号」を「、第二号又は第三号」に改める。

第三十三条中「第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第三十八条の見出し及び同条第一項中「鉱害賠償基金債券」を「鉱害基金債券」に改める。

第五十四条中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（鉱害基金の設立等）

第二条　改正前の第十二条の規定により設置された鉱害賠償基金は、この法律の施行の日において、改正後の同条に規定する鉱害基金となるものとする。

2　改正前の石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の規定によつて鉱害賠償基金に対してした処分又は同法の規定によつて鉱害賠償基金がした手続その他の行為は、改正後の石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の規定によつて鉱害基金に対してした処分又は同法の規定によつて鉱害基金がした手続その他の行為とみなす。

（経過規定）

第三条　この法律の施行の際現に鉱害基金という名称を用いている者については、改正後の第十七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（登録税法の一部改正）

第四条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第五条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

（地方税法の一部改正）

第六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

（所得税法の一部改正）

第七条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

（法人税法の一部改正）

第八条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「鉱害賠償基金」を「鉱害基金」に改める。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第五十八号（昭四〇・五・四）

◎中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律

中小企業近代化資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「中小企業者」の下に「又は企業組合」を加える。

第五条中「五年」を「中小企業高度化資金にあつては七年を、中小企業設備近代化資金にあつては五年」に改め、同条ただし書中「七年」を「九年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第五十九号（昭四〇・五・四）

◎中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律

中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「新株」の下に「又は転換社債」を加え、「株式の」を「株式又は転換社債（その転換により発行された株式を含む。）の」に改め、同項第三号中「保有し」の下に「、又は第一号の規定により会社がその転換社債を保有し」を加え、同条第二項中「又は第二号」を「若しくは第二号」に改め、「一億円」の下に「（会社がその株式会社の自己資本の充実を促進するため特に必要があると認める場合において、通商産業大臣の承認を受けたときは、その承認を受けた金額）」を、「こととなるとき」の下に「、又は同項第一号の規定により転換社債を引き受ける場合において、当該引受けに係る転換社債のすべてが当該引受けの時において株式に転換されたものとすればその株式会社の資本の額が一億円をこえることとなるとき」を、「その新株」の下に「又は転換社債」を加える。

第九条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　転換社債の引受けの相手方の選定の基準、転換社債の転換の条件に関する基準、転換社債の引受けの限度、転換社債の転換の請求の時期及び転換社債の償還期限に関する基準

第二十条第二号中「新株」の下に「又は転換社債」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第六十号（昭四〇・五・四）

◎森林開発公団法の一部を改正する法律

森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

4　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　前号に掲げるもののほか、農林大臣の定める基本計画に基づき、地勢等の地理的条件がきわめて悪く、かつ、豊富な森林資源の開発が十分に行なわれていない地域のうち政令で定める区域内において、当該地域の林道網の枢要部分となるべき林道の開設又は改良の事業で、その事業による受益の範囲が著しく広く、かつ、その事業の施行が当該地域における林業以外の産業の振興の見地から相当であると認められるものを施行すること。

第十八条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同項第四号中「第一号」の下に「又は第一号の二」を加え、同条第二項中「同項第一号」の下に「及び第一号の二」を加え、同条第三項中「第一項第一号」の下に「及び第一号の二」を加える。

第十九条第一項中「前条第一項第一号」の下に「、第一号の二」を加え、同条第三項中「関係県知事」を「関係都道府県知事」に改める。

第二十五条第一項中「第十八条第一項第一号」の下に「、第一号の二」を加える。

第二十七条（見出しを含む。）中「県」を「都道府県」に改め、「第十八条第一項第一号」の下に「又は第一号の二」を加える。

第三十六条中「第一号及び第二号」を「第一号から第二号まで」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「農地開発機械公団」の下に「、森林開発公団」を加える。

3　前項の規定による改正後の地方財政再建促進特別措置法第二十四条第二項の規定は、この法律の施行前においてされた森林開発公団と地方公共団体との契約に基づいて、当該地方公共団体が同項の寄附金等を支出する場合については、適用しない。

（大蔵・農林大臣臨時代理・自治・内閣総理大臣署名）

法律第六十一号（昭四〇・五・四）

◎日本国有鉄道法の一部を改正する法律

日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「採炭、」を削る。

第六条第一項中「、予算で定めるところにより」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　日本国有鉄道は、その業務の運営に特に必要がある場合に限り、前項の規定による投資として現物出資をすることができる。

3　第一項の規定による投資は、前項の規定によるものを除き、予算で定めるところによりしなければならない。

第四十二条の二中第十項を第十二項とし、第五項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

5　第一項の規定による鉄道債券の債権者は、日本国有鉄道の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第四十七条中「並びに」の下に「第六条第一項（同条第二項に係る場合に限る。）、」を加える。

第五十五条第三号中「第六条第二項又は」を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第六十二号（昭四〇・五・六）

◎訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律

（訴訟費用等臨時措置法の一部改正）

第一条　訴訟費用等臨時措置法（昭和十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項を次のように改める。

執達吏手数料規則第二条ノ手数料ハ六十円、同法第六条第一項前段ノ手数料及同法第七条第一項前段ノ手数料ハ千円、同法第六条第一項後段又ハ第七条第一項後段ノ規定ニヨリ加フベキ金額ハ二百円、同法第十四条ノ書記料ハ二十円、同法第十五条ノ手数料ハ六十円トス

第四条第二項中「五千円マデ　百円」を削り、「百二十円」を「二百円」に、「二百五十円」を「四百円」に、「三百七十円」を「六百円」に、「六百円」を「八百円」に改め、同条第三項中「五千円マデ　二百五十円」を削り、「三百七十円」を「五百円」に、「八百五十円」を「千円」に、「千二百円」を「千五百円」に、「四百八十円」を「六百円」に改め、同条第五項中「二百五十倍」を「三百倍」に改める。

（訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

22　第十八項の規定により改定された恩給及び昭和三十五年四月一日から昭和三十六年九月三十日までに給与事由の生じた執行吏の恩給については、昭和四十年十月分以降、その年額を十五万三千六百円を俸給年額とみなして算出した年額に改定する。

23　前項の規定により年額を改定された恩給は、昭和四十年九月三十日において七十歳に満ちていない者については、昭和四十一年十二月分（昭和四十年十月一日から昭和四十一年十一月三十日までに七十歳に満ちる者については、七十歳に満ちた日の属する月分）まで、改定年額と改定前の年額との差額の十分の五を停止する。

24　第四項の規定は、第二十二項の規定による恩給年額の改定について準用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。ただし、第二条の規定は、昭和四十年十月一日から施行する。

2　第一条の規定の施行の際完結していない事項についての手数料及び立替金は、なお従前の規定による。

（内閣総理・法務・大蔵大臣署名）

法律第六十三号（昭四〇・五・一〇）

◎運輸省設置法の一部を改正する法律

運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十九号中「及び海面」を「その他海面及び飛行場」に改める。

第二十八条の二第一項中第十一号の三を第十一号の四とし、第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三　委託により、飛行場の工事を施行すること。

第三十八条第一項の表港湾審議会の部中「開発」の下に「及び管理」を加え、同表中「臨時鉄道法制調査会　運輸大臣の諮問に応じて鉄道に関する法制に関する重要事項を調査審議すること。」を削り、同条第三項を削る。

第四十六条第一号中「含む。」の下に「次号において同じ。」を加え、同条第二号中「海面」の下に「及び飛行場」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　飛行場の建設、改良及び災害復旧に関する国の直轄の土木工事の施行に関すること。

第四十七条第一項の表中「新潟県」を「新潟県　長野県」に、「東京都」を「東京都　埼玉県　群馬県」に、「茨城県」を「茨城県　栃木県　山梨県」に改め、「北海道」を削り、「大阪府」を「大阪府　奈良県」に、「静岡県」を「静岡県　岐阜県」に改め、同条第二項を削る。

第五十五条の二第一項第一号中「関すること」の下に「（港湾建設局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第八十三条の表中「一四、九六二人」を「一五、〇八五人」に、「六、〇三八人」を「六、〇八八人」に、「三二、五六一人」を「三二、七三四人」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八十三条の表の改正規定は、昭和四十年四月一日から適用する。

2　港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第三号中「及び海岸法」を「並びに海岸法」に改め、「海岸保全施設」の下に「及び飛行場」を加える。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第六十四号（昭四〇・五・一一）

◎山村振興法（衆法）

（目的）

第一条　この法律は、山村における産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の目標を明らかにするとともに、山村振興に関する計画の作成及びこれに基づく事業の円滑な実施に関し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「山村」とは、林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣つている山間地その他の地域で政令で定める要件に該当するものをいう。

（山村振興の目標）

第三条　山村の振興は、国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の規定による国土総合開発計画その他法令の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるように考慮しつつ、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを旨とし、次に掲げる目標に従つて推進されなければならない。

一　道路その他の交通施設、通信施設等の整備を図ることにより、山村とその他の地域及び山村内の交通通信連絡を発達させること。

二　農道、林道、牧道等の整備、農用地の造成、電力施設の整備等を図ることにより、土地、森林、水等の未利用資源を開発すること。

三　農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、農林産物の加工業等の導入、特産物の生産の育成等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。

四　砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設の整備等を図ることにより、水害、風害、雪害等の災害を防除すること。

五　学校、診療所、公民館等の教育、厚生及び文化に関する施設の整備、生活改善、労働条件の改善等を図ることにより、住民の福祉を向上させること。

（国の施策）

第四条　国は、前条の目標を達成するため、山村の振興のために必要な事業の実施に関し、国の負担又は補助に係る事業に対する負担又は補助についての条件の改善、地方公共団体の財源の確保、資金の融通の適正円滑化その他財政金融上の措置を講ずるよう配慮するとともに、国有林野の積極的活用その他適切な施策の確立及び拡充に努めなければならない。

（地方公共団体の施策）

第五条　地方公共団体は、第三条の目標を達成するため、国の施策に準じて、山村の振興のために必要な事業が円滑に実施されるように努めなければならない。

（調査）

第六条　政府は、振興山村の指定、振興山村に係る山村振興に関する計画の承認及び振興山村に係る山村振興に関する具体的方針の勧告のため必要な調査を行なわなければならない。

2　前項の調査は、予算の範囲内において、振興の緊要度が高いと認められる山村から順次行なうものとする。

（振興山村の指定）

第七条　内閣総理大臣は、都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて、山村振興に関する計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当である山村を振興山村として指定することができる。

2　都道府県知事は、振興山村の指定を受けようとするときは、当該山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、農林大臣を通じて、内閣総理大臣に申請書を提出しなければならない。

3　第一項の規定による振興山村の指定は、前条第一項の規定により行なう調査の結果に基づいてしなければならない。

4　内閣総理大臣は、第一項の規定により振興山村の指定をするときは、その旨及び当該振興山村の区域を官報で公示しなければならない。

（山村振興計画）

第八条　都道府県知事は、前条第一項の規定により振興山村の指定があつたときは、当該振興山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、当該振興山村に係る山村振興に関する計画（以下「山村振興計画」という。）を作成し、農林大臣を通じて、内閣総理大臣にこれを提出し、その承認を受けなければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により提出された山村振興計画を承認しようとするときは、山村振興対策審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3　前二項の規定は、山村振興計画を変更する場合について準用する。

（山村振興方針の勧告）

第九条　内閣総理大臣は、山村振興計画の作成に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて、第三条の目標を達成するための当該振興山村に係る山村振興に関する具体的方針を定め、これを都道府県知事に勧告することができる。

2　第七条第三項の規定は、前項の具体的方針の勧告について準用する。

（山村振興計画に基づく事業の助成等）

第十条　国は、山村振興計画に基づく事業が円滑に実施されるように、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して、助成その他必要な措置を講じなければならない。

（山村振興対策審議会）

第十一条　総理府に、附属機関として、山村振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

3　審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

4　審議会は、委員十五人以内で組織する。

5　委員は、第二項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6　委員は、非常勤とする。

7　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

8　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、昭和五十年三月三十一日限りその効力を失う。

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

「

離島振興対策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

」を

「

離島振興対策審議会	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
山村振興対策審議会	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

」に

改める。

4　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号ソの次に次のように加える。

ツ　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）

第九条に次の一号を加える。

十五　山村の振興に関すること。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・通商産業・運輸・郵政・労働・建設・自治大臣署名）

法律第六十五号（昭四〇・五・一四）

◎消防法及び消防組織法の一部を改正する法律

（消防法の一部改正）

第一条 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

消防法目次中「第四章　消火の設備」を「第四章　消防の設備等」に改める。

第三条中「消防長を置かない市町村においては市町村長をいう。以下同じ」を「消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第六章及び第三十五条の三の二を除き、以下同じ」に、「又は消防署長」を「、消防署長その他の消防吏員」に、「消防の活動に支障になると認める物件」を「火災の予防に危険であると認める物件若しくは消防の活動に支障になると認める物件」に改め、同条第一号中「たき火の禁止」を「たき火、溶接その他これらに類する行為の禁止」に、「たき火の場合の」を「これらの行為を行なう場合の」に改め、同条第三号及び第四号を次のように改める。

三　危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理

四　放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去

第三条に次の二項を加える。

消防長又は消防署長は、火災の予防に危険であると認める物件又は消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有するものの氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、前項の規定による必要な措置をとるべきことを命ずることができないときは、当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、消防団員）に、当該物件について同項第三号又は第四号に掲げる措置をとらせることができる。この場合において、物件を除去させたときは、消防長又は消防署長は、当該物件を保管しなければならない。

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十四条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により消防長又は消防署長が物件を保管した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村長」とあるのは「消防長又は消防署長」と、「工作物等」とあるのは「物件」と、「統轄する」とあるのは「属する」と読み替えるものとする。

第四条第一項中「資料の提出を命じ」の下に「、若しくは報告を求め」を、「消防職員」の下に「（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員。以下同じ。）」を加え、「防火対象物」を「消防対象物」に改める。

第四条の二第一項中「若しくは消防署長又は消防本部を置かない市町村においては市町村長」を「又は消防署長」に、「防火対象物」を「消防対象物」に改める。

第五条中「関係者」の下に「（特に緊急の必要があると認める場合においては、関係者及び工事の請負人又は現場管理者）」を加える。

第六条第四項中「前条に」を「第五条に」に、「前条の」を「同条の」に改める。

第九条の二中「別表で定める数量」の下に「（以下「指定数量」という。）」を加える。

第十条第一項中「別表で定める数量」を「指定数量」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

第十条第二項を次のように改める。

別表に掲げる品名を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の品名ごとの数量をそれぞれの指定数量で除し、その商の和が一以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱つているものとみなす。

第十一条の次に次の二条を加える。

第十一条の二　製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しないで、当該製造所、貯蔵所又は取扱所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類又は数量を変更しようとする者は、変更しようとする日の十日前までに、その旨を市町村長等に届け出なければならない。

第十一条の三　市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第十条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。

第十二条第二項中「権限」を「権原」に改める。

第十二条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第十一条の三の規定による命令に違反したとき。

第十三条第一項中「危険物取扱主任者を定め」の下に「、命令で定めるところにより」を加える。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

第十四条の次に次の二条を加える。

第十四条の二　政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

市町村長等は、予防規程が、第十条第三項の技術上の基準に適合していないときその他火災の予防のために適当でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。

第十四条の三　同一事業所において政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者で政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるところにより、当該事業所に自衛消防組織を置かなければならない。

第十六条の二第一項中「（第十四条第四項において準用する場合を含む。）」及び「及び映写技術者試験」を削り、同項及び同条第二項中「危険物取扱主任者等試験委員」を「危険物取扱主任者試験委員」に改める。

第十六条の三中「製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置」を「危険物を仮に貯蔵し、若しくは取り扱う場合の承認、製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置」に、「危険物取扱主任者若しくは映写技術者」を「危険物取扱主任者」に改め、「若しくは映写技術者免状」を削る。

第十六条の四第一項中「製造所、貯蔵所若しくは取扱所の」を「指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱つていると認められるすべての場所

（以下この項において「貯蔵所等」という。）の」に改め、「資料の提出を命じ」の下に「、若しくは報告を求め」を加え、「製造所、貯蔵所若しくは取扱所に」を「貯蔵所等に」に、「取扱が技術上の基準に適合しているかどうかを」を「取扱いについて」に、「関係者」を「関係のある者」に、「危険物を収去させる」を「危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させる」に改める。

第三章中第十六条の六を第十六条の七とし、第十六条の五中「第十一条」を「第十一条から第十一条の三まで」に、「及び第十三条第二項」を「、第十三条第二項、第十四条の二第一項及び第三項並びに前条」に改め、同条を第十六条の六とし、第十六条の四の次に次の一条を加える。

第十六条の五　市町村長等は、第十条第一項ただし書の承認又は第十一条第一項前段の規定による許可を受けないで指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱つている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

「**第四章**　消火の設備」を「**第四章**　消防の設備等」に改める。

第十七条の四の次に次の八条を加える。

第十七条の五　消防設備士免状の交付を受けていない者は、第十条第四項又は第十七条第一項の技術上の基準に従つて設置しなければならない消防用設備等の当該設置に係る工事又は当該消防用設備等の整備（他人の求めに応じ、報酬を得て行なわれるものに限る。）のうち、政令で定めるものを行なつてはならない。

第十七条の六　消防設備士免状の種類は、甲種消防設備士免状及び乙種消防設備士免状とする。

甲種消防設備士免状の交付を受けている者（以下「甲種消防設備士」という。）が行なうことができる工事又は整備の種類及び乙種消防設備士免状の交付を受けている者（以下「乙種消防設備士」という。）が行なうことができる整備の種類は、これらの消防設備士免状の種類に応じて命令で定める。

第十七条の七　消防設備士免状は、消防設備士試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。

第十三条の二第四項から第六項までの規定は、消防設備士免状について準用する。

第十七条の八　消防設備士試験は、消防用設備等の設置及び維持に関して必要な知識及び技能について行なう。

消防設備士試験の種類は、甲種消防設備士試験及び乙種消防設備士試験とする。

次の各号の一に該当する者でなければ、甲種消防設備士試験を受けることができない

一　学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において機械、電気、工業化学又は建築に関する学科を修めて卒業した者

二　乙種消防設備士免状の交付を受けた後二年以上消防用設備等の整備（第十七条の五の規定に基づく政令で定めるものに限る。）の経験を有する者

三　命令で定めるところにより、都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定した者

前三項に定めるもののほか、消防設備士試験の試験科目、受験手続その他試験の実施細目は、命令で定める。

第十七条の九　消防設備士試験又は消防設備士免状の交付、書換え若しくは再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第十七条の十　消防設備士は、その業務を誠実に行ない、消防用設備等の質の向上に努めなければならない。

第十七条の十一　消防設備士は、その業務に従事するときは、消防設備士免状を携帯していなければならない。

第十七条の十二　甲種消防設備士は、第十七条の五の規定に基づく政令で定める工事をしようとするときは、その工事に着手しようとする日の十日前までに、命令で定めるところにより、消防用設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第二十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

消防長又は消防署長は、前項の規定により指定をした消防水利には、命令で定めるところにより、標識を掲げなければならない。

第二十一条の十六中「（昭和三十七年法律第百六十号）」を削る。

第二十六条第一項中「通報に応じて」を削る。

第三十四条中「資料の提出を命じ」の下に「、若しくは報告を求め」を加え、「（消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員）」を削る。

第三十五条の三第二項中「（消防長を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第三十五条の三の二　消防庁長官は、消防長又は前条第一項の規定に基づき火災の原因の調査をする都道府県知事から求めがあつた場合において、特に必要があると認めたときは、第三十一条又は第三十三条の規定による火災の原因の調査をすることができる。

第三十二条、第三十四条及び第三十五条の二の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「当該消防職員」とあるのは、「消防庁の職員」と読み替えるものとする。

第四十条第一項中「五万円」を「二十万円」に改める。

第四十一条第一項中「二万五千円」を「十万円」に改め、同項第二号中「又は第二項」を削る。

第四十一条の二中「二万五千円」を「十万円」に改める。

第四十二条第一項中「一万二千円」を「五万円」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　第十四条の二第一項の規定に違反して危険物を貯蔵し、又は取り扱つた者

第四十二条第一項に次の一号を加える。

八　第十七条の五の規定に違反した者

第四十三条第一項中「五千円」を「二万円」に改める。

第四十四条中「二千円」を「一万円」に改め、同条第一号中「第三条」の下に「第一項」を加え、同条第二号を次のように改める。

二　第四条、第十六条の四若しくは第三十四条（第三十五条の三第二項又は第三十五条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十四条第三号中「第八条第二項」の下に「、第十一条の二」を加え、「又は第十五条第二項」を「、第十五条第二項又は第十七条の十二」に改め、同条第四号中「第十四条第四項」を「第十七条の七第二項」に改め、同条第八号中「第二十一条」の下に「第三項」を加え、同条第十一号中「通報」の下に「又は第二条第九項の傷病者に係る虚偽の通報」を加え、同条第十二号中「第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第四十四条の二中「二千円」を「一万円」に改める。

第四十五条中「第八条」の下に「第一項」を加え、「乃至第三項」を「若しくは第三項」に、「第十三条、第十五条」を「第十三条第一項、第十四条の二第一項、第十五条第一項」に改める。

第四十六条中「五千円」を「二万円」に改める。

第二条　消防法の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四条　政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、危険物施設保安員を定め、命令で定めるところにより、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の構造及び設備に係る保安のための業務を行なわせなければならない。

（消防組織法の一部改正）

第三条　消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第十三号中「映写技術者試験」を「消防設備士試験」に改める。

第十八条の二中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八　市町村の消防の相互応援に関する計画の作成の指導に関する事項

九　市町村の行なう救急業務の指導に関する事項

第二十四条の二の次に次の二条を加える。

第二十四条の三　消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村の消防の応援に関し、当該市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害が発生した市町村の消防の応援のため必要な措置をとることを求めることができる。

都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防機関（第九条に規定する機関をいう。次条において同じ。）の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

第二十四条の四　消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

本則中第二十六条の二を第二十六条の三とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二　消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のためにその者の職務に応じ、消防大学校、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関の行なう教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第十条第一項ただし書及び第十三条第一項の改正規定、同法第十四条の次に二条を加える改正規定、同法第十六条の三の改正規定（危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する部分に限る。）及び同法第二十一条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十年十月一日から、第一条中消防法第十七条の四の次に八条を加える改正規定（第十七条の六から第十七条の九までに関する部分を除く。以下同じ。）は昭和四十一年十月一日から施行する。

2　第一条中消防法第十条第一項ただし書の改正規定の施行の際、現に第一条による改正前の消防法第十条第一項ただし書の指定を受けている者は、当該指定を受けた日から起算して十日間（当該改正規定の施行の日前に経過した期間を除く。）に限り、この法律による改正後の消防法（以下「新法」という。）第十条第一項ただし書の承認を受けた者とみなす。

3　この法律の施行の日の翌日から起算して十日以内の期間における新法第十一条の二の規定の適用については、同条中「変更しようとする日の十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

4　第一条中消防法第十七条の四の次に八条を加える改正規定の施行の日の翌日から起算して十日以内の期間における新法第十七条の十二の規定の適用については、同条中「その工事に着手しようとする日の十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

5　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（法務・自治・内閣総理大臣署名）

法律第六十六号（昭四〇・五・一五）

◎漁港法の一部を改正する法律

漁港法（昭和二十五年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

附則中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項後段を削り、同項の次に次の二項を加える。

3　国の助成に係る沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第百六十五号）第八条第一項の構造改善事業がその区域内において行なわれている都府県における第一種漁港又は第二種漁港についての漁港修築事業であつて当該構造改善事業の目的とする沿岸漁業の構造改善に資すると認められるものを国以外の者が施行する場合には、基本施設の修築に要する費用については、国は、第一種漁港及び第二種漁港のいずれについても、当分の間、第二十条第三項に定める割合によらず、当該費用の百分の五十を補助する。

4　前二項の場合には、第二十条第四項中「前二項」とあるのは「前二項又は附則第二項若しくは第三項」

と、同条第五項中「第二項又は第三項」とあるのは「第二項若しくは第三項又は附則第二項若しくは第三項」と、第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四中「第二十条第二項、第三項又は第四項」とあるのは「第二十条第二項、第三項若しくは第四項又は附則第二項若しくは第三項」とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和四十年度以降の予算に係る補助金（昭和四十年度以降に繰り越された昭和三十九年度の予算に係る補助金を除く。）について適用する。

2　第一種漁港又は第二種漁港についての漁港修築事業に要する費用のうち基本施設の修築に要するものに係る補助金で昭和三十九年度の予算に係るもの（昭和四十年度以降に繰り越されたものを含む。）についての国の補助割合については、なお従前の例による。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第六十七号（昭四〇・五・一八）

◎著作権法の一部を改正する法律

著作権法（明治三十二年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十二条中「三十三年」を「三十五年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律の施行前に著作権の消滅した著作物については、適用しない。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第六十八号（昭四〇・五・一八）

◎公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律

公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「職員の組合（第四条―第七条）」を「労働組合（第四条―第七条）」に改める。

第三条中「労働組合（以下組合という。）並びに労働関係及びその調整」を「労働関係」に改め、「「労働委員会」」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「第二項」とあるのは「第二項並びに公共企業体等労働関係法第四条第一項」と」及び「、第十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第四条第一項」と、「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と」を削り、同条に次の一項を加える。

2　職員が結成し、又は加入する労働組合（以下「組合」という。）に関する労働組合法第五条第一項及び第十一条第一項の規定による労働委員会の権限は、政令で定める区分により、公共企業体等労働委員会又は労働委員会が行なう。

第二章を次のように改める。

第二章　労働組合

（職員の団結権）

第四条　職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。

2　公共企業体等労働委員会は、組合について、職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定して告示するものとする。

第五条及び第六条　削除

（組合のための職員の行為の制限）

第七条　職員は、組合の業務にもつぱら従事することができない。ただし、公共企業体等の許可を受けて、組合の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の許可は、公共企業体等が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、公共企業体等は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3　第一項ただし書の規定により組合の役員としてもつぱら従事する期間は、第二条第二項第一号の職員については当該公共企業体の職員としての在職期間を通じて三年をこえることができず、同項第二号の職員については同号の職員としての在職期間を通じて三年（その職員が国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の六第一項ただし書の規定により職員団体の業務にもつぱら従事したことがある者であるときは、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間）をこえることができない。

4　第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5　第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されないものとする。

第八条中「第四条第一項ただし書の規定により組合に加入することができない者以外の」を削る。

第十七条第一項前段中「その組合は、」を「組合は、公共企業体等に対して」に改め、同項後段中「職員」の下に「並びに組合の組合員及び役員」を加える。

第二十一条第二項第二号を次のように改める。

二　職員、公共企業体の役員又は組合の組合員若しくは役員

第四十条第一項中「（第四条第一項但書に規定する者を除く。）」及び「（昭和二十二年法律第百二十号）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び第四十条の改正規定（同条第一項の改正規定中法律番号以外の改正に係る部分を除く。）並びに附則第三条及び附則第五条から附則第八条までの規定は、政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に改正前の第四条第一項ただし書に規定する者について改正前の同条第二項の規定により定められている範囲は、この法律の施行の際現に存する組合に係る改正後の同項に規定する者について、改正後の同項の規定により公共企業体等労働委員会が認定したものとみなす。

第三条　改正前の第七条に規定する事項については、

改正後の同条の規定にかかわらず、同条の改正規定の施行の日から起算して二年間は、なお従前の例による。

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（日本専売公社法の一部改正）

第五条　日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項ただし書を削る。

第二十六条中「公共企業体等労働関係法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五十七号）」を加える。

（日本国有鉄道法の一部改正）

第六条　日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項ただし書を削る。

第三十五条中「公共企業体等労働関係法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五十七号）」を加える。

（日本電信電話公社法の一部改正）

第七条　日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項ただし書を削る。

第三十六条中「公共企業体等労働関係法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五十七号）」を加える。

（国家公務員等退職手当法の一部改正）

第八条　国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「その月数の二分の一に相当する月数」の下に「（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）」を加える。

（大蔵・農林・通商産業・運輸・郵政・労働・内閣総理大臣署名）

法律第六十九号（昭四〇・五・一八）

◎国家公務員法の一部を改正する法律

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

国家公務員法目次中「人事院」を「中央人事行政機関」に、「第八節　退職年金制度」を「第八節　退職年金制度　第九節　職員団体」に改める。

第一条第三項中「、人事院規則又は人事院指令」を「又はこの法律に基づく命令」に改める。

第二条第三項第四号の二を削り、同項第八号中「、総理府総務長官」を削る。

「第二章　人事院」を「第二章　中央人事行政機関」に改める。

第三条の見出しを「（人事院）」に改め、同条第二項中「国家公務員に関する事務を掌理するため、」を削り、「内閣総理大臣」を「内閣」に改め、同条第三項を次のように改める。

人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、職階制、試験及び任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理その他職員に関する人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

第三条第四項中「この法律」を「法律」に改め、「その定める手続により、」を削り、同条第一項を削る。

第十二条第六項第二号を次のように改める。

二　削除

第十二条第六項第十三号を次のように改める。

十三　削除

第十二条第六項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　第百八条の三第六項の規定による職員団体の登録の効力の停止及び取消し

第十三条第三項後段中「この法律を完全に実施するため」を削り、同条第四項を削る。

第十四条第一項中「、この法律の目的を達成するための諸般の計画を樹立し」、「、この法律の目的を達成するために必要な、適当で、且つ、法令の規定に従つた諸般の措置を行い」及び「及び人事主任官会議の議長」を削り、同条第二項を削る。

第十六条第一項中「この法律の執行に関し必要な事項について」を「その所掌事務について、法律を実施するため、又は法律の委任に基づいて」に改める。

第十七条第一項を次のように改める。

人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に関し調査することができる。

第十八条の次に次の一条を加える。

（内閣総理大臣）

第十八条の二　内閣総理大臣は、法律の定めるところに従い、職員の能率、厚生、服務等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

内閣総理大臣は、前項に規定するもののほか、各行政機関がその職員について行なう人事管理に関する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整に関する事務をつかさどる。

第十九条第一項及び第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第四項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

第二十条第一項中「人事院」を「内閣総理大臣」に、「人事院規則」を「政令」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（権限の委任）

第二十一条　人事院又は内閣総理大臣は、それぞれ人事院規則又は政令の定めるところにより、この法律に基づく権限の一部を他の機関をして行なわせることができる。この場合においては、人事院又は内閣総理大臣は、当該事務に関し、他の機関の長を指揮監督することができる。

第二十二条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第二十五条の見出しを「（人事管理官）」に改め、同条第一項中「人事院規則」を「政令」に、「人事主任官」を「人事管理官」に改め、同条第二項中「人事主任官」を「人事管理官」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、人事管理官は、中央人事行政機関との緊密な連絡及びこれに対する協力につとめなければならない。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条　削除

第三十四条を次のように改める。

第三十四条　削除

第五十六条ただし書を削る。

第七十一条第三項中「人事院」を「内閣総理大臣（第七十三条第一項第一号の事項については、人事院）」に改める。

第七十二条第二項を次のように改める。

前項の勤務成績の評定の手続及び記録に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十二条第三項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第七十三条第一項中「人事院」を「内閣総理大臣（第一号の事項については、人事院）」に改め、同項第一号中「教育訓練」を「研修」に改め、同項第三号中「元気回復」を「レクリエーション」に改め、同条第二項中「人事院」を「内閣総理大臣（同項第一号の事項については、人事院）」に改める。

第八十二条第一号中「人事院規則」を「この法律に基づく命令」に改める。

第八十六条中「人事院又はその職員の所轄庁の長」を「人事院若しくは内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長」に改める。

第八十八条中「その職員の所轄庁の長」を「内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長」に改める。

第九十七条中「人事院規則」を「政令」に改める。

第九十八条の見出し中「職員の団体」を「争議行為等の禁止」に改め、同条中第二項から第四項まで、第七項及び第八項を削る。

第百条第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第百一条第一項中「人事院規則」を「法律又は命令」に改め、同条第三項を削る。

第百四条中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第三章中第八節の次に次の一節を加える。

第九節　職員団体

（職員団体）

第百八条の二　この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。

職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事院規則で定める。

警察職員及び海上保安庁又は監獄において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

（職員団体の登録）

第百八条の三　職員団体は、人事院規則で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び人事院規則で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事院に登録を申請することができる。

職員団体の規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

一　名称
二　目的及び業務
三　主なる事務所の所在地
四　構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定
五　理事その他の役員に関する規定
六　次項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定
七　経費及び会計に関する規定
八　他の職員団体との連合に関する規定
九　規約の変更に関する規定
十　解散に関する規定

職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、かつ、現実にその手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。ただし、連合体である職員団体又は全国的規模をもつ職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごと又は地域若しくは職域ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）によつて決定される旨の手続を定め、かつ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いて登録されているためには、前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

人事院は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、人事院規則で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

登録された職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録された職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録された職員団体が次項の規定による届出をしなかつたときは、人事院は、人事院規則で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。人事院は、職員団体の登録を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行なわなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

登録された職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を準用する。

登録された職員団体は、解散したときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。

第六項の規定による登録の取消しについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（法人たる職員団体）

第百八条の四　登録された職員団体は、法人となる旨を人事院に申し出ることにより法人となることができる。民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四条に規定する法人に関する規定（民法第三十八条第二項、第五十六条、第六十七条及び第七十一条を除く。）は、本条の法人について準用する。この場合においては、これらの規定中「主務官庁」とあるのは「人事院」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるほか、民法第四十六条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出」と、同法第六十八条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「登録」と、非訟事件手続法第百二十条中「許可書」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」と読み替えるものとする。

（交渉）

第百八条の五　当局は、登録された職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

職員団体と当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

国の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。

職員団体が交渉することのできる当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる当局とする。

交渉は、職員団体と当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たつては、職員団体と当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。

交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは国の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。

本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができるものとする。

職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

（職員団体のための職員の行為の制限）

第百八条の六　職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員としてもつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二項第二号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務にもつぱら従事したことがある職員については、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間）をこえることができない。

第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とする。

職員は、人事院規則で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

（不利益取扱いの禁止）

第百八条の七　職員は、職員団体の構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその職員団体における正当な行為をしたことのために不利益な取扱いを受けない。

第百九条第十四号を削る。

第百十条第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第百十条第一項第十六号を次のように改める。

十六　削除

第百十条第一項第十七号中「第五項」を「第二項」に改め、同項第二十号を次のように改める。

二十　第百八条の二第五項の規定に違反して団体を結成した者

第百十一条中「第百十条第一項第一号」を「前条第一項第一号、第三号」に、「第十六号」を「第十五号」に改める。

附則第十三条中「人事院規則」の下に「（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第八節　退職年金制度」を「第八節　退職年金制度　第九節　職員団体」に改める部分に限る。）、第十二条第六項の改正規定（同項第二号及び第十三号を改める部分を除く。）、第九十八条の改正規定、第百一条の改正規定（同条第三項を削る部分に限る。）、第三章中第八節の次に一節を加える改正規定、第百十条第一項の改正規定（同項第二号を改める部分を除く。）及び第百十一条の改正規定（「第十六号」を「第十五号」に改める部分に限る。）並びに次条（第六項から第九項までを除く。）、附則第六条、附則第九条、附則第十二条（第四十条第一項第一号中「第三項から第五項まで」を「第二項から第四項まで」に改める部分を除く。）、附則第十八条から附則第二十条まで、附則第二十三条、附則第二十七条及び附則第二十八条の規定は、政令で定める日から施行する。

（経過規定）

第二条　この法律の施行（前条ただし書の規定による施行をいう。以下この項、次項、第四項及び第五項において同じ。）の際現に存する改正前の国家公務員法（以下「旧法」という。）の規定に基づく登録をされた職員団体は、この法律の施行の日から起算して一年以内に、改正後の国家公務員法（以下「新法」という。）第百八条の三の規定による登録の申請をすることができる。この場合において、人事院は、申請を受理した日から起算して三十日以内に、新法第百八条の三の規定による登録をした旨又はしない旨の通知をしなければならない。

2　この法律の施行の際現に存する旧法の規定に基づく登録をされた職員団体で、前項の規定による登録の申請をしないものの取扱いについては、この法律の施行の日から起算して一年を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものの取扱いについては、同項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知を受けるまでの間は、なお従前の例による。ただし、新法第百八条の五の規定に適用があるものとする。

3　旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一項の規定により登録をした旨の通知を受けたもののうち、その通知を受ける前に新法の規定に基づく法人となる旨を人事院に申し出たものは、その通知を受けた時に新法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて存続するものとする。

4　前項の規定により新法の規定に基づく法人たる職員団体として存続するものを除き、旧法の規定に基づく法人たる職員団体でこの法律の施行の際現に存するものは、第一項の規定による登録の申請をしなかつたものにあつては、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日において、同項の規定による登録の申請をしたものにあつては、同項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知を受けた時において、それぞれ解散するものとし、その解散及び清算については、なお従前の例による。

5　この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第百八条の六第一項の規定を適用せず、職員は、なお従前の例により、登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事することができる。

6　この法律の施行（前条ただし書の規定による施行を含む。）前にした行為に対する罰則の規定の適用については、なお従前の例による。

7　この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、この法律の施行の日から起算して九月間は、政令としての効力を有するものとする。

8　この法律の施行前に法令の規定に基づいて人事院若しくは大蔵大臣がした決定、処分その他の行為又は人事院若しくは大蔵大臣に対してした請求その他の行為で、この法律の施行後は内閣総理大臣がすべき決定、処分その他の行為又は内閣総理大臣に対してすべき請求その他の行為に該当するものは、この法律の施行後における法令の相当規定に基づいて内閣総理大臣がした決定、処分その他の行為又は内閣総理大臣に対してした請求その他の行為とみなす。

9　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）で定める。

（内閣法の一部改正）

第三条　内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに従来の各省大臣及び国務大臣の定数以内」を「及び十七人以内」に改める。

（総理府設置法の一部改正）

第四条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　人事行政に関する事務

第四条中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　各行政機関が行なう国家公務員等の人事管理に関する方針、計画等に関し、その統一保持上必要な総合調整を行なうこと。

第五条第一項中「四局」を「五局」に、「賞勲局」を「賞勲局　人事局」に改める。

第五条の二第一項中「恩給局」を「人事局及び恩給局」に、「一人」を「各一人」に改める。

第六条の二の次に次の一条を加える。

（人事局の事務）

第六条の三　人事局においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国家公務員に関する制度に関し調査し、研究し、及び企画すること。

二　国家公務員等の人事管理に関する各行政機関の方針、計画等の総合調整に関すること。

三　一般職の国家公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政（人事院の所掌に属するものを除く。）に関すること。

四　国家公務員等の退職手当に関すること。

五　特別職の国家公務員の給与制度に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、国家公務員等の人事行政に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）に関すること。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

（公務員制度審議会）

第十四条の三　本府に、公務員制度審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2　審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じて、国家公務員、地方公務員及び公共企業体の職員の労働関係の基本に関する事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して内閣総理大臣に建議する。

3　審議会は、学識経験のある者、国、地方公共団体及び公共企業体を代表する者並びに国、地方公共団体及び公共企業体の職員を代表する者のうちから、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

4　前二項に定めるもののほか、審議会に関して必要な事項は、政令で定める。

第十九条第二項を削り、同条第三項中「充てることができる」を「充てる」に改め、同項後段を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

第二十二条中「、総務副長官及び総務長官秘書官」を「及び総務副長官」に改める。

第二十三条中「、総務長官秘書官」を削り、「三千九百七十四人」を「三千九百八十二人」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

第五条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号及び第二十二号を一号ずつ繰り上げる。

第四十九条第一項の表中「一六、二五九人」を「一六、二五四人」に、「六七、二一〇人」を「六七、二一〇五人」に改める。

（国家公務員等退職手当法の一部改正）

第六条　国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「公共企業体等労働関係法」を「同法第百八条の六第一項ただし書若しくは公共企業体等労働関係法」に改め、「規定する事由」の下に「又はこれらに準ずる事由」を加える。

第八条第一項第三号中「第九十八条第六項」を「第九十八条第三項」に改める。

（その他の法律の改正等）

第七条　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十九条中「、総理府総務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に「、総理府総務副長官」を加える。

第四十二条第二項中「、総理府総務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に「、総理府総務副長官」を加える。

第八条　国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一項ただし書中「国家公務員法第十六条の人事委員会規則」を「人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）」に改める。

第九条　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「第九十八条第二項の職員の組合その他の団体」を「第百八条の二第一項の職員団体」に改める。

第十条　労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十一条　検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十二条　公共企業体等労働関係法の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号中「第三項から第五項まで」を「第二項から第四項まで」に、「第九十八条（第一項及び第四項を除く。）」を「第九十八条第二項及び第三項」に、「第百一条第三項及び」を「第百八条の二から第百八条の七まで並びに」に改める。

第十三条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「人事院規則」を「命令」に改め、「人事院の」を削る。

第十四条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「、総理府総務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に「、総理府総務副長官」を加える。

第十五条　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四号の二を削り、第四号の三を第四号の二とする。

第三条第三項及び第四項、第九条、第十条並びに第十三条中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別表第一中「総理府総務長官」を削る。

第十六条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項第一号中「、総理府総務長官」を削り、「内閣官房副長官」の下に「、総理府総務副長官」を加える。

第十七条　国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教育訓練」を「研修」に改める。

第十八条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六

号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号及び第二百九十六条第一項第二号中「第九十八条」を「第百八条の四」に改める。

第十九条　国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四号中「休暇の日」を「許可を受けて勤務しなかつた日」に改める。

第二十条　国家公務員災害補償法第四条第一項に規定する期間中に職員団体の業務にもつぱら従事するための休暇の日がある場合における同項の平均給与額の計算については、なお従前の例による。

第二十一条　裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「「人事院規則」」の下に「、「政令」又は「命令」」を加える。

第二十二条　外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項及び第十八条第二項中「その職員の所轄庁の長」を「内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長」に改める。

第二十三条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「第九十八条（職員の団体）」を「第百八条の二（職員団体）」に改める。

第二十四条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項後段中「「人事院規則」」を「「政令」」に、「人事院及び」を「内閣総理大臣及び」に改める。

第二十五条　特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六条　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項及び附則第四項中「大蔵大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十七条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第四項中「第九十八条」を「第百八条の二」に改める。

第二十八条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号ロ中「第九十八条第二項」を「第百八条の二」に改める。

第二十九条　特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「及び内閣官房副長官」を「、内閣官房副長官及び総理府総務副長官」に改める。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第七十号（昭四〇・五・一八）

◎地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律

地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第七条第一号但書」を「第五条第二項第八号、第七条第一号ただし書」に改める。

第五条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2　労働委員会は、職員が結成し、又は加入する労働組合（以下「組合」という。）について、職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定して告示するものとする。

第六条を次のように改める。

（組合のための職員の行為の制限）

第六条　職員は、組合の業務にもつぱら従事することができない。ただし、地方公営企業の許可を受けて、組合の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の許可は、地方公営企業が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、地方公営企業は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3　第一項ただし書の規定により組合の役員としてもつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務にもつぱら従事したことがある職員については、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間）をこえることができない。

4　第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5　第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

第七条を次のように改める。

（団体交渉の範囲）

第七条　第十三条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、地方公営企業の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

一　賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

二　昇職、降職、転職、免職、休職、先任権及び懲戒の基準に関する事項

三　労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

第十一条第一項前段中「職員の労働組合は、」を「組合は、地方公営企業に対して」に改め、同項後段中「職員」の下に「並びに組合の組合員及び役員」を加える。

第十二条第二項を削る。

第十三条を次のように改める。

（苦情処理）

第十三条　地方公営企業及び組合は、職員の苦情を適当に解決するため、地方公営企業を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

2　苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理に関する事項は、団体交渉で定める。

第十五条第四号を次のように改める。

四　労働委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお労働争議が解決しない場合において、関係当事者の一方が仲裁の申請をしたとき。

第十六条中「、第十条の規定は当該地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定について」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

仲裁裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならず、また、地方公共団体の長は、当該仲裁裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、当該地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定については、第十条の規定を準用する。

第十六条の次に次の二条を加える。

（第五条第二項の事務の処理）

第十六条の二　第五条第二項の規定による労働委員会の事務の処理には、公益を代表する委員のみが参与する。

（不当労働行為の申立て等）

第十六条の三　第十二条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立てがあつた場合において、その申立てが当該解雇がなされた日から二月を経過した後になされたものであるときは、労働委員会は、同条第二項の規定にかかわらず、これを受けることができない。

2　第十二条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立て又は同条第五項若しくは第十七条第一項の再審査の申立てを受けたときは、労働委員会は、申立ての日から二月以内に命令を発するようにしなければならない。

第十七条を次のように改める。

（小規模の地方公営企業の職員）

第十七条　地方公営企業法第三十九条第一項の規定は、地方公営企業（同法第四章の規定が適用されるものを除く。）に勤務する職員について準用する。

2　地方公営企業法第三十七条、第三十八条及び第三十九条第二項の規定は、前項に規定する職員（同法第三十七条第一項の政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。）について準用する。

附則第四項中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、「第十条」の下に「、第十一条」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第六条の改正規定及び附則第四項の改正規定（同項の法律番号以外の改正に係る部分を除く。）並びに附則第三条の規定は、政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に改正前の第五条第一項ただし書に規定する者について改正前の同条第二項の条例で定められている範囲は、この法律の施行の際現に存する組合に係る改正後の同項に規定する者について、改正後の同項の規定により労働委員会が認定したものとみなす。

第三条　改正前の第六条（改正前の附則第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項については、改正後の同条（改正後の附則第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、同条の改正規定の施行の日から起算して二年間は、なお従前の例

による。

第四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方公営企業法の一部改正）

第五条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条を次のように改める。

（職員の労働関係の特例）

第三十六条　地方公営企業に従事する職員の労働関係については、地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の定めるところによる。

第三十七条第一項中「企業職員」を「第十五条の職員（政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。以下「企業職員」という。）」に改める。

第三十九条を次のように改める。

（地方公務員法の適用除外）

第三十九条　第三十六条の職員については、地方公務員法第三十七条、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十八条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定は、適用しない。

2　企業職員については、地方公務員法第五条、第八条（第一項第五号、第三項及び第四項を除く。）、第二十三条から第二十六条まで、第三十六条、第三十九条第三項、第四十条第二項及び第四十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

（労働・自治・内閣総理大臣署名）

法律第七十一号（昭四〇・五・一八）

◎地方公務員法の一部を改正する法律

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項に次の一号を加える。

三　前二号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

第八条第七項中「第二項各号」を「第二項第一号及び第二号」に改める。

第二十五条中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

第五十二条を次のように改める。

（職員団体）

第五十二条　この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2　前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をいう。

3　職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員（以下「管理職員等」という。）と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

4　前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

5　警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

第五十三条第一項を次のように改める。

職員団体は、条例で定めるところにより、理事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

第五十三条第二項第二号中「業務」を「目的及び業務」に改め、同項第五号中「、代表者」を削り、同条第三項中「その構成員たるすべての職員」を「すべての構成員」に、「全員の多数決」を「全員の過半数（役員の選挙については、投票者の過半数）」に、「単位職員団体の連合体」を「連合体である職員団体」に、「多数決で」を「投票者の過半数で」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

第五十三条第七項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「人事委員会」を「人事委員会又は公平委員会」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「規約を変更したときは」を「規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは」に、「人事委員会」を「人事委員会又は公平委員会」に、「第一項後段」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

6　登録を受けた職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録を受けた職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が次項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条

例で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。人事委員会又は公平委員会は、職員団体の登録を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行なわなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

第五十四条を次のように改める。

（法人たる職員団体）

第五十四条　登録を受けた職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる。民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四条に規定する法人に関する規定（民法第三十八条第二項、第五十六条、第七十七条及び第七十一条を除く。）は、本条の法人について準用する。この場合においては、これらの規定中「主務官庁」とあるのは「人事委員会又ハ公平委員会」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるほか、民法第四十六条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出」と、同法第六十八条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「登録」と、非訟事件手続法第百二十条中「許可書」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」と読み替えるものとする。

第五十五条第一項を次のように改める。

　地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

第五十五条第四項を削り、同条第三項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

第五十五条第二項中「前項の場合において、」を削り、同項を同条第九項とし、同条第一項の次に次の七項を加える。

2　職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。

3　地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。

4　職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする。

5　交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たつては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。

6　前項の場合において、特別の事項があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。

7　交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。

8　本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができる。

第五十五条の次に次の一条を加える。

（職員団体のための職員の行為の制限）

第五十五条の二　職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3　第一項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員としてもつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年（地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第六条第一項ただし書（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の規定により労働組合の業務にもつぱら従事したことがある職員については、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間）をこえることができない。

4　第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5　第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

6　職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のための業務を行ない、又は活動してはならない。

第五十八条第三項中「労働基準法第二条、」の下に「第二十四条第一項、」を、「、第三十七条中勤労条件に関する部分」の下に「、第五十三条第一項」を加える。

第六十条第二号中「第十項」を「第十二項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

附則第五項中「第十一項」を「第十項」に改める。

附則に次の一項を加える。

（地方自治法附則第八条に規定する職員）

20　地方自治法附則第八条に規定する職員については、当分の間、当該職員を第五十二条第一項に規定する職員とみなして、第三章第九節の規定を適用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、第八条の改正規定、第五十二条から第五十五条までの改正規定、第五十五条の次に一条を加える改正規定及び附則に一項を加える改正規定並びに次条、附則第三条及び附則第五条から附則第八条までの規定は、政令で定める日から施行する。

（経過規定）

第二条　この法律の施行（前条ただし書の規定による施行をいう。以下この条において同じ。）の際現に存する改正前の地方公務員法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項の規定により登録を受けた職員団体は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第五十三条の規定による登録の申請をすることができる。この場合において、人事委員会又は公平委員会は、申請を受理した日から起算して三十日以内に、新法第五十三条第一項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知をしなければならない。

2　この法律の施行の際現に存する旧法第五十三条第一項の規定により登録を受けた職員団体で前項の規定による登録の申請をしないものの取扱いについては、この法律の施行の日から起算して三月を経過するまでの間、同項の規定による登録の申請をしたものの取扱いについては、同項の規定により登録をした旨又はしない旨の通知を受けるまでの間は、なお従前の例による。ただし、新法第五十五条の規定の適用があるものとする。

3　旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一項の規定による登録をした旨の通知を受けたもののうち、その通知を受ける前に新法の規定に基づく法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出たものは、その通知を受けた時に新法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて存続するものとする。

4　前項の規定による新法の規定に基づく法人たる職員団体として存続するものを除き、旧法の規定に基づく法人たる職員団体でこの法律の施行の際現に存するものは、第一項の規定による登録の申請をしなかつたものにあつては、この法律の施行の日から起算して三月を経過した日において、同項の規定による登録の申請をしたものにあつては、同項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知を受けた時において、それぞれ解散するものとし、その解散及び清算については、なお従前の例による。

5　この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第五十五条の二第一項の規定は適用せず、職員は、なお従前の例により、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事することができる。

（教育公務員特例法の一部改正）

第三条　教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「、第三十八条及び第五十二条」を「及び第三十八条」に改める。

第二十一条の三の次に次の一条を加える。

（公立学校の職員の職員団体）

第二十一条の四　地方公務員法第五十三条及び第五十四条並びに地方公務員法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第七十一号）附則第二条の規定の適用については、一の都道府県内の公立学校の職員のみをもつて組織する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体（当該都道府県内の一の地方公共団体の公立学校の職員のみをもつて組織するものを除く。）は、当該都道府県の職員をもつて組織する同項に規定する職員団体とみなす。

2　前項の場合において、同項の職員団体は、当該都道府県内の公立学校の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

3　公立学校の職員に係る地方公務員法第五十二条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、同条第四項の規定にかかわらず、国立学校の職員の例に準じ、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

第二十五条の六を削る。

（地方公営企業労働関係法の一部改正）

第四条　地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項前段中「この法律」の下に「（第十七条を除く。）及び地方公営企業法第三十七条から第三十九条までの規定」を加え、同項後段を次のように改める。

この場合において、同法第三十九条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは、「第四十九条まで」と読み替えるものとする。

（郵便貯金法の一部改正）

第五条　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「第五十二条第三項」を「第五十二条第一項」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第六条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「職員団体の組織」を「職員団体」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第七条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条の四に次の一項を加える。

2　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の職員団体の事務にもつぱら従事する前項に規定する組合員については、当該職員団体を国家公務員法第百八条の二に規定する職員団体とみなして第九十九条第四項の規定を適用する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第八条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第四項中「（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の六の職員団体を含む。）」を削る。

第百四十二条第二項の表第百十三条第四項の項中「（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の六の職員団体を含む。）」を削り、「第九十八条」を「第百八条の二」に改め、同条に次の一項を加える。

6　地方公務員法第五十二条の職員団体の事務にもつぱら従事する国の職員である組合員について第二項の規定を適用する場合においては、同項の表中「国家公務員法第百八条の二」とあるのは、「地方公務員法第五十二条」とする。

（大蔵・文部・郵政・労働・自治・内閣総理大臣署名）

◆

法律第七十二号（昭四〇・五・一八）

◎大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を削り、同条第三項中「銀行局に」の下に「保険部及び」を加え、同項を同条第二項とする。

第十一条第二項を削る。

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　保険部においては、前項第一号の事務のうち生命保険業及び損害保険業に係るもの並びに同項第八号の事務（検査部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第二十五条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十九条第一項の表中「一六、二五九人」を「一六、三六四人」に、「五〇、九五一人」を「五一、一五一人」に、「六七、二一〇人」を「六七、五一五人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十九条第一項の表の改正規定は、昭和四十年四月一日から適用する。

（国家公務員法の一部を改正する法律の一部改正）

2　国家公務員法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「一六、二五九人」を「一六、三六四人」に、「一六、二五四人」を「一六、三五九人」に、「六七、二一〇人」を「六七、五一五人」に、「六七、二〇五人」を「六七、五一〇人」に改める。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第七十三号（昭四〇・五・二〇）

◎新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）第十条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した新産業都市建設基本計画又は工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号）第三条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した工業整備特別地域整備基本計画を達成するために必要な国の財政上の特別措置について規定するものとする。

（地方債の利子補給）

第二条　国は、新産業都市建設基本計画又は工業整備特別地域整備基本計画に基づいて関係都道府県が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が関係都道府県に負担金を課して行なう事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業（災害復旧に係るものを除く。）で政令で定めるものについて、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに算定した当該都道府県の通常の負担額をこえる負担額の支出の財源に充てるものとして、昭和四十年度から昭和五十年度までの各年度において、当該都道府県が発行を許可された地方債で利率が年三分五厘をこえるものにつき、年四分五厘の率を乗じて得た額を限度として、昭和四十年度から昭和五十五年度までの各年度において、当該地方債の当該年度分の利子支払額のうち、利率を年三分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該都道府県に補給するものとする。

一　住宅

二　道路、港湾等の輸送施設

三　その他政令で定める主要な施設

（国の負担割合の特例）

第三条　新産業都市建設基本計画又は工業整備特別地域整備基本計画に基づいて昭和四十年度から昭和五十年度までの各年度において関係市町村が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が関係市町村に負担金を課して行なう事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に係る経費を当該市町村が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、次条に定めるところにより算定するものとする。

一　住宅

二　道路、港湾等の輸送施設

三　下水道

四　教育施設及び厚生施設

五　その他政令で定める主要な施設

第四条　特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、関係市町村ごとに当該特定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定した数（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。

$$1+\left(0.25\times\frac{\text{当該年度におけるすべての特定事業に係る当該市町村の負担額のうち、当該市町村の標準負担額をこえ、その2倍にいたるまでの額}}{\text{当該市町村の標準負担額}}\right)\times\left(0.75+0.25\times\frac{0.72-\text{当該市町村の財政力指数（財政力指数が0.72をこえるときは0.72）}}{0.72-\text{すべての関係市町村のうち財政力指数が最低の関係市町村の財政力指数}}\right)$$

2　前項の式において「当該市町村の標準負担額」とは、当該市町村の当該年度の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額及び当該特別とん譲与税の収入見込額の合算額の百分の十に相当する額をいい、「財政力指数」とは、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

3　第一項の規定を適用した場合において、関係市町村の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する関係市町村の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

4　自治大臣は、第一項に規定する引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）並びに関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

第五条　関係市町村であつて地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）第三条第四項に規定する財政再建団体であるものに係る特定事業のうち、当該特定事業に係る経費について同法第十七条の規定により算定した国の負担割合（以下この項において「地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合」という。）が当該特定事業に係る経費について前条の規定により算定した国の負担割合（以下この項において「この法律による国の負担割合」という。）をこえるものについては、同条の規定にかかわらず、地方財政再建促進特別措置法第十七条の規定を適用し、地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合がこの法律による国の負担割合をこえないものについては、地方財政再建促進特別措置法第十七条の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

2　国は、前条の規定にかかわらず、北海道の区域における関係市町村に係る特定事業のうち、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえるものについては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえないものについては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し又は補助するものとする。

一　北海道の区域以外の区域における当該特定事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に前条第一項の規定により当該市町村について算定した引上率を乗じて得た国の負担割合

二　北海道の区域における当該特定事業に係る経費に対する国の負担割合

3　前条第三項の規定は、前項第一号に掲げる国の負担割合を算定する場合について準用する。

4　前条第四項の規定は、国が第二項の規定により同項第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し又は補助することとなる場合について準用する。この場合において、「各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）」とあるのは、「各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）及び北海道開発庁長官と」と読み替えるものとする。

（港務局についてのこの法律の適用）

第六条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については地方公共団体とみなす。

（政令への委任）

第七条　第二条の規定による利子の補給及び第三条又は第五条第二項の規定により通常の国の負担割合をこえて国が負担し又は補助することとなる額の交付、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合及び同法第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団並びに港務局の行なう事業についてこの法律を適用するために必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（適用）

2　第三条、第四条及び第五条第二項並びに附則第四項の規定による改正後の後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）第二条の規定は、昭和四十年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十九年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

（自治省設置法の一部改正）

3　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四　新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）の施行に関する事務を行なうこと。

第十二条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の施行に関すること。

（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正）

4　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十号を次のように改める。

十　空港

第二条第二項に次の一号を加える。

十一　農地及び農業用施設

（内閣総理・大蔵・農林・運輸・自治大臣署名）

法律第七十四号（昭四〇・五・二〇）

◎産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律

産炭地域振興臨時措置法（昭和三十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十五条とし、第十条を第十四条とし、第九条の次に次の四条を加える。

第十条　国は、産炭地域のうち政令で定める地区内において、関係道府県が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が関係道府県に負担金を課して行なう事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業（災害復旧に係るものを除く。）で政令で定めるものについて、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに算定した当該道府県の通常の負担額をこえる負担額の支出の財源に充てるものとして、昭和四十年度以降の各年度において当該道府県が発行を許可された地方債で利率が年三分五厘をこえるものにつき、年四分五厘の率を乗じて得た額を限度として、昭和四十年度以降の各年度において、当該地方債の当該年度分の利子支払額

のうち、利率を年三分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該道府県に補給するものとする。

一　道路、港湾施設等の輸送施設
二　住宅
三　その他政令で定める主要な施設

第十一条　前条に規定する地区内において、昭和四十年度以降の各年度において関係市町村が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が関係市町村に負担金を課して行なう事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国が負担するもの及び当該事業に係る経費を当該市町村が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、次項に定めるところにより算定するものとする。

一　道路、港湾施設等の輸送施設
二　住宅
三　下水道
四　教育施設及び厚生施設
五　その他政令で定める主要な施設

2　特定事業に係る経費に対する国の負担割合は、関係市町村ごとに当該特定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に、第一号の標準算式により算定した数（前条に規定する地区が第六条に規定する地区と重複する場合において当該重複する部分をその区域とする市町村にあつては、第一号の標準算式により算定した数又は第二号の特別算式により算定した数のうちいずれか大きい数。小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。

一　標準算式

$$1+\left\{0.25\times\frac{\text{当該年度におけるすべての特定事業に係る当該市町村の負担額のうち、当該市町村の標準負担額をこえ、その2倍にいたるまでの額}}{\text{当該市町村の標準負担額}}\right\}\times\left\{0.75+0.25\times\frac{0.72-\text{当該市町村の財政力指数（財政力指数が0.72をこえるときは0.72）}}{0.72-\text{すべての関係市町村のうち財政力指数が最低の関係市町村の財政力指数}}\right\}$$

二　特別算式

$$1+\left\{0.15\times\frac{\text{当該年度におけるすべての特定事業に係る当該市町村の負担額のうち、当該市町村の標準負担額をこえ、その2倍にいたるまでの額}}{\text{当該市町村の標準負担額}}\right\}\times\left\{0.75+0.25\times\frac{0.72-\text{当該市町村の財政力指数（財政力指数が0.72をこえるときは0.72）}}{0.72-\text{すべての関係市町村のうち財政力指数が最低の関係市町村の財政力指数}}\right\}$$

3　前項各号の算式において、「当該市町村の標準負担額」とは、当該市町村の当該年度の地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項の市にあつては、特別とん譲与税、地方道路譲与税及び石油ガス譲与税。以下この項において同じ。）の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額及び当該特別とん譲与税の収入見込額の合算額に、前項第一号の標準算式にあつては百分の十、同項第二号の特別算式にあつては百分の六を乗じて得た額をいい、「財政力指数」とは、地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

4　第二項の規定を適用した場合において、関係市町村の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する関係市町村の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

5　通商産業大臣は、第二項に規定する引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）並びに関係道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

第十二条　関係市町村であつて地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）第三条第四項に規定する財政再建団体であるものに係る特定事業のうち、当該特定事業に係る経費について同法第十七条の規定により算定した国の負担割合（以下この項において「地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合」という。）が当該特定事業に係る経費について前条の規定により算定した国の負担割合（以下この項において「この法律による国の負担割合」という。）をこえるものについては、同条の規定にかかわらず、地方財政再建促進特別措置法第十七条の規定を適用し、地方財政再建促進特別措置法による国の負担割合がこの法律による国の負担割合をこえないものについては、同条の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

2　国は、前条の規定にかかわらず、北海道の区域における関係市町村に係る特定事業のうち、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえるものについては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、同号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえないものについては、同号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し又は補助するものとする。

一　北海道の区域以外の区域における当該特定事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に前条第二項の規定により当該市町村について算定した引上率を乗じて得た国の負担割合
二　北海道の区域における当該特定事業に係る経費に対する国の負担割合

3　前条第四項の規定は、前項第一号に掲げる国の負担割合を算定する場合について準用する。

4　前条第五項の規定は、国が第二項の規定により同項第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し又は補助することとなる場合について準用する。この場合において、「各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）」とあるのは、「各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）及び北海道開発庁長官」と読み替えるものとする。

5　新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）第十条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した新産業都市建設基本計画又は工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号）第三条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した工業整備特別地域整備基本計画に基づいて第十条に規定する地区内において国、関係道府県又は関係市町村が行なう事業であつて、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）第二条又は第三条若しくは第五条第二項の規定の適用を受けるも

のに関する第十条又は前条若しくは第二項の規定の適用については、政令で定める。

第十三条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については地方公共団体とみなす。

2　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定による一部事業組合、同法第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団及び港務局の行なう事業についてこの法律を適用するために必要な事項は、政令で定める。

3　第十条の規定による利子の補給及び第十一条又は前条第二項の規定により通常の国の負担割合をこえて国が負担し又は補助することとなる額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二項中「なお従前の例による」を「なお従前の例により、昭和四十年度以降この法律の失効の日を含む年度の終了の日までに道府県が発行を許可された地方債に係る利子の補給については、昭和五十五年度の終了の日まで、市町村に係る特定の事業の経費に対する国の負担又は補助の割合の特例については、この法律の失効の日を含む年度の終了の日まで、この法律の失効の日を含む年度に係る国の負担金又は補助金については、当該年度の翌年度の終了の日まで、なお従前の例による」に改める。

附　則

1　この法律は公布の日から施行する。

2　改正後の第十一条及び第十二条第二項の規定は、昭和四十年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十九年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

（大蔵・農林・通商産業・運輸・郵政・労働・建設・自治・内閣総理大臣署名）

法律第七十五号（昭四〇・五・二〇）

◎日本自動車ターミナル株式会社法

（会社の目的）

第一条　日本自動車ターミナル株式会社は、トラック輸送の合理化を図り、あわせて道路交通の円滑化に資するため、大都市及びその周辺の地域において、トラックターミナル事業を行なうことを目的とする株式会社とする。

（株式）

第二条　日本自動車ターミナル株式会社（以下「会社」という。）の株式は、額面株式とする。

2　会社は、新株を発行しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（政府及び地方公共団体の出資）

第三条　政府は、予算で定める金額の範囲内において、会社に対して出資することができる。

2　地方公共団体は、自治大臣の承認を受けて、会社に対して出資することができる。

（名称の使用制限）

第四条　会社でない者は、日本自動車ターミナル株式会社という名称を用いてはならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第五条　会社の代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業の範囲）

第六条　会社は、その目的を達成するため、トラックターミナル事業（自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第三条第二号に規定するトラックターミナル事業をいう。）及びこれに附帯する事業を営むものとする。

（事業計画等）

第七条　会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

（重要な財産の譲渡等）

第八条　会社は、運輸省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（社債及び借入金）

第九条　会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（社債発行限度の特例）

第十条　会社は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の二倍をこえてはならない。

（定款の変更等）

第十一条　会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　前項の合併の決議（会社と自動車ターミナル法の規定による自動車ターミナル事業者でない法人との合併であつて会社が存続するものについての決議を除く。）又は解散の決議についての運輸大臣の認可は、同法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の規定による認可とみなす。

（財産目録等の提出）

第十二条　会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

（監督）

第十三条　会社は、運輸大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（協議）

第十四条　運輸大臣は、第二条第二項、第七条から第九条まで又は第十一条第一項（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

（報告及び検査）

第十五条　運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身

分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第十六条　会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関して、わいろを収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十七条　前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第十八条　第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第十九条　次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一　第二条第二項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二　第七条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

三　第八条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

四　第九条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

五　第十二条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

六　第十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十条　第四条の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（会社の設立）

第二条　運輸大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行なわせる。

第三条　設立委員は、定款を作成して、運輸大臣の認可を受けなければならない。

2　運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四条　政府は、会社の設立に際し、五千万円に相当する株式を額面価額で引き受けるものとする。

第五条　昭和三十九年十二月十八日東京都新宿区四谷三丁目二番地に設立された東京トラックターミナル株式会社（以下「旧会社」という。）は、この法律の施行後二月以内に商法第三百四十三条に規定する株主総会の決議を得て、会社の設立に際し、会社に対してその営業の全部を出資することができる。

2　商法第二百四十五条ノ二本文、第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四の規定は、前項の場合について準用する。

第六条　旧会社が前条第一項の規定による出資をする場合においては、旧会社の株主は、その所有する株式の数に比例して、会社の株式引受人となる。

第七条　前条の規定により引き受けることとなる会社の株式に一株に満たないものがある者の所有する旧会社の株式については、設立委員は、商法第三百七十九条第一項に規定する処分をすることができる。

第八条　附則第五条第二項において準用する商法第二百四十五条ノ二本文の規定により旧会社の株式の買取りの請求をした者が会社の成立後当該株式の代金の支払を受けたときは、その者の有する会社の株式は、会社に移転する。

第九条　附則第五条第一項の規定により旧会社が出資する営業の価格は、臨時に運輸省に置く評価審査会が決定する。

2　前項の評価審査会は、委員五人をもつて組織する。

3　前二項に定めるもののほか、第一項の評価審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第十条　旧会社は、附則第五条第一項の規定による出資をする場合においては、会社の成立の時において、解散するものとし、その権利及び義務は、会社に承継されるものとする。この場合においては、商法第百七十七条第三項の規定は、適用しない。

第十一条　前条の場合において、旧会社の株式を目的とする質権は、附則第六条の規定により旧会社の株主が受けるべき株式又は附則第七条の処分により旧会社の株主に交付すべき金銭の上に存在する。

2　商法第二百九条第四項の規定は、前項の質権について準用する。

第十二条　会社の株式申込証には、商法第百七十五条第二項第一号に掲げる事項に代えて、附則第三条第一項の定款の認可の年月日を記載しなければならない。

第十三条　附則第四条及び附則第六条の規定により政府及び旧会社の株主が会社の設立に際して発行する株式の総数を引き受けた場合においても、会社の設立は、募集設立に関する商法の規定によるものとする。

第十四条　商法第百六十七条、第百八十一条及び第百八十五条の規定は、会社の設立については、適用しない。

第十五条　この法律による会社の設立に伴い必要な登記については、登録税を免除する。ただし、資本の金額のうち政府の出資及び附則第五条第一項の規定による出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

第十六条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、会社の設立及び旧会社の解散に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条　附則第十条の規定により旧会社が解散する場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

（名称についての経過規定）

第十八条　この法律の施行の際現に日本自動車ターミナル株式会社という名称を使用している者については、第四条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（事業計画等についての経過規定）

第十九条　会社の設立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第七条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

（地方税法の一部改正）

第二十条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（日本自動車ターミナル株式会社に対する固定資産税の課税標準の特例）

54　日本自動車ターミナル株式会社法（昭和四十年法律第七十五号）による日本自動車ターミナル株式会社が昭和四十六年一月一日までに取得した直接その本来の事業の用に供する構築物で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該構築物に係る固定資産の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

（租税特別措置法の一部改正）

第二十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条中「及び北海道地下資源開発株式会社」を「、北海道地下資源開発株式会社及び日本自動車ターミナル株式会社」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

第二十二条　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第四号の二の次に次の一号を加える。

四の三　日本自動車ターミナル株式会社に関すること。

（法務・大蔵・運輸・自治・内閣総理大臣署名）

法律第七十六号（昭四〇・五・二二）

◎皇室経済法及び皇室経済法施行法の一部を改正する法律

（皇室経済法の一部改正）

第一条　皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第四号に次のただし書を加える。

ただし、成年に達した者に対しては、定額の十分の三に相当する額の金額とする。

（皇室経済法施行法の一部改正）

第二条　皇室経済法施行法（昭和二十二年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「五百十万円」を「六百二十万円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第七十七号（昭四〇・五・二二）

◎石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

5　監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

第二十五条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　第六十八条の二第一項の規定により通商産業大臣が指定した地域の石炭資源の開発に必要な設備資金の貸付け

第二十五条第一項第十号中「整備」の下に「又は経営の改善」を加える。

第二十六条第二項第九号の次に次の一号を加える。

九の二　前条第一項第九号の二に規定する設備資金（以下「開発資金」という。）の貸付け及び償還の方法

第二十七条第二項中「近代化資金」の下に「及び開発資金」を加え、「及び同項第十二号」を「並びに同項第十二号」に改める。

第二十九条を次のように改める。

（財務諸表）

第二十九条　事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに収支予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附しなければならない。

第三十六条第二項中「二十円以内」を「三十円以内」に改める。

第三十六条の三第一項中「特定船舶整備公団に対して」の下に「、開発資金の貸付けは、第六十八条の七第一項の規定により石炭資源の開発に関する事業計画を届け出た採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して」を加え、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　開発資金の貸付けは、石炭資源の開発に必要な設備であつて通商産業省令で定めるものについて、その設備に係る採掘鉱区の採掘権者が第六十八条の七第一項の規定により届け出た石炭資源の開発に関する事業計画において定めた同条第二項第二号に規定する事項が通商産業省令で定める基準に適合する場合に限り、行なうものとする。

第三十六条の四に次の一項を加える。

2　開発資金に係る貸付金は、無利子とし、その償還期間は、二十年（すえおき期間を含む。）をこえない範囲内において政令で定める期間とする。

第三十六条の五、第三十六条の六、第三十六条の八、第三十六条の九第一項、第三十六条の十及び第三十六条の十一中「近代化資金」の下に「又は開発資金」を加える。

第三十六条の十三の見出し中「整備資金」を「整備資金等」に改め、同条中「次に掲げるもの」を「第一号又は第二号に掲げるもの」に改め、「（元本に限る。）」の下に「、及び採掘権者又は租鉱権者であつてその者の通商産業省令で定めるところにより算定した一年間の石炭の生産数量が五十万トンをこえないもののうち通商産業省令で定める基準に該当するものが銀行からそ

の事業の経営を改善するために必要な資金であつて第三号に掲げるものの貸付けを受けることにより当該銀行に対して負担する債務」を加え、同条に次の一号を加える。

三　当該採掘権者又は租鉱権者が支払うべき賃金、資材費その他の通商産業省令で定める費用の支払に必要な資金（前二号に掲げる資金に該当するものを除く。）

第三十六条の二十一中「第三十六条の十三各号」を「第三十六条の十三第一号又は第二号」に改める。

第三十七条の三に次の一号を加える。

四　国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

第四十条の二中「近代化資金」の下に「又は開発資金」を加える。

第五十三条の二第二号中「第二十九条」を「第二十九条第一項」に改め、同条第三号中「第三十六条の三第一項から第三項まで」を「第三十六条の三第一項から第四項まで」に改め、同条に次の一号を加える。

四　第三十七条の三第四号の規定による指定をしようとするとき。

第六十八条の九第一項中「採掘鉱区がさくそうする地域において」を「採掘鉱区が隣接する場合であつて、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違するため、若しくは鉱区相互の間の境界が複雑であるため、その鉱床の完全な開発若しくは鉱業の円滑な実施ができないと認められる場合又は鉱床の状態その他の自然条件からみて、その鉱床を一体として開発することが著しく合理的であると認められる場合において、」に、「その地域の鉱床」を「その鉱床」に改める。

附則第二条の二第二号中「近代化資金の貸付け」の下に「、開発資金の貸付け」を加え、「石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れ」を「石炭鉱業の整備又は経営の改善に必要な資金の借入れ」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

* * *

法律第七十八号（昭四〇・五・二二）

◎核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（外国原子力船に設置した原子炉に係る許可）

第二十三条の二　原子炉を設置した船舶（以下「原子力船」という。）で日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体以外の者（前条第一項の許可を受けた者（以下「原子炉設置者」という。）を除く。）が所有するもの（軍艦を除く。以下「外国原子力船」という。）を本邦の水域に立ち入らせようとする者は、政令で定めるところにより、当該外国原子力船の立入りに伴い原子炉を本邦内において保持することについて、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　船舶の名称

二　前条第二項第一号から第三号まで、第五号及び第八号に掲げる事項

三　原子力損害の賠償に関する法律第二条第二項に規定する原子力損害（以下「原子力損害」という。）を賠償するための措置

第二十四条中「前条」を「第二十三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二　内閣総理大臣は、第二十三条の二第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一　前条第一項第一号、第三号（原子炉の運転に係る部分に限る。）及び第四号に掲げる事項

二　原子力損害を賠償するに足りる措置が国際約束により講ぜられていること。

2　前条第二項の規定は、第二十三条の二第一項の許可に準用する。

第二十五条中「第二十三条第一項」の下に「又は第二十三条の二第一項」を、「第三十三条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第二十六条第一項中「第二十三条第一項の許可を受けた者（以下「原子炉設置者」という。）」を「原子炉設置者」に、「同条」を「第二十三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十六条の二　第二十三条の二第一項の許可を受けた者（以下「外国原子力船運航者」という。）は、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事項（次項の規定の適用を受けるものを除く。）を本邦内において変更しようとするとき、又は本邦外においてこれらの事項を変更した後外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせようとするときは、その変更又は変更に係る原子炉の本邦内における保持について、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2　外国原子力船運航者は、本邦内において第二十三条の二第二項第一号に掲げる事項又は同項第二号に掲げる事項のうち第二十三条第二項第一号に係るもののみを変更したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。本邦外においてこれらの事項のみを変更した後外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせたときも、同様とする。

3　第二十四条の二の規定は、第一項の許可に準用する。

第三十三条第二項第三号中「第三十六条」の下に「又は第三十六条の二第三項」を加え、同項に次の一号を加える。

八　港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第三十七条の二第一項（同法第三十七条の三において準用する場合を含む。）の規定による処分又は同条第二項（同法第三十七条の三において準用する場合を含む。）において準用する同法第二十一条第一項の規定に対する違反があつたとき。

第三十三条に次の一項を加える。

3　内閣総理大臣は、外国原子力船運航者が次の各号の一に該当するときは、第二十三条の二第一項の許可を取り消すことができる。

一　前項第一号、第三号又は第八号に掲げるとき。

二　第二十六条の二第一項の許可を受けないで同項の変更又は保持をしたとき。

三　第六十二条第一項の条件に違反したとき。

第三十五条中「及び原子炉設置者」を「、原子炉設

置者及び外国原子力船運航者」に改める。

第三十六条中「又は原子炉設置者」を「、原子炉設置者又は外国原子力船運航者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（原子力船の入港の届出等）

第三十六条の二　原子炉設置者（原子炉を船舶に設置した者に限る。以下この条において同じ。）及び外国原子力船運航者は、原子力船を本邦の港に立ち入らせようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、運輸大臣に対し、総理府令で定めるところにより、原子炉設置者又は外国原子力船運航者が核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために講ずべき措置に係る事項を通知するものとする。

3　運輸大臣は、前項の通知があつた場合においては、原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、核燃料物質、核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、海上保安庁長官を通じ、第一項の届出に係る港の港長（港則法第三条第二項に規定する特定港以外の港にあつては、同法第三十七条の三の規定により港長の権限を行なう管区海上保安本部の事務所の長）に対し、当該原子力船の航行に関し必要な規制をすべきことを指示するものとする。

第三十九条第一項中「原子炉を設置した船舶」を「原子力船」に改め、同条第二項中「船舶で原子炉を設置したもの」を「原子力船」に改め、同条第五項中「原子炉を設置した船舶」を「原子力船」に改める。

第五十二条第一項第三号中「及び原子炉設置者」を「、原子炉設置者及び外国原子力船運航者」に改める。

第六十三条及び第六十四条第一項中「原子炉設置者」の下に「、外国原子力船運航者」を加える。

第六十五条第一項中「原子炉設置者が」を「原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者が」に改め、「原子炉設置者、」の下に「外国原子力船運航者、」を加え、同条第二項中「第二十三条第一項」の下に「、第二十三条の二第一項」を加える。

第六十六条第一項中「原子炉設置者」の下に「、外国原子力船運航者」を加える。

第六十七条中「主務大臣」の下に「又は運輸大臣」を、「この法律」の下に「（運輸大臣にあつては、第三十六条の二第三項の規定）」を、「原子炉設置者」の下に「、外国原子力船運航者」を加える。

第六十八条第一項中「主務大臣」の下に「又は運輸大臣」を、「この法律」の下に「（運輸大臣にあつては、第三十六条の二第三項の規定）」を、「原子炉設置者」の下に「、外国原子力船運航者」を加え、「原子炉を船舶に設置する場合」を「船舶に設置する原子炉に係る場合」に改める。

第七十条中「主務大臣」の下に「、運輸大臣」を加える。

第七十一条第一項中「第二十三条第一項」の下に「、第二十三条の二第一項」を、「第二十六条第一項」の下に「、第二十六条の二第一項」を加え、同条第二項中「原子炉設置者」の下に「若しくは外国原子力船運航者」を、「第二十三条第一項」の下に「、第二十三条の二第一項」を加え、「原子炉を船舶に設置する場合」を「船舶に設置する原子炉に係る場合」に改め、同条第四項中「第二十六条第二項若しくは第三項」の下に「、第二十六条の二第二項」を、「第三十二条の第二項」の下に「、第三十六条の二第一項」を加える。

第七十二条及び第七十五条第二号中「第二十三条第一項」の下に「、第二十三条の二第一項」を、「第二十六条第一項」の下に「、第二十六条の二第一項」を加える。

第七十七条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　第二十三条の二第一項の許可を受けないで同項の保持をした者

第七十八条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第二十六条の二第一項の許可を受けないで同項の変更又は保持をした者

第七十九条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第三十六条の二第一項の規定による届出をしないで原子力船を港に立ち入らせ、又は同条第三項の規定による命令に違反した者

第八十三条中「第二十六条第二項若しくは第三項」の下に「、第二十六条の二第二項」を加える。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　港則法の一部を次のように改正する。

第十二条中「以下単に航路という」を「以下第三十七条までにおいて単に「航路」という」に改める。

第三十七条の二中「、第三十六条の三及び第三十七条」を「及び第三十六条の三から前条まで」に改め、第七章中同条を第三十七条の三とし、第三十七条の次に次の一条を加える。

（原子力船に対する規制）

第三十七条の二　港長は、核原料物質、核然料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十六条の二第三項の規定による運輸大臣の指示があつたとき、又は核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）若しくは原子炉による災害を防止するため必要があると認めるときは、特定港内又は特定港の境界附近にある原子力船に対し、航路若しくは停泊し、若しくは停留する場所を指定し、航法を指示し、移動を制限し、又は特定港内若しくは特定港の境界附近から退去することを命ずることができる。

2　第二十一条第一項の規定は、原子力船が特定港に入港しようとする場合に準用する。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条　左の場合にはその行為をした者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条、第二十三条第一項若しくは第四項又は第三十七条の二第二項（第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。）の規定により準用する第二十一条第一項の規定に違反したとき。

二　第三十七条の二第一項（第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。）の規定による処分に違反したとき。

第三十九条第三号及び第四号、第四十一条、第四十一条の二並びに第四十三条第一号中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改める。

（内閣総理・法務・運輸大臣署名）

法律第七十九号（昭四〇・五・二二）

◎造船法の一部を改正する法律

造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「手数料」を「推進性能試験に要する費用の範囲内において省令で定める額の手数料」に改め、同項後段を削る。

第五条第三項を削り、同条第四項中「前条第三項及び第五項」を「前条第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第三項とする。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第八十号（昭四〇・五・二二）

◎港則法の一部を改正する法律

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（港及びその区域）

第二条　この法律を適用する港は、別表のとおりとし、その区域は、政令で定める。

第三条第二項中「別表に掲げる」を「政令で定める」に改める。

別表を次のように改める。

別表

都道府県	港名
北海道	枝幸、雄武、紋別、網走、羅臼、根室、花咲、霧多布、厚岸、釧路、十勝、幌泉、様似、浦河、苫小牧、室蘭、伊達、森、臼尻、函館、松前、福島、江差、瀬棚、寿都、岩内、余市、小樽、増毛、留萌、苫前、羽幌、天塩、稚内、青苗、天売、焼尻、沓形、鬼脇、鴛泊、香深、船泊
青森	深浦、鰺ケ沢、小泊、三厩、平館、青森、小湊、野辺地、大湊、川内、脇野沢、佐井、大間、大畑、尻屋岬、八戸
岩手	久慈、八木、宮古、山田、大槌、釜石、大船渡、広田
宮城	気仙沼、志津川、女川、鮎川、荻浜、渡波、石巻、塩釜
秋田	象潟、金浦、平沢、本荘、秋田船川、戸賀、北浦、能代
山形	酒田、加茂、由良、鼠ケ関
福島	松川浦、四倉、江名、中之作、小名浜
茨城	平潟、大津、会瀬、日立、磯崎、那珂湊、大洗
茨城 千葉	銚子
千葉	勝浦、白浜、館山、木更津、千葉、船橋市川
東京	岡田、波浮、元村、新島、大久保、神湊、八重根
東京 神奈川	京浜
神奈川	横須賀、三崎、真鶴
新潟	能生、直江津、柏崎、寺泊、新潟、岩船、両津、羽茂、小木
富山	魚津、伏木富山、氷見
石川	七尾、穴水、宇出津、小木、飯田、輪島、福浦、滝、金沢
福井	和田、小浜、敦賀、三国
静岡	熱海、網代、伊東、稲取、下田、手石、松崎、宇久須、土肥、戸田、静浦、沼津、田子の浦、清水、焼津、大井川、榛原、相良、御前崎、浜名
愛知	伊良湖、福江、泉、田原、豊橋、蒲郡、東幡豆、吉田、一色、衣浦、師崎、篠島、豊浜、内海、常滑、名古屋
三重	桑名、四日市、千代崎、津、松阪、宇治山田、鳥羽、波切、浜島、五ケ所、長島、引本、尾鷲、木本
京都	久美浜、浅茂川、間人、中浜、本庄、伊根、宮津、舞鶴、野原、田井
大阪	深日、阪南、大阪
兵庫	尼崎、西宮、神戸、明石、二見、別府、高砂、伊保、八木、姫路、相生、赤穂、津居山、柴山、香住、浜坂、岩屋、洲本、由良、福良、湊、都志、郡家、富島
和歌山	新宮、三輪崎、宇久井、勝浦、浦神、古座西向、串本、日置、田辺、御坊、由良、湯浅広、和歌山下津
鳥取	米子、赤碕、鳥取、網代、田後
鳥取 島根	境
島根	益田、浜田、江津、仁万、久手、大社、恵曇、加賀、七類、美保関、松江、安来、西郷、浦郷
岡山	日生、片上、鶴海、牛窓、西大寺、小串、岡山、宇野、日比、琴浦、味野、下津井、水島、玉島、笠岡
広島	福山、尾道糸崎、忠海、竹原、安藝津、呉、広島、廿日市、大竹、土生、重井、佐木、瀬戸田、鮴崎、木ノ江、御手洗、大西、蒲刈、厳島
山口	岩国、久賀、安下庄、小松、柳井、室津、上関、平生、室積、徳山下松、三田尻中関、秋穂、山口、丸尾、宇部、小野田、厚狭、小串、特牛、角島、粟野、仙崎、萩、須佐、江崎
山口 福岡	関門
徳島	撫養、今切、徳島、小松島、富岡、橘、由岐、日和佐、牟岐、浅川、宍喰
香川	豊浜、観音寺、仁尾、詫間、多度津、丸亀、坂出、香西、高松、志度、津田、三本松、引田、坂手、内海、池田、土庄、直島
愛媛	深浦、宇和島、吉田、三瓶、八幡浜、川之石、三崎、三机、長浜、郡中、松山、北条、菊間、今治、吉海、壬生川、西条、新居浜、三島、寒川、川之江、岡村、宮浦、伯方
高知	甲浦、室戸岬、室津、奈半利、高知、宇佐、須崎、久礼、上ノ加江、佐賀、上川口、下田、清水、片島
福岡	加布里、博多、大島、芦屋、苅田、宇島、三池、大牟田、若津
佐賀	伊万里、呼子、唐津、住ノ江、諸富
長崎	島原、口之津、小浜、茂木、脇岬、長崎、式見、瀬戸、大村、崎戸、佐世保、相浦、臼浦、江迎、田平、今福、福江、富江、玉之浦、岐宿、奈留島、奈良尾、有川、笛吹、平戸、津吉、生月、大島、芦辺、郷ノ浦、勝本、比田勝、佐須奈、厳原、豆酘
熊本	水俣、佐敷、八代、三角、百貫、長洲、姫戸、本渡、牛深、富岡、鬼池
福岡 大分	中津
大分	長洲、高田、竹田津、国東、守江、別府、大分、佐賀関、臼杵、津久見、佐伯、蒲江
宮崎	北浦、延岡、土々呂、細島、宮崎、内海、油津、外浦、福島
鹿児島	志布志、内之浦、大泊、大根占、鹿屋、垂水、福山、加治木、鹿児島、山川、枕崎、野間池、串木野、川内、阿久根、米ノ津、西之表、島間、中甑、手打、一湊、宮之浦、名瀬、古仁屋

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。

（港域法の廃止）

2　港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）は、廃止する。

（他の法律の一部改正）

3　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3　前項第二号の港の区域は、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、運輸大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。

4　海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「別に法律でこれを定める」を「港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条の規定に基づく政令で定めるところによる」に改める。

5　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）の港の区域」を「港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域」に、「港域法の港の区域」を「同法に基づく港の区域」に改める。

6　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）に定める区域」を「港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域」に改める。

7　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第一項中「港域法（昭和二十三年法律第百七十五号）で定めるところにより」を「港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域により」に改める。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第八十一号（昭四〇・五・二四）

◎特許法等の一部を改正する法律

（特許法の一部改正）

第一条　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三項中「開設する博覧会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの」を加え、「同盟条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいう。以下同じ。）」を「パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）」に、「同盟条約の」を「パリ条約の」に改める。

第四十三条第一項中「同盟条約」を「パリ条約」に、「第四条丁第一号」を「第四条D(1)」に、「又は」を「若しくは同条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は」に、「同条甲第二号」を「同条A(2)」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「同盟条約」を「パリ条約」に、「第四条甲第二号」を「第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし若しくは同条A(2)」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　第一項の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を前項に規定する書類とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、同項に規定する書類の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知つたときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

第八十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その特許発明に係る特許出願の日から四年を経過していないときは、この限りでない。

第九十四条第一項中「通常実施権は、」の下に「第八十三条第二項若しくは」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「通常実施権者は、」の下に「第八十三条第二項若しくは」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　第八十三条第二項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

（実用新案法の一部改正）

第二条　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その登録実用新案に係る実用新案登録出願の日から四年を経過していないときは、この限りでない。

第二十四条第一項中「通常実施権は、」の下に「第二十一条第二項若しくは」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「通常実施権者は、」の下に「第二十一条第二項若しくは」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　第二十一条第二項の裁定による通常実施権は、実施の事業とともにする場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

（商標法の一部改正）

第三条　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号を次のように改める。

二　パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、及び千九百二十五年十一月六日にヘーグで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約及び千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンド

ンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下この条において同じ。）の同盟国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国の国旗を除く。）であつて、通商産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

第四条第一項第五号中「同盟条約」を「パリ条約」に改め、同項第九号中「開設する博覧会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第五十三条の二の規定により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した場合において、その審判の請求人が当該審決によつて取り消された商標登録に係る商標又はこれに類似する商標について商標登録出願をするときは、第一項第十三号の規定は、適用しない。

第九条第一項中「開設する博覧会」の下に「若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するもの」を加え、「同盟条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで改正された工業所有権保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ同盟条約をいう。以下同じ。）」を「パリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）」に、「同盟条約の」を「パリ条約の」に改める。

第十五条に次の一号を加える。

四　その商標登録出願に係る商標がパリ条約の同盟国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下同じ。）を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品又はこれに類似する商品について使用をするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるとき。ただし、その商標に関する権利を有する者からその商標登録出願が本文の規定に該当することをその理由とする登録異議の申立があつた場合に限る。

第五十三条の次に次の二条を加える。

第五十三条の二　登録商標がパリ条約の同盟国において商標に関する権利を有する者の当該権利に係る商標又はこれに類似する商標であつて当該権利に係る商品又はこれに類似する商品を指定商品とするものであり、かつ、その商標登録出願が、正当な理由がないのに、その商標に関する権利を有する者の承諾を得ないでその代理人若しくは代表者又は当該商標登録出願の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者によつてされたものであるときは、その商標に関する権利を有する者は、当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。

第五十三条の三　前条の審判は、商標権の設定の登録の日から五年を経過した後は、請求することができない。

第五十五条、第五十六条第一項、第六十一条及び第六十三条第二項中「又は第五十三条第一項」を「、第五十三条第一項又は第五十三条の二」に改める。

第六十八条第四項中「第四十六条まで」の下に「、第五十三条の二から第五十四条まで」を加える。

（不正競争防止法の一部改正）

第四条　不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「国」を「地」に改め、同条第五号中「内容」の下に「、製造方法、用途」を加え、同条に次の一項を加える。

千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約ノ同盟国（以下単ニ同盟国ト称ス）ニ於テ商標ニ関スル権利（商標権ニ相当スル権利ニ限ル以下同ジ）ヲ有スル者ハ其ノ代理人若ハ代表者又ハ代理人若ハ代表者タリシ者ニシテ正当ノ理由ナキニ拘ラズ当該商標ニ関スル権利ヲ有スル者ノ承諾ナクシテ当該権利ニ係ル商標ト同一若ハ類似ノ商標ヲ同一若ハ類似ノ商品ニ使用シ又ハ之ヲ使用シタル同一若ハ類似ノ商品ヲ販売、拡布若ハ輸出スルモノニ対シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ代理人又ハ代表者タリシ者ニシテ其ノ行為開始ノ日前一年以内ニ代理人又ハ代表者ニ非ザリシモノニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

第一条ノ二第二項中「前条第一号若ハ第二号」を「前条第一項第一号若ハ第二号若ハ同条第二項」に、「同条第六号」を「同条第一項第六号」に改め、同条第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

故意又ハ過失ニ因リ前条第二項ノ行為ヲ為シタル代理人若ハ代表者又ハ当該行為開始ノ日前一年以内ニ代理人若ハ代表者タリシ者ハ之ニ因リ営業上ノ利益ヲ害セラレタル同項ノ商標ニ関スル権利ヲ有スル者ニ対シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第二条第一項第四号中「第一条第一号」を「第一条第一項第一号」に改める。

第三条中「工業所有権保護同盟条約国」を「同盟国」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条ノ二　同盟国ノ加入スル政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又ハ名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノハ当該国際機関ノ許可ナクシテ当該国際機関ト関係アル旨ノ誤認ヲ生ゼシムル方法ニ依リ之ヲ商標トシテ使用シ又ハ之ヲ商標トシテ使用シタル商品ヲ販売若ハ拡布スルコトヲ得ズ

第五条第一号中「内容」の下に「、製造方法、用途」を加え、同条第二号中「第一条第一号」を「第一条第一項第一号」に改め、同条第三号中「第一条第三号」を「第一条第一項第三号」に改め、同条第四号中「前条」を「前二条」に改める。

第六条中「第一条第一号第二号」を「第一条第一項第一号及第二号並ニ第二項」に、「及第五条第二号」を「、第四条ノ二並ニ第五条第二号」に改める。

附　則

この法律は、千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリ

ボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約への加入の効力発生の日から施行する。ただし、第四条中不正競争防止法第一条第四号の改正規定は、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入効力発生の日から施行する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第八十二号（昭四〇・五・二五）

◎恩給法等の一部を改正する法律

（恩給法の一部改正）

第一条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十八条ノ四第一項中「十一万円」を「十五万円」に、「五十五万円」を「七十五万円」に、「七十七万円」を「百五万円」に、「六十六万円」を「九十万円」に、「九十九万円」を「百三十五万円」に、「百三十万円」を「百八十万円」に改める。

別表第二号表中「二三三、〇〇〇円」を「三〇一、〇〇〇円」に、「一八九、〇〇〇円」を「二四四、〇〇〇円」に、「一五一、〇〇〇円」を「一九六、〇〇〇円」に、「一〇七、〇〇〇円」を「一四七、〇〇〇円」に、「七〇、〇〇〇円」を「一一四、〇〇〇円」に、「五二、〇〇〇円」を「八七、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「二四八、〇〇〇円」を「三二〇、〇〇〇円」に、「二〇五、〇〇〇円」を「二六五、〇〇〇円」に、「一七六、〇〇〇円」を「二二七、〇〇〇円」に、「一四五、〇〇〇円」を「一八七、〇〇〇円」に、「一一六、〇〇〇円」を「一五〇、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表及び第五号表を次のように改める。

第四号表

退職当時ノ俸給年額	率
六三六、八〇〇円以上ノモノ	二一・六割
五八五、六〇〇円ヲ超エ六三六、八〇〇円未満ノモノ	二二・三割
五五九、九〇〇円ヲ超エ五八五、六〇〇円以下ノモノ	二三・〇割
五三九、五〇〇円ヲ超エ五五九、九〇〇円以下ノモノ	二三・二割
三七七、五〇〇円ヲ超エ五三九、五〇〇円以下ノモノ	二三・四割
三五九、五〇〇円ヲ超エ三七七、五〇〇円以下ノモノ	二三・九割
三二三、四〇〇円ヲ超エ三五九、五〇〇円以下ノモノ	二四・五割
二六二、九〇〇円ヲ超エ三二三、四〇〇円以下ノモノ	二五・二割
二五二、七〇〇円ヲ超エ二六二、九〇〇円以下ノモノ	二五・七割
二三五、七〇〇円ヲ超エ二五二、七〇〇円以下ノモノ	二六・一割
二二九、〇〇〇円ヲ超エ二三五、七〇〇円以下ノモノ	二七・二割
二二二、〇〇〇円ヲ超エ二二九、〇〇〇円以下ノモノ	二七・五割
一九四、八〇〇円ヲ超エ二二二、〇〇〇円以下ノモノ	二七・九割
一七二、一〇〇円ヲ超エ一九四、八〇〇円以下ノモノ	二八・三割
一六五、八〇〇円ヲ超エ一七二、一〇〇円以下ノモノ	二九・〇割
一六一、四〇〇円ヲ超エ一六五、八〇〇円以下ノモノ	二九・九割
一五七、六〇〇円ヲ超エ一六一、四〇〇円以下ノモノ	三〇・六割
一五三、七〇〇円ヲ超エ一五七、六〇〇円以下ノモノ	三〇・九割
一四七、七〇〇円ヲ超エ一五三、七〇〇円以下ノモノ	三一・三割
一四一、八〇〇円ヲ超エ一四七、七〇〇円以下ノモノ	三二・三割
一四一、八〇〇円以下ノモノ	三二・九割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ九三、四五七円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条第一項第二号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ九三、四五七円（退職当時ノ俸給年額ガ一二九、八〇〇円未満ナルトキハ九三、四五七円ニ一二九、八〇〇円ニ対スル退職当時ノ俸給年額ノ割合ヲ乗ジテ得タル額）トス

第五号表

退職当時ノ俸給年額	率
六三六、八〇〇円以上ノモノ	一六・三割
五八五、六〇〇円ヲ超エ六三六、八〇〇円未満ノモノ	一六・七割
五五九、九〇〇円ヲ超エ五八五、六〇〇円以下ノモノ	一六・九割
五三九、五〇〇円ヲ超エ五五九、九〇〇円以下ノモノ	一七・一割
三七七、五〇〇円ヲ超エ五三九、五〇〇円以下ノモノ	一七・六割
三二三、四〇〇円ヲ超エ三七七、五〇〇円以下ノモノ	一八・三割
三〇六、七〇〇円ヲ超エ三二三、四〇〇円以下ノモノ	一八・九割
二五二、七〇〇円ヲ超エ三〇六、七〇〇円以下ノモノ	一九・一割
二三五、七〇〇円ヲ超エ二五二、七〇〇円以下ノモノ	一九・六割
二二二、〇〇〇円ヲ超エ二三五、七〇〇円以下ノモノ	二〇・六割
二〇八、三〇〇円ヲ超エ二二二、〇〇〇円以下ノモノ	二〇・九割
一九四、八〇〇円ヲ超エ二〇八、三〇〇円以下ノモノ	二一・三割
一八八、六〇〇円ヲ超エ一九四、八〇〇円以下ノモノ	二一・五割
一七七、四〇〇円ヲ超エ一八八、六〇〇円以下ノモノ	二二・二割
一五七、六〇〇円ヲ超エ一七七、四〇〇円以下ノモノ	二二・四割
一五三、七〇〇円ヲ超エ一五七、六〇〇円以下ノモノ	二二・八割
一四七、七〇〇円ヲ超エ一五三、七〇〇円以下ノモノ	二三・三割
一四一、八〇〇円ヲ超エ一四七、七〇〇円以下ノモノ	二四・二割
一四一、八〇〇円以下ノモノ	二四・七割

右ニ掲グル率ニ依リ計算シタル年額ガ五六、〇三一円未満ト為ルトキニ於ケル第七十五条第一項第三号ニ規定スル扶助料ノ年額ハ五六、〇三一円（退職当時ノ俸給年額ガ一二九、八〇〇円未満ナルトキハ五六、〇三一円ニ一二九、八〇〇円ニ対スル退職当時ノ俸給年額ノ割合ヲ乗ジテ得タル額）トス

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項

を同条第二項とする。

附則第二十四条第六項中「前項」を「第五項又は前項」に、「第四項第一号」を「それぞれ第四項第一号又は第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　旧軍人、旧準軍人又は旧軍属として昭和二十年九月二日から引き続き海外にあつた者の旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての在職年を計算する場合においては、同日後帰国するまでの在職期間の一月につき一月の月数を加えたものによる。

附則第二十四条の六中「第六項」を「第七項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条の七　附則第二十四条の五の規定は、旧軍人、旧準軍人若しくは旧軍属で附則第二十四条第六項及び第七項の規定の適用によりその在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達することとなるもの又はこれらの者の遺族について準用する。この場合において、附則第二十四条の五第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは「昭和四十年十月一日」と、同条第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の当該普通恩給の給与は昭和三十七年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は、昭和四十年十月から」と読み替えるものとする。

附則第二十六条中「第二十四条の五」の下に「（第二十四条の六及び第二十四条の七において準用する場合を含む。）」を加える。

附則別表第一を次のように改める。

附則別表第一

階級	仮定俸給年額
大将	九七七、八〇〇円
中将	八一八、〇〇〇
少将	六三六、八〇〇
大佐	五三九、五〇〇
中佐	五〇八、七〇〇
少佐	四〇〇、三〇〇
大尉	三二三、四〇〇
中尉	二五二、七〇〇
少尉	二二二、〇〇〇
准士官	一九四、八〇〇
曹長又は上等兵曹	一六一、四〇〇
軍曹又は一等兵曹	一五三、七〇〇
伍長又は二等兵曹	一四七、七〇〇
兵	一二九、八〇〇

備考　各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第三(イ)中

「

階級	率
大将 中将 少将	一七・〇〇割
大佐 中佐 少佐	一九・〇〇割
大尉 中尉 少尉	二〇・〇〇割
准士官	二三・〇六割
曹長 上等兵曹	二八・七三割
軍曹 一等兵曹	三〇・六七割
伍長 二等兵曹	三一・七四割
兵	三五・五〇割

」を「

階級	率
大将 中将 少将	二一・六割
大佐 中佐 少佐	二三・四割
大尉	二五・二割
中尉	二六・一割
少尉	二七・九割
准士官	二九・七割
曹長 上等兵曹	三五・二割
軍曹 一等兵曹	三六・七割
伍長 二等兵曹	三八・七割
兵	四三・二割

」に改める。

附則別表第三(ロ)中

「

階級	率
大将 中将 少将	一二・八〇割
大佐 中佐 少佐	一四・三〇割
大尉 中尉 少尉	一五・〇〇割
准士官	一五・五〇割
曹長 上等兵曹	一八・三二割
軍曹 一等兵曹	一九・三〇割
伍長 二等兵曹	一九・八二割
兵	二一・三〇割

」を「

階級	率
大将 中将 少将	一六・三割
大佐 中佐 少佐	一七・六割
大尉	一八・九割
中尉	一九・六割
少尉	二〇・九割
准士官	二一・五割
曹長 上等兵曹	二二・四割
軍曹 一等兵曹	二三・二割
伍長 二等兵曹	二四・二割
兵	二五・九割

」に改める。

附則別表第四中「三三、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「三五、〇〇〇円」を「七五、〇〇〇円」に、「三〇、〇〇〇円」を「五七、〇〇〇円」に、「二六、〇〇〇円」を「四五、〇〇〇円」に、「二一、〇〇〇円」を「三九、〇〇〇円」に、「十分の八・五」を「十分の七・五」に改める。

（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正）

第三条　旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

階級	率
大将 中将 少将	一〇・〇〇割
大佐 中佐 少佐	一一・五〇割
大尉 中尉 少尉	一三・三〇割
准士官	一五・二六割
曹長 上等兵曹	一八・三二割
軍曹 一等兵曹	一九・三〇割
伍長 二等兵曹	一九・八二割
兵	二一・三〇割

」を「

階級	率
大将 中将 少将	一三・七割
大佐 中佐 少佐	一四・二割
大尉	一七・〇割
中尉	一七・六割
少尉	一八・八割
准士官	一九・七割
曹長 上等兵曹	二二・四割
軍曹 一等兵曹	二三・二割
伍長 二等兵曹	二四・二割
兵	二五・九割

」に改める。

附　則

（施行期日）